

# **いきいきかどま高齢者プラン2021**

**—門真市第8期高齢者保健福祉計画—**

**令和3(2021)年度～令和5(2023)年度**

**令和3(2021)年3月**

**門 真 市**



## はじめに

我が国では高齢化がさらに進行しており、本市におきましても、令和2（2020）年10月の高齢化率が29.7%となり、全国や大阪府よりも高い値で推移しています。

高齢化の進行に伴い、社会保障関連経費の増大や高齢者独居世帯、高齢者のみの世帯の増加により、防犯や防災、介護における課題が顕在化しています。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大では、不要不急の外出自粛が求められたことから、運動不足等による高齢者の身体機能や認知機能が低下・悪化するフレイルの進行が危惧されましたが、市内の団体による「かどま折り鶴12万羽プロジェクト」等をはじめとする高齢者が社会とのつながりを保ち、コロナ禍にあっても日々の暮らしを笑顔で過ごせる新たな取り組みも行われてきたところ です。

このたび、策定しました計画では、「みんなが笑って活躍できる安心のまち・門真」を将来像に掲げ、健康長寿や生涯現役、地域共生社会の実現に向け、高齢者みんなが笑って支え合い活躍できるように、安全・安心な地域社会づくりを推進していくこととしております。

今後におきましても、団塊の世代が後期高齢期（75歳以上）を迎える2025年、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据え、行政と市民・地域・団体などと協働・共創し、高齢者が認知症等、要介護状態となっても、住み慣れた地域で尊厳と生きがいをもって自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、認知症施策や介護予防を推進していくとともに、多様な社会参加の場を構築し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたさらなる環境の整備に努めてまいります。

また、本計画とくすのき広域連合が策定した『第8期介護保険事業計画』と連携し、一体となって施策を進めることにより、地域の実情や課題に適切に対応してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様にはより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、活発なご議論・ご提言を賜りました審議会委員の皆様には深く感謝申し上げますとともに、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました皆様に心より御礼申し上げます。

令和3（2021）年3月

門真市長 宮本 一孝





# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

---

1  日本の将来推計人口	1
2  計画の目的と背景	2
3  計画の位置づけ	3
4  計画の期間	5
5  計画の策定体制と方法	6

## 第2章 門真市の高齢者を取り巻く現状

---

1  人口の動向	8
2  高齢者を取り巻く状況	11
3  将来推計	16

## 第3章 高齢者を取り巻く動向と課題

---

1  全国的な動向	17
2  第7期計画までの現状と課題	20

## 第4章 計画の基本的な考え方

---

1  本市のまちづくりに対する考え方と本計画の基本理念	50
2  第8期計画における基本視点	52
3  第8期計画のめざすべき将来像	53
4  第8期計画の基本目標	54
5  第8期計画の体系	57

## 第5章 施策の展開

---

1  介護予防と日常的支援の推進	58
2  認知症施策と支え合いの推進	72
3  高齢者の尊厳の確保	80
4  生きがいづくりと社会参加の促進	85
5  住みやすい環境づくり	95
6  総合的な推進体制の充実	106

## 第6章 計画の推進にあたって

---

1  計画推進について	112
2  計画の進行管理	112

## 資料編

---

1	計画の策定経過	113
2	諮問書	115
3	答申書	116
4	門真市附属機関に関する条例（抜粋）	117
5	門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）	118
6	門真市高齢者保健福祉計画審議会委員名簿	120
7	門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会設置要綱（抜粋）	121
8	門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会委員名簿	122
9	門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会ワーキンググループ設置要綱（抜粋）	123
10	門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会ワーキンググループ委員名簿	124
11	第8期くすのき広域連合介護保険事業計画（抜粋）	125
12	地域包括支援センター	127
13	主な施設一覧	129
14	事業実績（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）	131
15	用語解説	136

※本編中の用語には、初出のみに、右上に「※」を付けています。

# 第1章 計画の策定にあたって

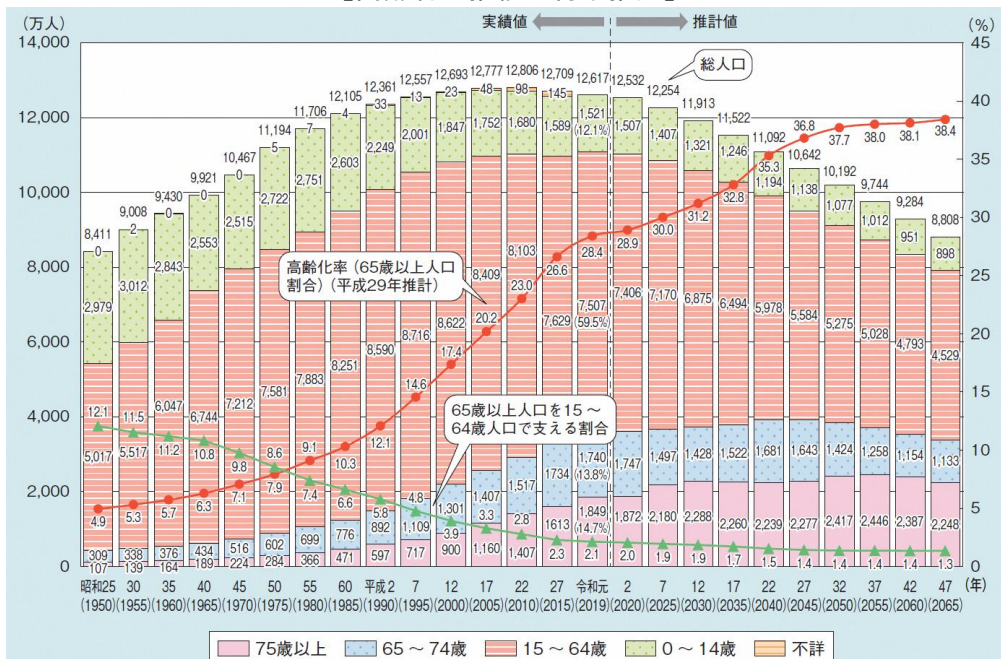
## 1 日本の将来推計人口

我が国では高齢者の増加が加速しており、総務省統計局の人口推計によると、令和元(2019)年10月1日現在、65歳以上の人口は3,589万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は28.4%で、国民の約4人に1人以上が高齢者となっています。

高齢者人口は、国立社会保障・人口問題研究所において公表された将来人口推計によると、「団塊の世代(昭和22年から昭和24年までの3年間に出生した世代)」が65歳以上の前期高齢者となった平成27(2015)年の3,347万人から、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年には3,677万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増加を続け令和22(2040)年に3,920万人でピークを迎え、令和27(2045)年以降は減少に転じると推計されています。

65歳以上人口のうち、65~74歳人口は「団塊の世代」が高齢期に入った後に令和2(2020)年の1,747万人でピークを迎えます。その後は、令和12(2030)年まで減少傾向となりますが再び増加に転じ、令和22(2040)年の1,681万人に至った後、減少に転じると推計されています。一方、75歳以上人口は、令和37(2055)年まで増加傾向が続くものと見込まれています。

【高齢者の推移と将来推計】



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2019年は総務省「人口推計」（令和元年10月1日確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。  
 (注1) 2019年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には、(注2)における沖縄県の一部の人口を不詳には含めないものとする。  
 (注2) 沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）は65～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。  
 (注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

## 2 計画の目的と背景

「いきいきかどま高齢者プラン 2021」（以下「第8期計画」という。）は、本市における高齢者を取り巻く現状と課題を踏まえ、継続的に超高齢社会に対応した高齢者保健福祉施策を進めるため、「いきいきかどま高齢者プラン 2018」（以下「第7期計画」という。）を見直し、介護保険事業の運営を担うくすのき広域連合の介護保険事業計画との整合を図り策定するものです。

### （1）高齢化のさらなる進行

本市の令和2（2020）年10月1日現在の住民基本台帳による高齢化率は29.7%であり、平成28（2016）年から1.4ポイント上昇し、高齢化がさらに進行しています。

また、ひとり暮らし高齢者の増加が著しく、平成17（2005）年の5,126世帯が平成27（2015）年では8,497世帯と、この10年間で1.7倍に増加しており、全国や大阪府と比べてひとり暮らし高齢者の割合は多い状況です。

### （2）2025・2040年を見据えた高齢者を支える取組が必要

急速に高齢者が増加している中、今後は、高齢者数の急激な伸びは想定されていないものの、団塊の世代が後期高齢期（75歳以上）を迎える令和7（2025）年に30.3%となる見込みです。団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年には、高齢化率は格段に上昇し38.2%と予測されます。また、令和22（2040）年に向かって前期高齢者数が後期高齢者数を上回ると推計されます。

本市においても、2025・2040年を見据え、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の実情に応じた、医療・介護・介護予防\*・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムをますます深化していくことが求められています。そのため、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が支え合う地域づくりを進めていくことが重要となっています。

### （3）みんなが笑って活躍できる安心のまち・門真をめざして

介護の必要な高齢者に介護保険サービスなどを提供するという視点だけではなく、介護が必要になる前の元気な状況を維持する取組を充実させます。そのためには、高齢者みんなが笑って支え合い活躍できるように、趣味や生きがいを応援し、多様な社会参加の場を構築するとともに、健康診査の実施や生活習慣病予防などを推進して健康寿命の延伸に努めます。

また、高齢者をはじめ、地域の住民がお互いに支え合える地域づくりに取り組み、地域のさまざまな支援体制や組織が相互に連携することができる「地域共生社会」の実現をめざすとともに、高齢者をはじめすべての地域住民がお互いにできることを支援し合う、つながりのある地域づくりをめざしていきます。



### 3 計画の位置づけ

---

#### (1) 門真市高齢者保健福祉計画

門真市高齢者保健福祉計画（以下「高齢者計画」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画として、本市が策定しています。

本市における高齢者福祉に関する施策全般にわたる計画であり、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向かって取り組むべき施策全般を盛り込むもので、高齢者あるいは40歳以上の壮年者の高齢期を見据えた健康づくり、高齢者の生活自立支援、生きがいづくり、防災や防犯、交通安全など、生活全般にわたる施策を含めた計画となっています。

第8期計画以降の計画は、2025年を見据えた地域包括ケア計画として地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、2040年をも見越した地域包括ケアシステムを一層深化・推進するものであることから、「いきいきかどま高齢者プラン2018－門真市第7期高齢者保健福祉計画－」の後継計画として、理念や考え方を引き継いで策定するものです。

#### (2) くすのき広域連合介護保険事業計画

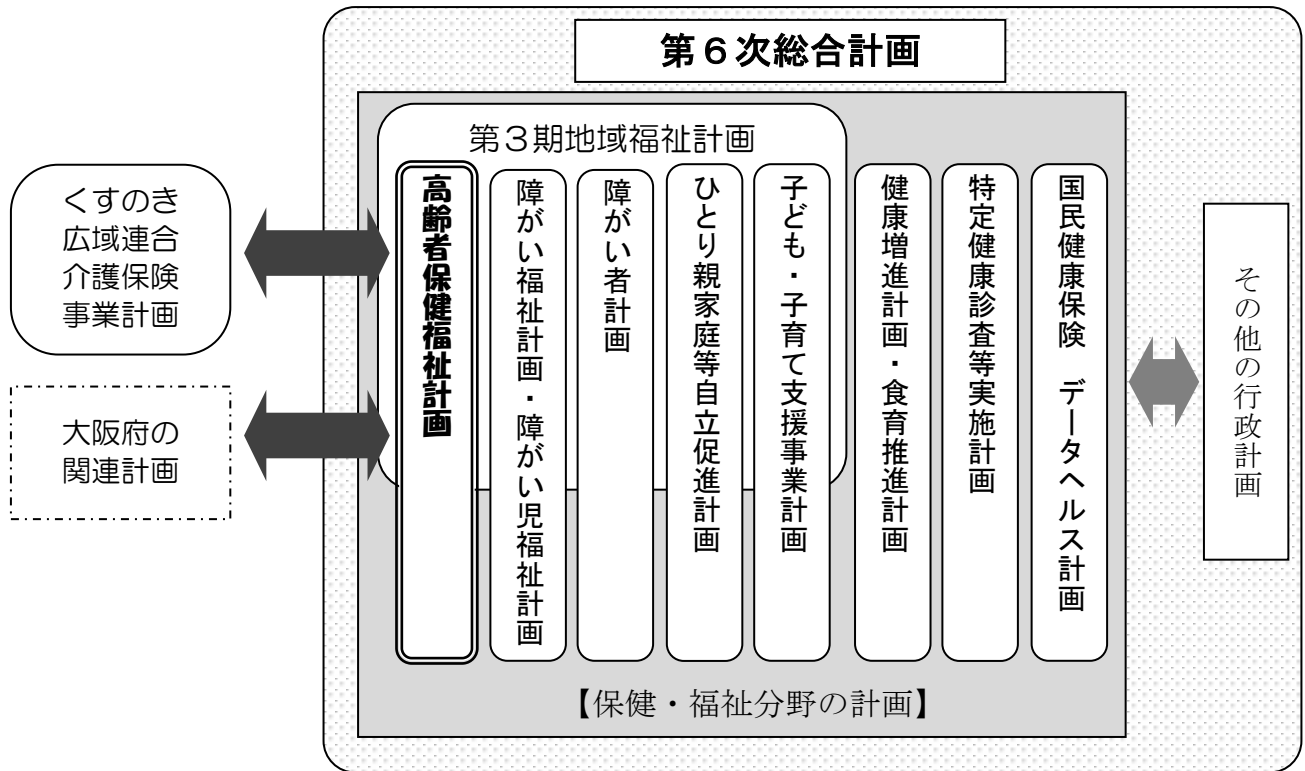
くすのき広域連合介護保険事業計画（以下「介護計画」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく市町村介護保険事業計画として、高齢者計画とは別に、くすのき広域連合が策定しています。

くすのき広域連合は、守口市、門真市、四條畷市の3市により、保険財政基盤をより強固なものとし、公正・公平な住民本位の介護保険制度を確立するため、介護保険事務を広域連合で共同処理しています。

介護計画は、介護保険サービスの確保と提供、整備などに関する介護保険事業について定めており、高齢者計画の高齢者の生活を支えるさまざまな施策・事業の展開にあたっては、くすのき広域連合における介護保険事業の取組との調和・連携が重要であることから、介護計画との調和・整合を図り策定しています。

### (3) 上位計画・関連計画等との関係

本計画は、本市の総合的な行政運営の方針を示した門真市第6次総合計画を最上位計画とするとともに、門真市第3期地域福祉計画を福祉分野の上位計画とし、高齢者保健福祉に関連する他の計画との整合を図り、策定します。

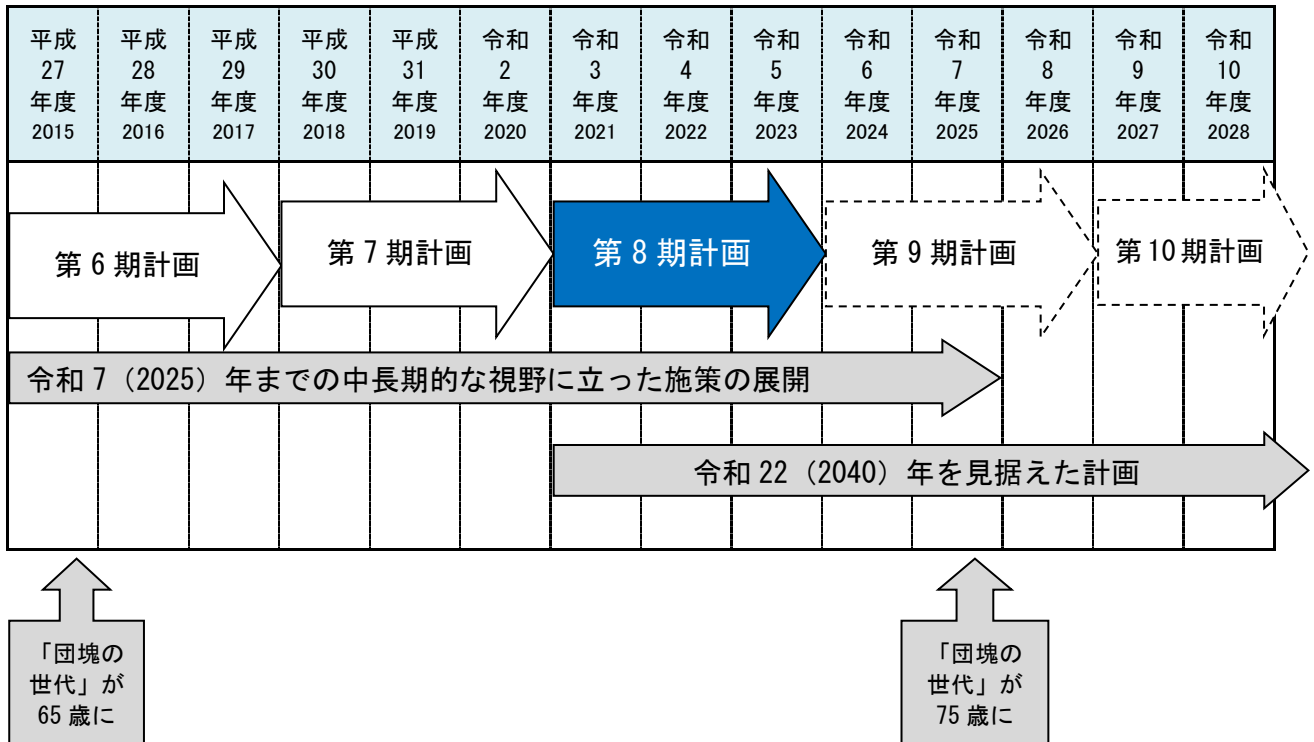


また、高齢化の進行に伴って、社会保障費の増大、労働力人口の減少等が及ぼすまちづくりや財政面など市政への影響が想定されることから、団塊の世代が後期高齢期（75歳以上）を迎える令和7（2025）年を見据え、平成30（2018）年2月に「門真市2025年問題対策検討委員会」を立ち上げ、本市の置かれた現状や課題の把握を行い、その課題と解決に向けた高齢化対策について整理した2025年問題レポートを作成しました。

本計画は、2025年問題レポートとの整合も図り、策定します。

## 4 計画の期間

高齢者保健福祉計画は、3年ごとに作成しており、第8期計画は、期間を令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とし、計画の策定にあたっては、現状や課題を分析し、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点に立ち、新規や継続の施策・事業の取組を進めていきます。



## 5 計画の策定体制と方法

本計画の策定にあたっては、高齢者などの現状をふまえ、その意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行いました。

### (1) 計画の策定体制

高齢者などの施策検討にあたっては、保健・福祉の分野をはじめ生涯学習、教育、住宅、まちづくりなど 関連分野の施策との連携が重要であることから、本計画の策定にあたっては、庁内関連部局の参画する「門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会ワーキンググループ」「門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会」を設置し、計画策定のための検討を行いました。

また、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、地域組織代表、公募による市民代表などで構成される「門真市高齢者保健福祉計画審議会」を設置し、幅広く意見を伺いました。

### (2) 計画策定の方法

#### ① 高齢者等実態調査の実施

高齢者などの生活実態やニーズを把握し、計画を策定するための基礎的な資料を得るために、「若年者一般調査(40～64歳)」を実施しました。また65歳以上の要介護などの認定を受けていない高齢者については、くすのき広域連合において実施したアンケート調査結果を活用しています。

	若年者一般調査(40～64歳)	高齢者一般調査(65歳以上)
① 調査基準日	令和2(2020)年8月6日	令和元(2019)年8月31日
② 調査期間	令和2(2020)年8月11日から 8月31日まで	令和元(2019)年11月25日から 12月16日まで
③ 調査方法	郵 送	郵 送
④ 調査客体数(発送調査票数)	2,000件	1,741件
⑤ 回答調査票数	869件	922件
⑥ 有効調査票数	869件	919件
⑦ 有効回収率(⑥/④)	43.5%	52.8%

## ②パブリックコメントの実施

計画について広く市民から意見を募集するため、令和3（2021）年1月8日から27日までの間にパブリックコメントを実施しました。

実施にあたっては、ホームページに掲載するとともに、高齢福祉課、市役所本館入口、市情報コーナー（市役別館1階）、保健福祉センター、南部市民センター、女性サポートステーションWESS、門真市民プラザ、ルミエールホール（門真市民文化会館）、中塚荘（市民交流会館）、市立公民館、文化会館、図書館（本館）、老人福祉センター、高齢者ふれあいセンターにおいて閲覧できるようにしました。



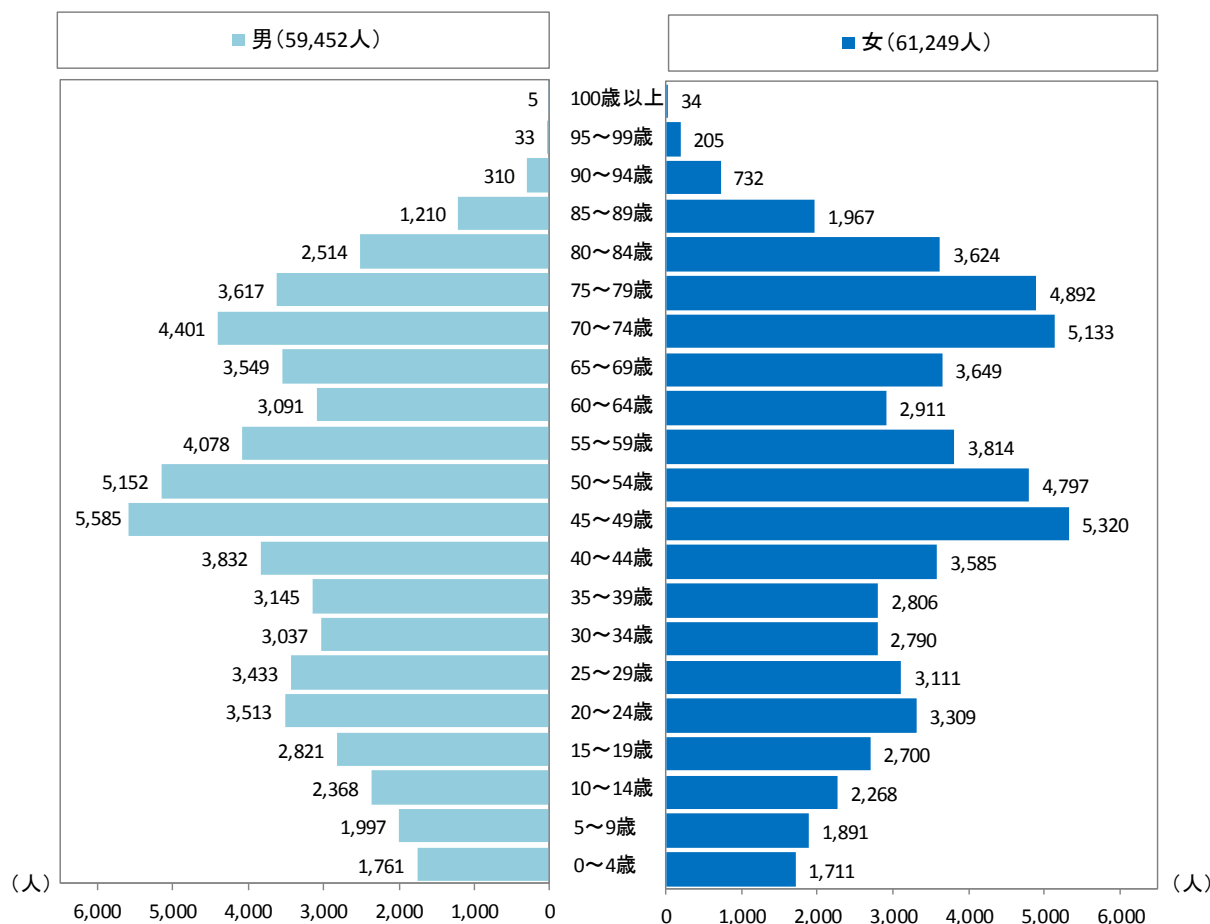
## 第2章 門真市の高齢者を取り巻く現状

### 1 人口の動向

#### (1) 人口構造

本市の人口は、令和2（2020）年10月1日現在で、男性59,452人、女性61,249人となっています。年齢5歳階級別では、男女ともに45～49歳の人口が最も多くなっています。続いて、男性では50～54歳、70～74歳の順に多く、女性では70～74歳、75～79歳の順に多くなっています。現在の高齢者の核を占める団塊世代、ミドル層の核である団塊ジュニア世代の人口が多い構造となっています。

■門真市の人口ピラミッド

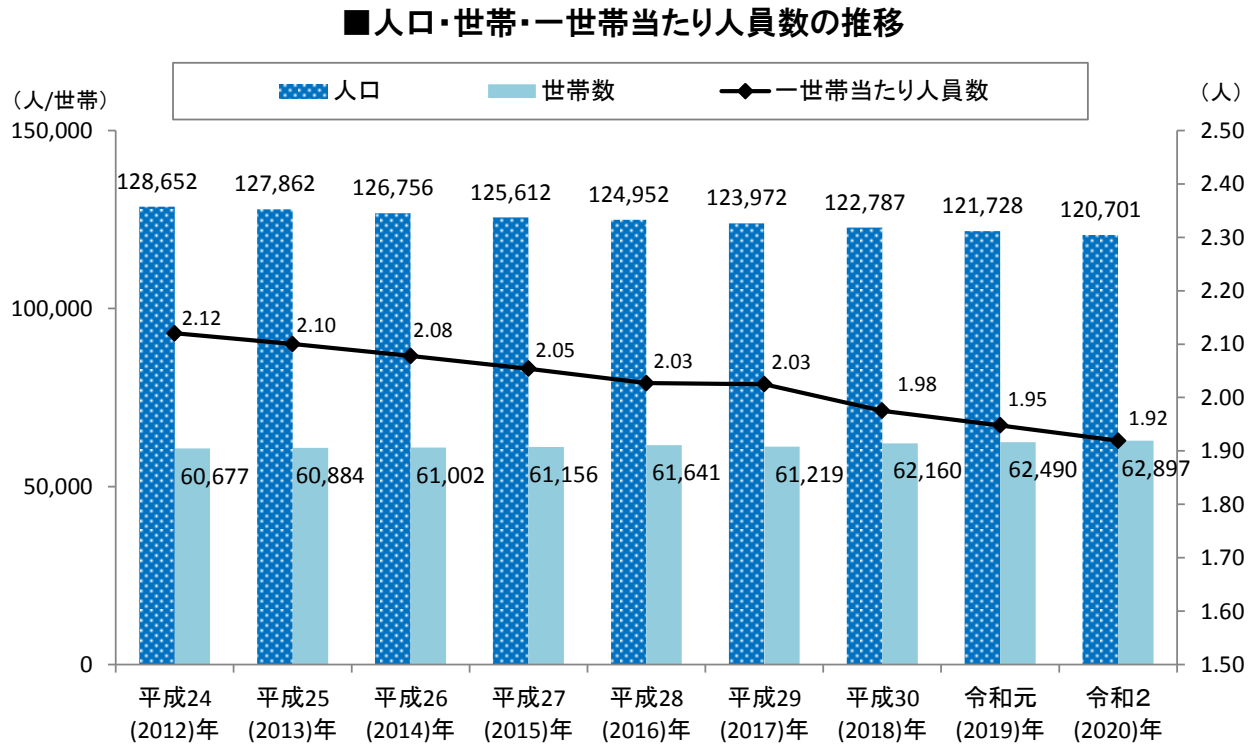


資料：住民基本台帳人口（令和2年10月1日現在）

## (2) 人口・世帯の状況

本市における近年の人口は減少傾向で推移しています。一方、世帯数は、年による変動はあるものの増加傾向にあります。一方、一世帯当たり人員数は、減少傾向にあります。

令和2（2020）年10月1日時点で、人口が120,701人であり、世帯数は62,897世帯となっており、一世帯当たり人員数は1.92人となっています。



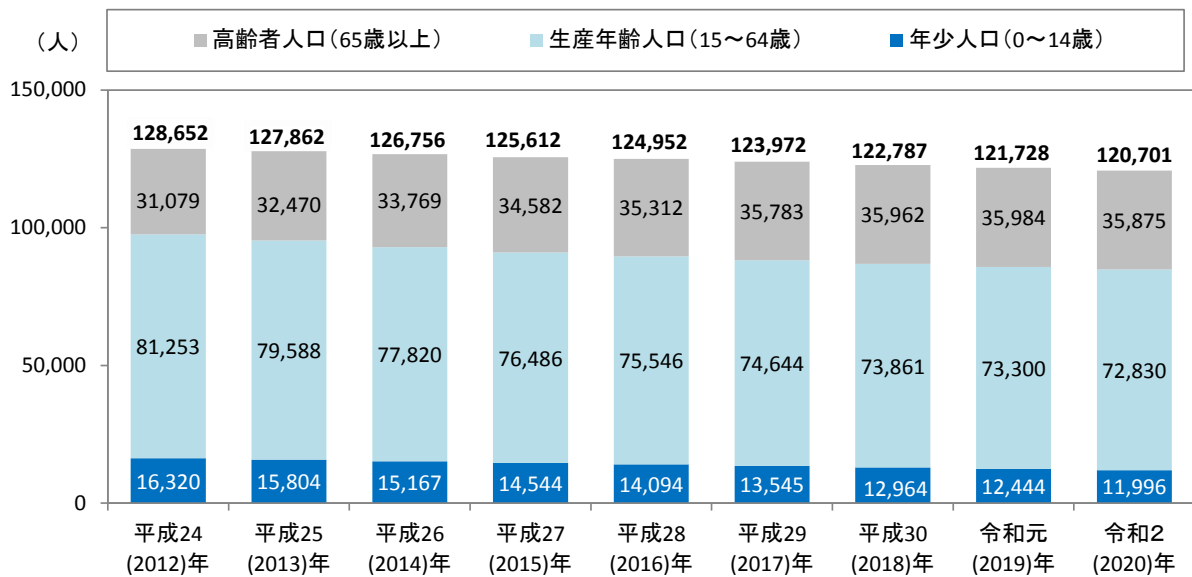
資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

### (3) 年齢3区分人口の状況

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口および生産年齢人口は減少が続いています。一方、高齢者人口は増加が続いていましたが、令和2（2020）年に減少に転じました。

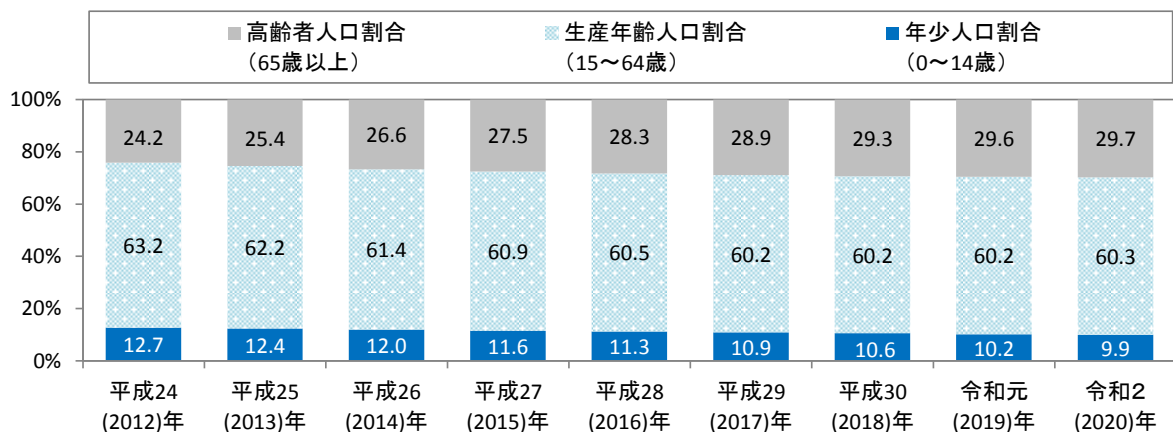
人口構成比をみると、年少人口は低下傾向、生産年齢人口は低下から横ばい傾向にあります。高齢者人口の割合（高齢化率）は徐々に上昇し続け、令和2（2020）年に29.7%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

■年齢3区分別人口構成比の推移



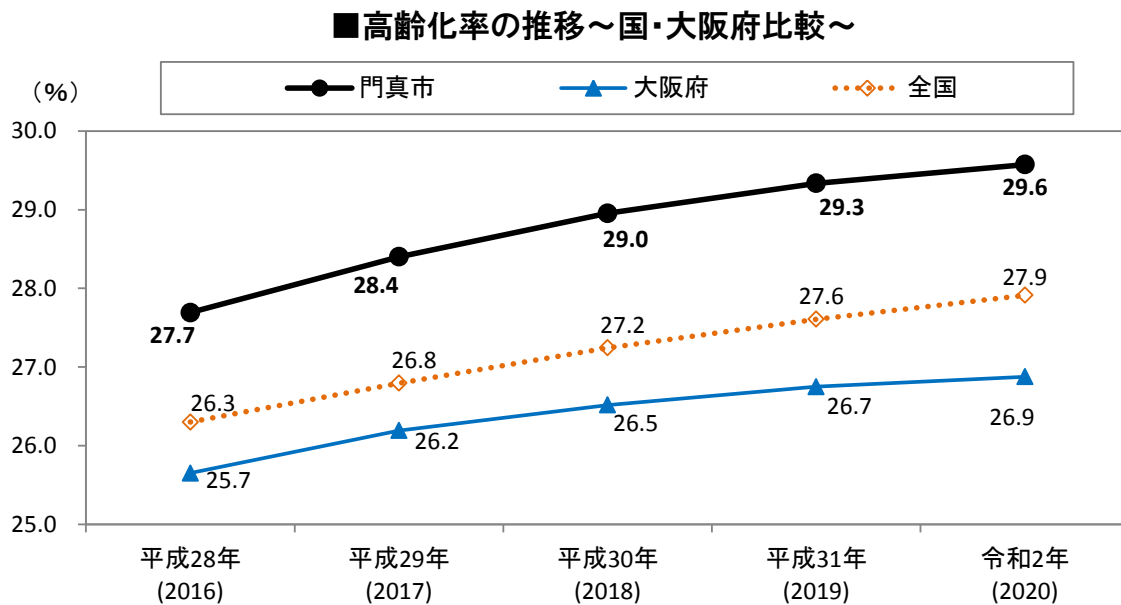
資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）



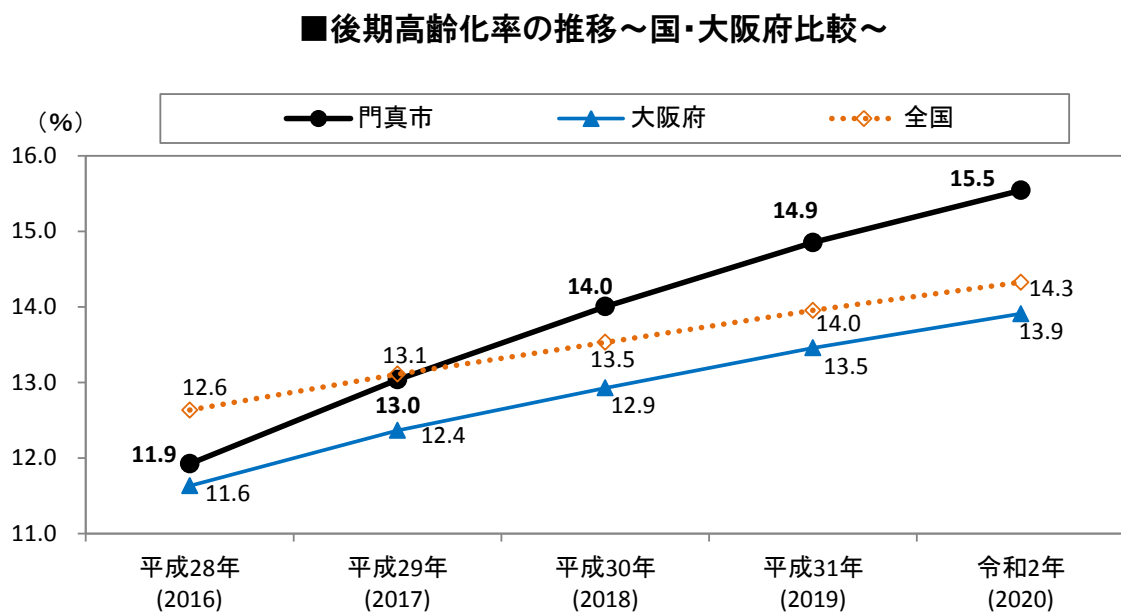
## 2 高齢者を取り巻く状況

### (1) 高齢化の状況

本市の高齢化率は、大阪府や全国よりも高い値で推移しており、令和2（2020）年1月1日現在で29.6%となっています。また、後期高齢化率は、上昇幅が大きく、平成30（2018）年に大阪府や全国の値を上回って推移し、令和2（2020）年に15.5%となっています。



資料：総務省「住民基本台帳人口」（各年1月1日現在）



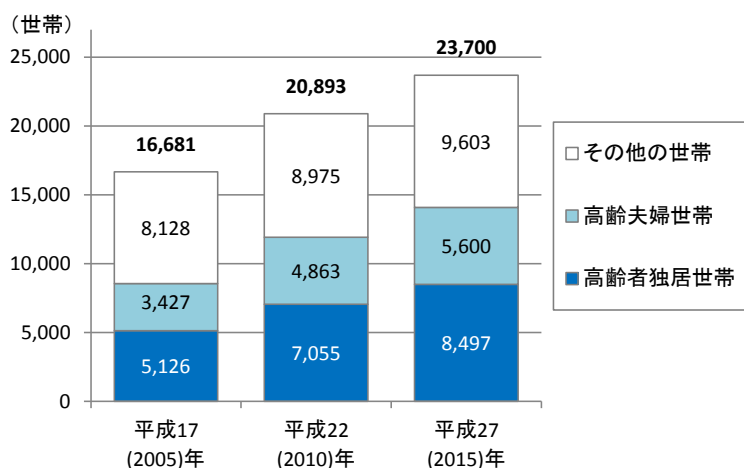
資料：総務省「住民基本台帳人口」（各年1月1日現在）

## (2) 高齢者世帯の状況

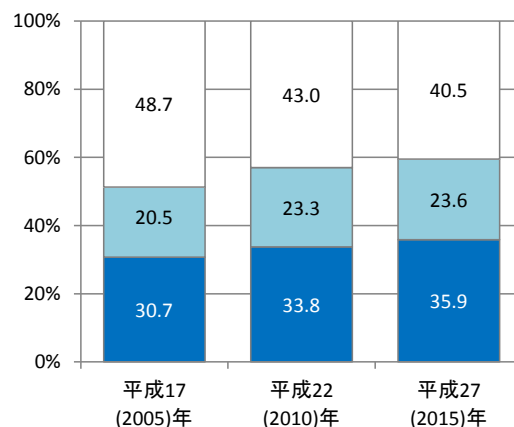
高齢者のいる世帯は増加し続けており、平成27(2015)年で23,700世帯となっています。内訳をみると、高齢者独居世帯(ひとり暮らし世帯)数の増加が著しく、平成27(2015)年に8,497世帯で、高齢者世帯全体に占める割合は35.9%となっています。

### ■ 高齢者世帯の推移

＜世帯別の内訳＞



＜世帯別の割合＞



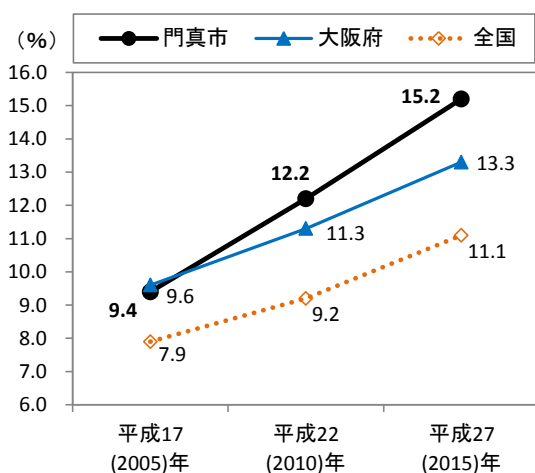
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※上記の「高齢夫婦世帯」は、夫婦ともに65歳以上の世帯を表記しています。なお、国勢調査上における「高齢夫婦世帯」は、夫65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯としており、上記の高齢夫婦世帯数とは異なります。

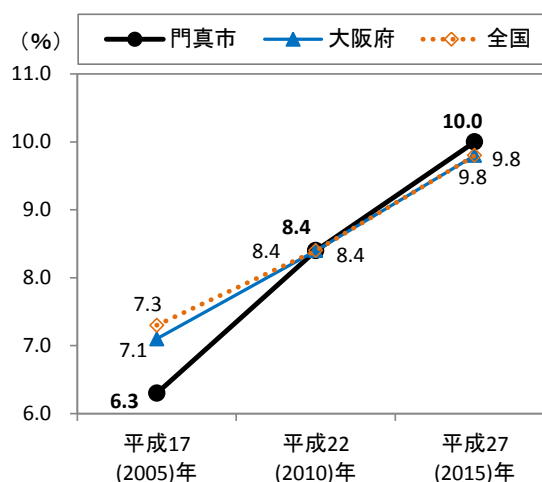
本市の一般世帯に占める高齢者独居世帯の割合、高齢者夫婦世帯の割合は、上昇しており、平成27(2015)年時点で国や大阪府の値よりも高くなっています。

### ■ 独居世帯・夫婦世帯の割合の推移 ～国・大阪府比較～

＜独居世帯＞



＜高齢者夫婦世帯＞

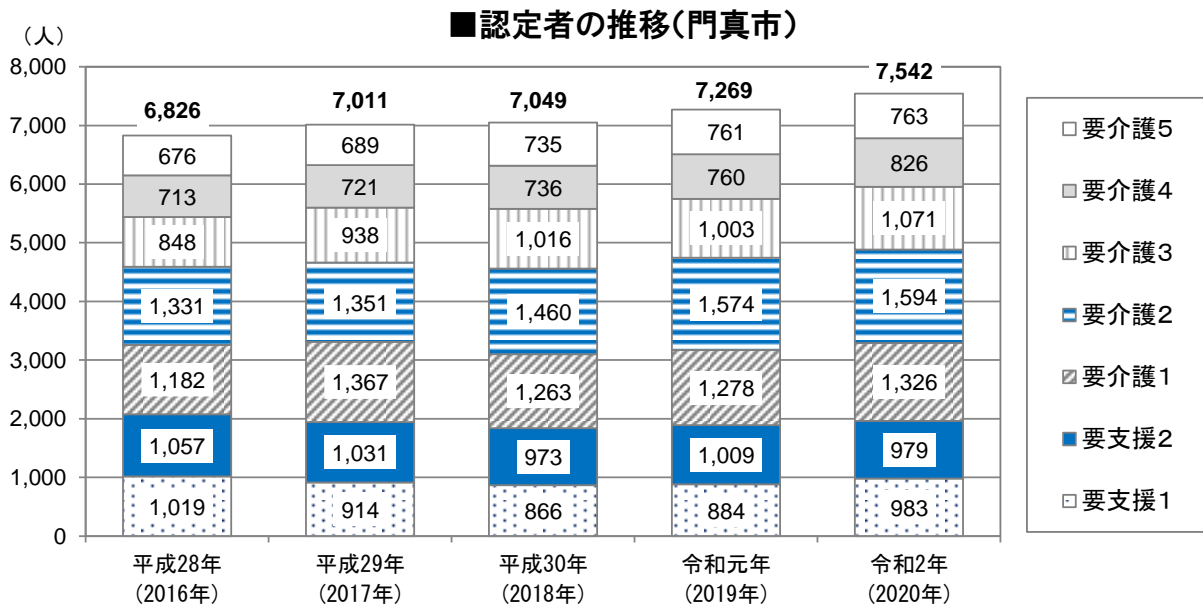


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

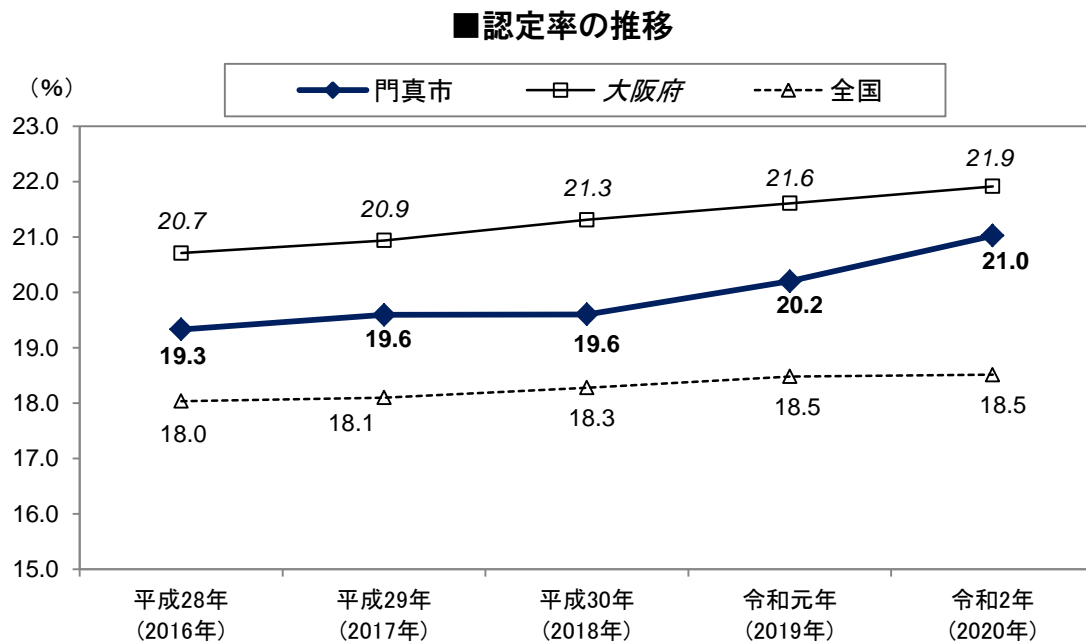
### (3) 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数は、増加傾向にあり、令和2（2020）年では、7,542人となっています。令和元（2019）年度と比較すると要支援2は減少、要介護5はほぼ横ばい、他については増加しています。平成30年（2018）度以降、要介護2が最も多くなっています。

また、認定率の比較をみると、全国より高く大阪府より低い値で推移しています。



資料：「介護保険事業状況報告（9月月報）」



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（9月月報）※国・大阪府は、令和2年のみ7月月報

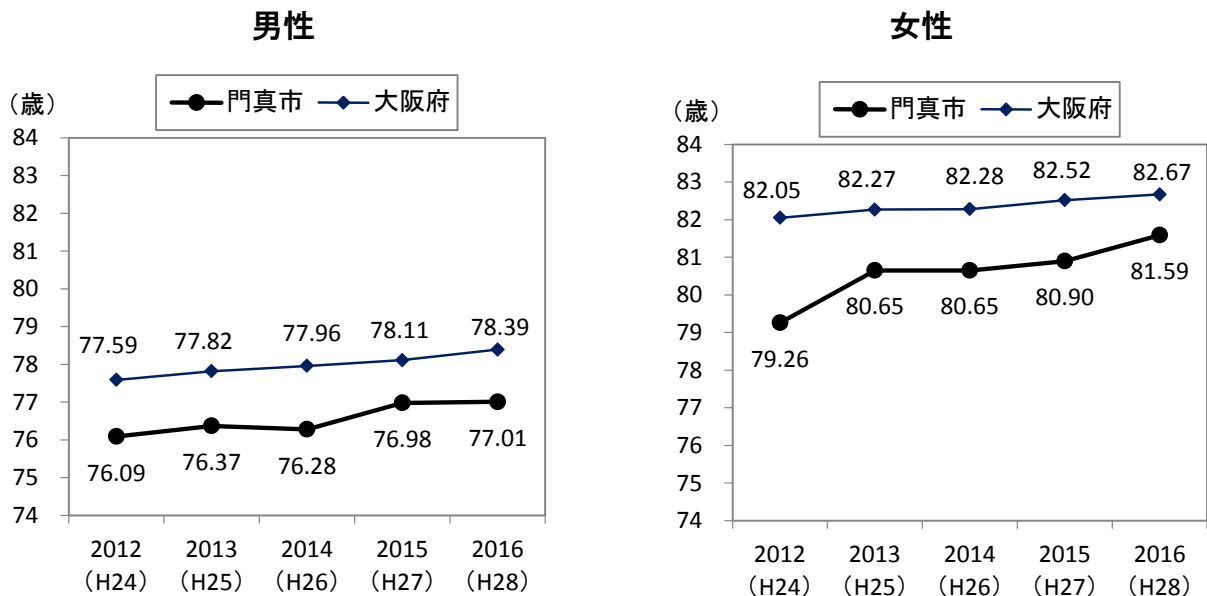
#### (4) 健康寿命

厚生労働省が発表した「令和元年度簡易生命表」によると、日本人の平均寿命は男性が81.41歳、女性が87.45歳となっており、ともに過去最高を更新しました。多くの方が長生きできるということは素晴らしいことですが、一方で、たとえ寿命が延びても、不健康な期間が延びるだけでは、本人や家族の負担が重くなり、介護費用や医療費用が膨大になってしまいます。

健康な状態でいられる期間を表す指標として、WHO（世界保健機関）が提唱した健康寿命というものがあります。健康寿命にはいくつもの定義がありますが、おおむね日常生活を自立して送ることができる期間のことで、平均寿命と健康寿命の差が大きいほど不健康な期間が長くなるということになります。

本市の健康寿命については、「日常生活動作が自立している期間の平均（介護保険事業状況報告等のデータより、要介護2～5の認定者を不健康、それ以外を健康として算出したもの）」を用いており、男女ともに延伸しており、平成28（2016）年に男性77.01歳、女性81.59歳となっています。大阪府とは算出方法は異なりますが、大阪府の値と比較すると、男女ともに下回って推移しているため、健康寿命のさらなる延伸が課題となります。

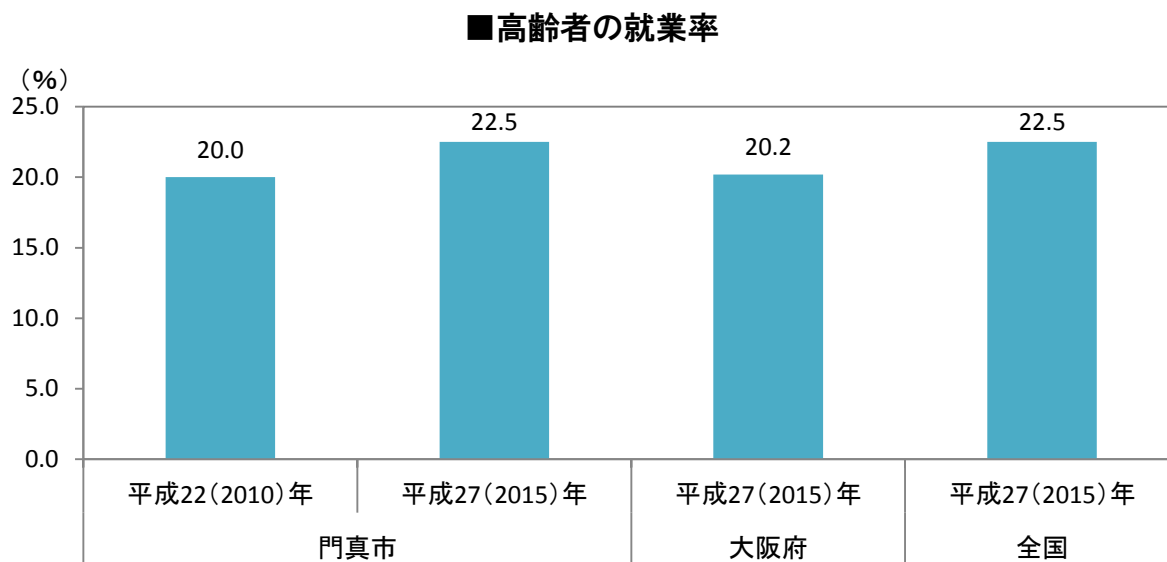
■健康寿命の推移



資料：大阪がん循環器予防センター

### (5) 高齢者の就業状況

本市における高齢者の就業率は、平成22(2010)年から上昇し、平成27(2015)年時点で22.5%となっています。大阪府よりも就業率が高いですが、全国とは同水準となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

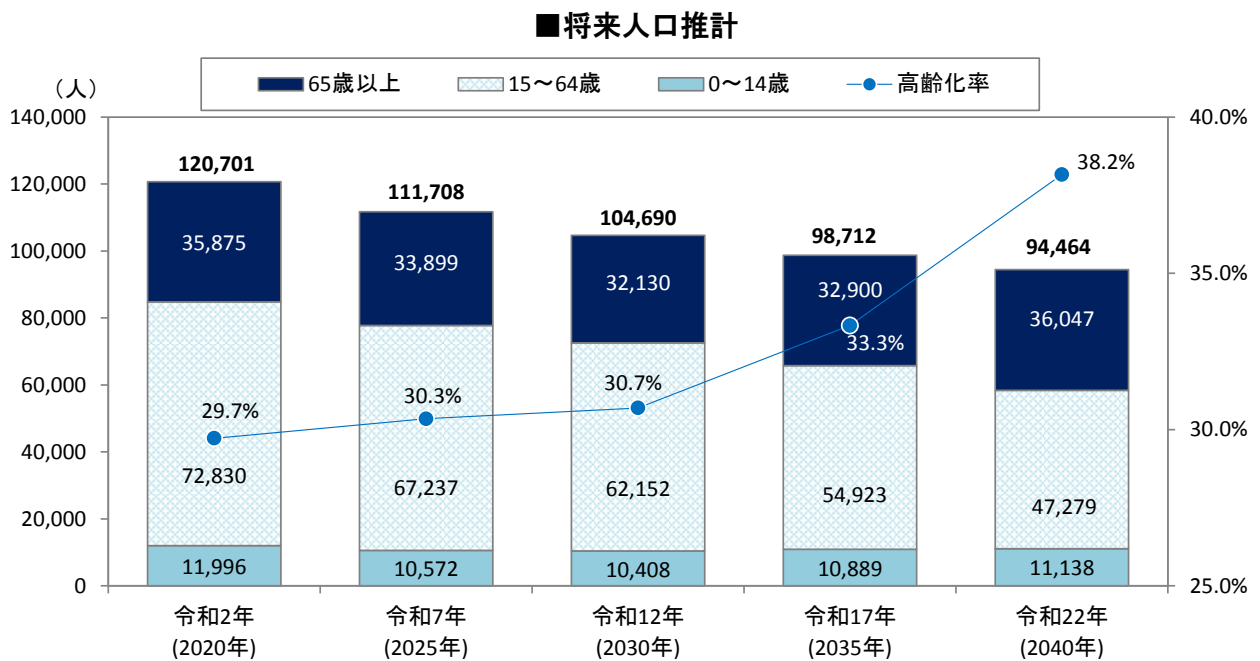
※就業率は「就業者数÷15歳以上人口」で算出され、上記の高齢者の就業率は「65歳以上の就業者÷65歳以上人口」で算出しています。



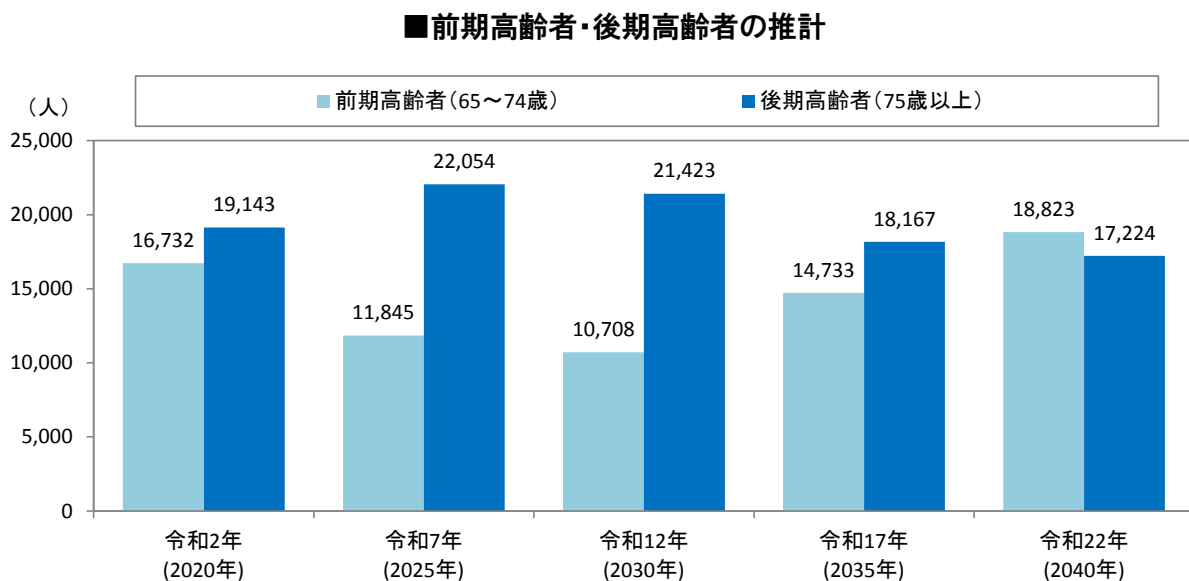
### 3 将来推計

#### (1) 将来人口推計

本市の将来人口は、減少傾向で推移するものと予測されます。高齢化率は令和7（2025）年に30.3%となる見込みです。団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年には、高齢化率は格段に上昇し38.2%と予測されます。また、令和22（2040）年では前期高齢者数が後期高齢者数を上回っていると推計されます。



資料：門真市人口ビジョン（時点修正資料）※令和2（2020）年は実績値



資料：門真市人口ビジョン（時点修正資料）※令和2（2020）年は実績値

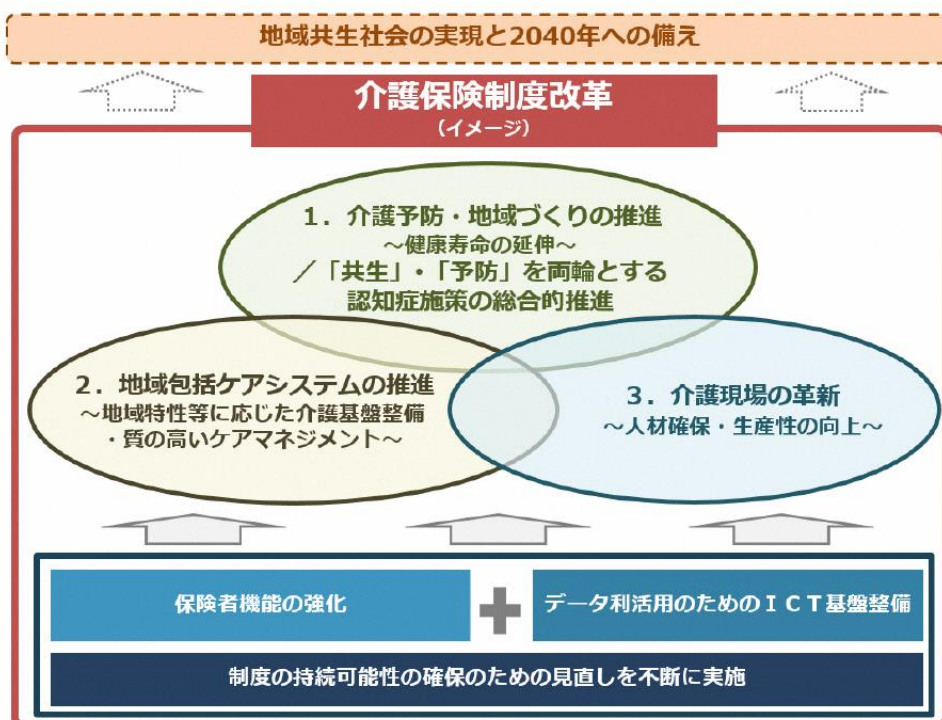
# 第3章 高齢者を取り巻く動向と課題

## 1 全国的な動向

### (1) 近年の状況と課題

国は、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議報告書」（平成 30（2018）年 12 月）、「認知症施策推進大綱」（令和元（2019）年 6 月）、「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会取りまとめ」（令和元（2019）年 12 月）を踏まえ、社会保障審議会介護保険部会において、次期介護保険制度改正に向けた検討を行い、令和元（2019）年 12 月 27 日付で「介護保険制度の見直しに関する意見」を取りまとめました。その中で、令和 22（2040）年を見据え、介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、保険者機能の強化（地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化）、地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）、認知症「共生」・「予防」の推進、持続可能な制度の構築・介護現場の革新の観点から見直しを進めることが必要とされています。

令和 7（2025）年に団塊の世代が全て 75 歳以上となり、令和 22（2040）年には団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、高齢者人口のピーク、介護ニーズの高い 85 歳以上人口の急増が見込まれます。保険者（自治体）ごとに、介護サービス利用者の増減に地域差がありますが、令和 7（2025）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、介護人材の不足等、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が必要となります。



社会保障審議会介護保険部会（令和2（2020）年7月27日）で、上記3つの方針と、それを推進するために重要な取組に対する「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて示された点は、以下の通りです。

① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

【考え方】

- ・2025、2040年に向け、地域により高齢化の状況、介護需要が異なることが想定される。
- ・介護需要の大きな傾向を把握した上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案することが重要
- ・介護需要が成熟化する場合も、介護需要の見込みにあわせて過不足ないサービス基盤の整備や都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要

② 地域共生社会の実現

【考え方】

- ・地域共生社会の理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要

③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業<sup>\*</sup>等の効果的な実施）

【考え方】

- ・高齢者等が社会で役割を持ち活躍できる多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められる。

④ 有料老人ホーム<sup>\*</sup>とサービス付き高齢者住宅<sup>\*</sup>に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

【考え方】

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取組が進み、その質の確保や、適切にサービス基盤整備することが求められている。

⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

【考え方】

- ・認知症施策推進大綱に基づき「共生」と「予防」を車の両輪とした5つの柱（(1)普及啓発・本人発信支援、(2)予防、(3)医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、(4)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症<sup>\*</sup>の人への支援・社会参加支援、(5)研究開発・産業促進・国際展開）に基づく認知症施策が進んでいる。



⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

【考え方】

- ・2025年以降は現役世代の減少により、介護人材の確保がより深刻になるため、人材確保を都道府県と市町村が連携し、計画的に進める必要がある。

⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

【考え方】

- ・災害や感染症に対する備えとして、日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、災害や感染症発生時に備えた平時からの事前準備を行うことが重要である。



## 2 第7期計画までの現状と課題

### (1) 基本目標1 健康づくり、介護予防の推進

第7期計画の方向性

より多くの市民に介護予防の取組が認知され、参加者が増加するよう、介護予防教室に対する周知・啓発に努めました。

開催にあたっては、高齢者が興味を持つ内容となるよう検討し、介護予防教室に参加しやすくなるよう工夫をしました。

健康に関する正しい知識の普及・啓発や各種健(検)診の受診勧奨を行うことで、市民の健康づくりを推進しました。

門真市国民健康保険に加入する40～74歳の人に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査を実施し、対象となる方へ特定保健指導等を実施し、引き続き生活習慣病予防対策を進めました。

#### 基本施策(1) 重度化防止に向けた介護予防の推進

第7期計画の取組	現状
○介護予防教室を開催し、介護予防や新たな通いの場の創設に向けた普及啓発を行った。	●前回調査で介護予防教室に「参加している」高齢者は2.5%であったものが、高齢者調査で介護予防のための通いの場に参加した人は9.0%。
○高齢者の筋力アップを目的とした、いきいき百歳体操を実施する通いの場が広がった。	●介護予防教室は介護予防の意識が強い住民が積極的に参加。
○生活支援コーディネーター*による、イベント形式でのいきいき百歳体操の普及を行い、地域に能動的な働きかけを行った。	●若年者調査で、健康づくりや介護予防に「関心を持っている」人は72.9%。
○健康づくりの推進に関する協定締結先である企業・団体等との協働により、健康に関する教室を通して、健康意識の啓発等を行った。	●いきいき百歳体操を始めとした、地域住民の通いの場が令和2(2020)年3月末時点で34箇所立ち上がっている。
○介護予防・日常生活支援総合事業を平成29(2017)年度より開始し、多様なサービスの確保に努めた。	●高齢者調査で、「通いの場」を知っている人は38.6%。
○平成30(2018)年度から介護予防ケアマネジメント検討会議(自立支援型地域ケア会議*)を開催し、高齢者一人ひとりの自立支援・介護予防について多職種での検討を実施した。	●健康づくりの推進に関する協定を企業等4社と締結しており、健康づくりの推進に関する取組を連携協力して実施している。
○事業者向けに研修会を開催し、より多くのケアマネジャー*やサービス提供事業者などへの介護予防ケアマネジメントの普及啓発を行った。	●介護予防・日常生活支援総合事業*について、通所型サービスC(リハビリ専門職が生活課題の解決を目標としておおむね3か月間機能回復訓練を提供します)を主流とし、ニーズに応じたサービスが受けられるよう図っている。
○介護予防ケアマネジメントの推進のために、市民向けの啓発を行った。	

第7期計画の取組		現状		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防ケアマネジメント検討会議（自立支援型地域ケア会議）では、多職種とケアマネジャーや地域包括支援センターが協働して、自立支援（本人の有する能力の維持・向上）を重視したケアプランをもとに支援方法を検討している。</li> </ul>		
【取組を測る指標】				
指標	単位	前回計画での実績と目標値		現 状
		平成 28 (2016) 年度実績値	令和 2 (2020) 年度末目標値	令和元 (2019) 年度実績値
介護予防教室の年間参加者数	人	1,633	↗	948
通いの場（「いきいき百歳体操」等）の設置箇所数	箇所	7	35	34

基本施策（2）生涯にわたる健康づくりの推進

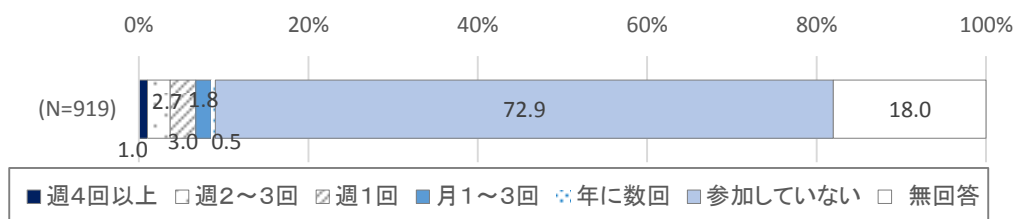
第7期計画の取組	現状
<p>○門真市国民健康保険に加入する 40～74 歳の人に特定健康診査<sup>*</sup>を実施し、メタボリックシンドローム<sup>*</sup>に着目した生活習慣の改善に重点をおいた特定保健指導<sup>*</sup>を実施した。</p> <p>○特定健康診査受診率の向上のためにA I<sup>*</sup>を活用し、未受診者へ勧奨する文書はタイプ別に分類したものを通知した。</p> <p>○若い世代から生活習慣病予防に取り組めるように、保育付きの教室を開催した。</p> <p>○健康教育講座やイベントなどで健康に関する正しい知識の普及、啓発に努めた。</p> <p>○健康づくり意識の醸成のために、地域に出向いて健康教育を実施した。</p> <p>○各種健（検）診の受診率向上をめざし、対象の市民に対して、がん検診無料クーポン券や大阪府との連携のもとがん検診受診勧奨個別通知の送付、大型商業施設での乳がん検診実施や、2歳6か月児歯科健診時に保育付の子宮がん検診を同時実施し、受診しやすい環境整備に取り組んだ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定健康診査の受診率は 32.0%。</li> <li>●特定保健指導の実施率は 5.1%。</li> <li>●各種健（検）診の受診率は伸び悩んでいる。</li> <li>●若年者調査で、この1年間で健（検）診の未受診者は 25.5%。</li> <li>●若年者調査で、健康・検診を受けていない一番の理由では「仕事や家事が忙しく、時間の都合がつかないから」が 23.4%、「受けるのが面倒だから」が 13.5%などとなっている。</li> </ul>

第7期計画の取組		現状		
○高齢者肺炎球菌の予防接種が令和元（2019）年度から5年間経過措置が延長され、引き続き費用負担を軽減し、未接種者を対象に接種しやすい環境整備に努めた。				
<b>【取組を測る指標】</b>				
指標	単位	前回計画での実績と目標値		現 状
		平成28（2016）年度実績値	令和2（2020）年度末目標値	令和元（2019）年度実績値
かかりつけ医師がいる人の割合（高齢者調査の「いる」の回答）	%	78.3	↗	75.4
健（検）診を受ける割合（高齢者調査の「受けていない」回答）	%	21.4	↘	23.0

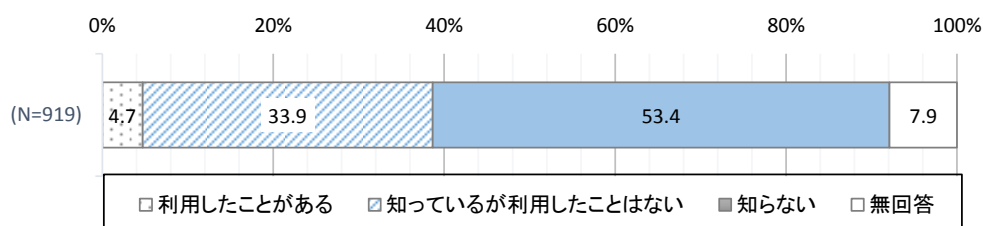
課 題

- 関心の低い住民の介護予防教室参加に繋がる周知啓発及び内容分析
- 新しい通いの場を設置するための担い手の創出
- 総合事業サービス類型ごとの役割の明確化
- 特定健康診査における若年層の受診率向上
- 特定保健指導における実施率向上
- 各種健（検）診の受診に向けた意識づくり

■健康体操やサロンなどの介護予防のための「通いの場」への参加頻度(高齢者調査)

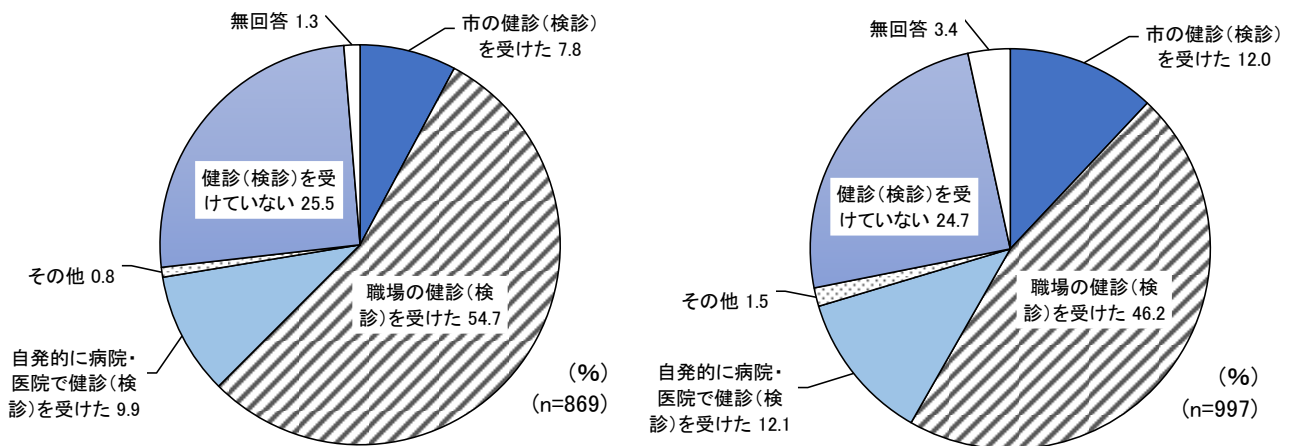


■「通いの場」の認知度(高齢者調査)

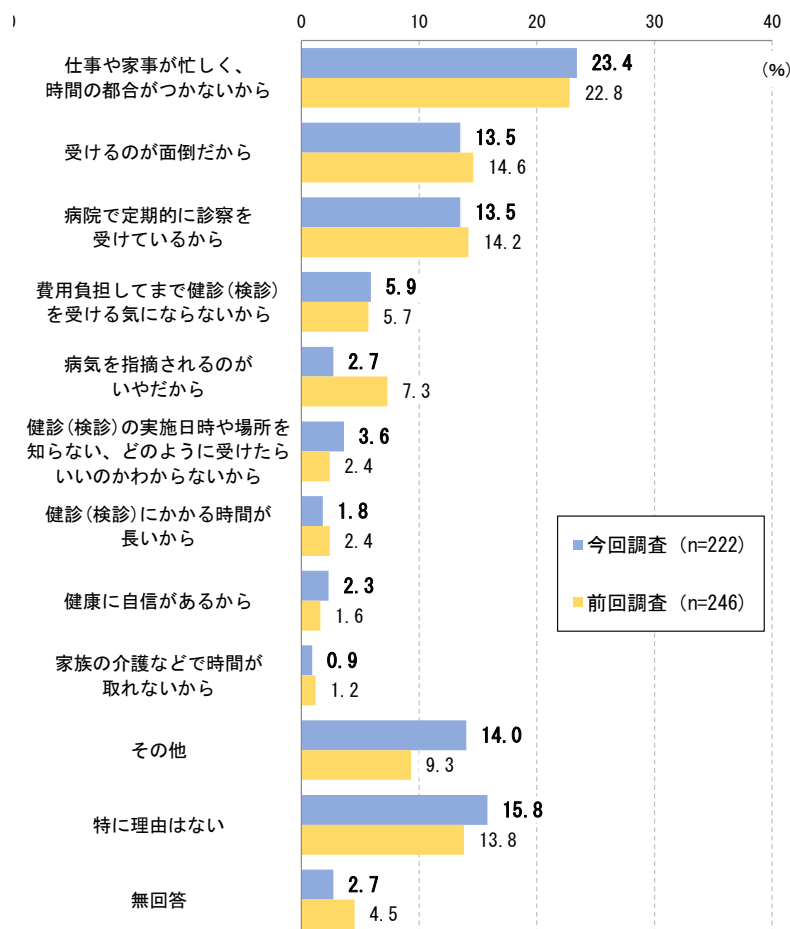


### ■健(検)診の受診状況(若年者調査)

前回調査



### ■健(検)診を受けていない一番の理由(若年者調査)



(2) 基本目標2 高齢者及びその家族への日常的な支援

第7期計画の方向性

高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を送ることができるよう支援するため、相談機関や福祉サービスを周知するとともに、医療や介護の関係機関と連携し、各種サービスの充実により高齢者を支援しました。生活支援サービスの確保にあたっては、くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体※（第1層）において、生活支援体制のあり方などを検討しました。また、かかりつけ医師・歯科医師・薬剤師及び薬局の必要性について広く周知・啓発を進めました。

高齢者に対する日常的な見守りは重要であり、身近な地域での見守り・支援活動を促進するための仕組みづくりに努めました。

認知症について、理解促進、認知症の早期発見・対応、認知症状に応じた適切な医療・介護サービスの提供、認知症高齢者やその家族、介護者が地域で安心して生活できる環境づくり等を推進してきました。

基本施策（1）各種生活支援サービスの充実

第7期計画の取組	現状
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センターが介護、健康、福祉、権利擁護などの総合相談に対応した。また、地域課題等を抽出し、課題解決に向けて取り組んだ。</li> <li>○くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体（第1層）において、介護保険サービス以外での暮らしを支える様々な情報を集めた「高齢者生活支援活動リスト」を作成するなど本市の生活支援体制のあり方について検討を重ねた。</li> <li>○くすのき広域連合門真市域支援コーディネーター（第2層）について、市内の全生活圏域ごとに配置した。</li> <li>○街かどデイサービス事業で、概ね65歳以上の支援が必要な方に対して日帰りサービスを提供し、介護予防を図った。</li> <li>○日常生活に支障のある高齢者に対し、必要な日常生活用具を給付し、福祉の増進を図った。</li> <li>○急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、本人及び家族の不安の解消のため、緊急通報装置を貸与した。</li> <li>○65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、安否確認、各種相談等に必要な電話機の貸与、ま</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者調査で、地域包括支援センターを「利用したことがある」が7.7%、「知っているが利用したことはない」が49.1%。</li> <li>●くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体（第2層）の設置には至っていない。</li> <li>●高齢者調査で、在宅生活を継続するうえで必要と感じる支援・サービスについて、「見守り・声かけ（災害時の安否確認含む）」が41.2%で最も高く、「配食（宅配弁当など）」が34.4%、「調理・掃除・洗濯などの家事支援」が33.8%、その他「買い物代行」「外出同行（通院や買い物、散歩など）」の意向が高い。</li> </ul>

第7期計画の取組	現状
<p>たは基本料金を補助した。</p> <p>○さわやか訪問収集では、粗大ごみを集積場所まで持ち出すことが困難な人を対象に、屋内から持ち出し収集を行った。</p> <p>○ふれあいサポート収集では、ひとり暮らし高齢者などの世帯に対し、家庭ごみを玄関先まで戸別に収集に伺い、日常生活上のサポートを行った。</p> <p>○地域の介護人材を確保するために、子どもと保護者が施設の高齢者との交流体験を行う「親子で介護サーキット」を開催した。</p> <p>○社会福祉協議会事業として、高齢者の衛生保持と健康増進のため、ふとんの丸洗いサービスの実施や、寝たきり高齢者がいる家庭に対する紙おむつ給付サービスの実施、また、車いすの貸与を行った。</p>	

**【取組を測る指標】**

指標	単位	前回計画での実績と目標値		現 状
		平成 28 (2016) 年度実績値	令和 2 (2020) 年度末目標値	令和元 (2019) 年度実績値
介護保険制度の認知度(若年者調査の「まったく知らない」の回答)	%	10.1	↓	13.5
くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体(第1層)	回	5	14	12

※くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体(第1層)の開催回数は平成27(2015)年度からの累積回数。

基本施策（2）在宅医療の推進

第7期計画の取組	現状
<p>○医師会と連携し、くすのき広域連合の地域支援事業に位置付けられた在宅医療・介護連携推進事業の推進に努めた。</p> <p>○在宅医療・介護連携推進事業において、「医療・介護連携資源集」の改訂を毎年行うとともに、医療職と介護職が情報共有や連携の強化を行った。</p> <p>○地域包括支援センターやケアマネジャーが医療面で相談ができるように、担当医を圏域ごとに配置した。</p> <p>○在宅医療の推進のために、講演会の実施やエンディングノート*の配布、緊急連絡カードなどの配布を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者調査で、「住まいの地域に必要な時に訪問診療をしてくれる医師がいる」人の割合は20.6%。</li> <li>●高齢者調査で、かかりつけ医師がいる人の割合は75.4%。</li> <li>●若年者調査で、今後介護が必要となった場合、どのような介護を受けたいかについて、「介護保険サービスを受けて、自宅で生活を続けたい」が32.1%。</li> <li>●終末期における死生観の醸成を図っている。</li> </ul>

【取組を測る指標】

指標	単位	前回計画での実績と目標値		現 状
		平成28(2016)年度実績値	令和2(2020)年度末目標値	令和元(2019)年度実績値
		終末期に受けたい医療について（平成28(2016)年度）、最後を迎えたい場所について（令和元(2019)年度）、話し合ったことの有無（高齢者調査の「まったく話し合ったことがない」の回答）	%	49.7
多職種連携研修会の参加者数	人	536	↑	308



基本施策（3）地域での見守り等による支援

第7期計画の取組	現状
<p>○小地域ネットワーク活動においてボランティアの育成・確保の支援に取り組み、いきいきサロン<sup>*</sup>や世代間交流、要支援者の見守り声かけ訪問活動、配食サービス、認知症サポーター<sup>*</sup>の養成フォローアップ等を実施した。</p> <p>○「サロン活動一覧表」を作成し、各校区のサロンの紹介と活動の周知を行った。</p> <p>○民生委員・児童委員<sup>*</sup>協議会と連携し災害時要援護者の把握の機会に合わせて、救急医療情報キット<sup>*</sup>を配付し、見守り活動ネットワークの構築につなげた。</p> <p>○生活困窮状態の高齢者については、生活困窮者自立相談支援機関が一元的な窓口となり、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し支援した。</p> <p>○一時生活支援事業において、一時的に住居を失った生活困窮状態の高齢者に対し、宿泊場所や食事等を提供し、自立に向けた支援を行った。</p> <p>○高齢者の異変について、地域住民等から通報があった場合に、関係機関と連携して安否確認を行った。</p> <p>○高齢者の見守りに関する協定を企業・団体等と締結し、異変のある高齢者などを発見した場合に市に通報することによって、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し対応することで安全確認などを行った。</p>	<p>●高齢者に対して重要だと思える生活支援としては、「見守り、声かけ」が若年者調査は59.6%、高齢者調査は41.2%で一番高い。</p> <p>●若年者調査で、「現在、何らかのボランティア活動を行っている」人の割合は10.8%。</p> <p>●若年者調査で、孤立死<sup>*</sup>を防止するにはどうしたらよいかと思うことについて「日頃から家族が連絡を密にする」が71.3%、「日頃から近所の人たちが声かけをしたり、見守りをする」が55.1%、「日頃から地域の民生委員・児童委員が声かけをしたり、見守りをする」が42.9%。</p> <p>●サロン活動に参加する高齢者は女性の割合が多い。</p> <p>●生活困窮者自立相談支援事業において、高齢者からの金銭面での不安等の相談に、課題や希望を十分に確認した自立支援計画を策定し、必要な支援をコーディネートするとともに、評価・確認しながら支援している。</p> <p>●高齢者の見守りに関する協定を郵便局、新聞販売店など15団体と締結しており、ネットワークの連携の構築に向けた情報交換などを行うとともに、見守りステッカーを配布し窓口などで掲示してもらっている。</p>

【取組を測る指標】

指標	単位	前回計画での実績と目標値		現 状
		平成28(2016)年度実績値	令和2(2020)年度末目標値	令和元(2019)年度実績値
救急医療情報キット申請者実人数	人	8,117	8,750	8,847

## 基本施策（4）認知症対策の充実

第7期計画の取組	現状
<p>○高齢福祉課窓口で認知症の不安を抱える本人や介護をされている家族の方が気軽に相談ができるよう認知症相談コーナーを設置し、認知症地域支援推進員<sup>*</sup>による相談体制の充実を図った。</p> <p>○認知症に関する正しい知識を伝える認知症サポーター養成講座を行うとともに、認知症キャラバンメイト<sup>*</sup>などの協力により認知症サポーターステップアップ講座を開催した。</p> <p>○認知症キャラバンメイト連絡会を開催し、交流を図った。</p> <p>○認知症の本人や家族、地域住民が参加できる「ゆめ伴プロジェクト in 門真」の様々な活動に協力することで、認知症への理解の啓発に努めた。</p> <p>○認知症初期集中支援チーム（門真オレンジチーム）や地域包括支援センターを中心に、認知症予防、認知症の早期把握・早期受診につなげられるように、認知症予防チェックコーナーの開設を始め、イベントを開催した。</p> <p>○認知症ケアパスを作成し、認知症への理解や進行に合わせた対応について周知を図った。</p> <p>○認知症高齢者が徘徊などにより行方不明となった場合に備え、高齢者徘徊 SOS ネットワーク<sup>*</sup>事業を実施しているほか、徘徊高齢者探知システム機器（GPS）<sup>*</sup>の貸与、認知症見守り QR コード<sup>*</sup>の交付などを実施した。</p> <p>○高齢者の見守りに関する協定を企業・団体等と締結し、異変のある高齢者などを発見した場合に市に通報することによって、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し対応することで安全確認などを行った。</p>	<p>●認知症相談の窓口を知っている人について若年調査では9.7%、高齢者調査では23.8%。</p> <p>●若年者調査で、認知症の人への取り組みとして重点を置くべき施策としては、「家族の身体的・精神的負担を減らす取り組み」が68.8%と最も多く、次いで「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実」が64.7%、となっており、前回調査と同じ傾向である。</p> <p>●若年者調査で、認知症、あるいは認知症の人に対して「認知症の人にどのように接したらよいのか分からない」が32.7%、「認知症についてよく知らないので、わからない」が7.7%、「認知症の人とは、今関わりがないし、関わりたくない」が3.9%。</p> <p>●地域住民をはじめ、学校や企業、市職員などを対象に認知症サポーター養成講座を実施しており、認知症サポーターの登録者数が増えている。</p> <p>●若年者調査で、認知症の高齢者を介護した経験のある人の割合は、24.8%。</p> <p>●高齢者調査で、自分が認知症になったら、周りの人に助けてもらいながら自宅での生活を続けたいと思う割合は、41.3%。</p>

【取組を測る指標】

指標	単位	前回計画での実績と目標値		現 状
		平成 28 (2016) 年度実績値	令和 2 (2020) 年度末目標値	令和元 (2019) 年度実績値
認知症初期集中支援チーム(門真オレンジチーム)の相談件数	件	—	32	18
認知症サポーター養成数	人	3,935	6,000	6,621

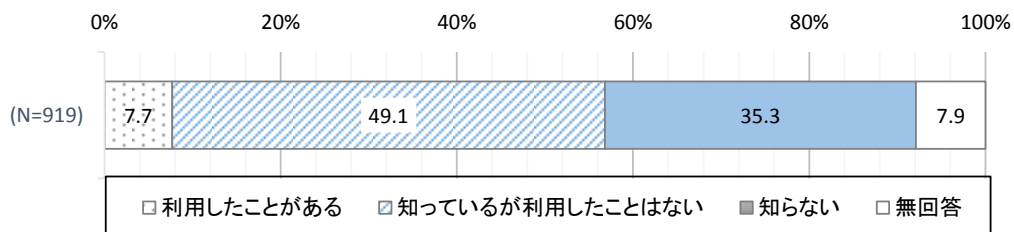
※認知症初期集中チーム(門真オレンジチーム)の相談件数は平成28年(2016)年度からの累積件数

※認知症サポーター養成数は、平成22年度(2010)年度からの累積人数

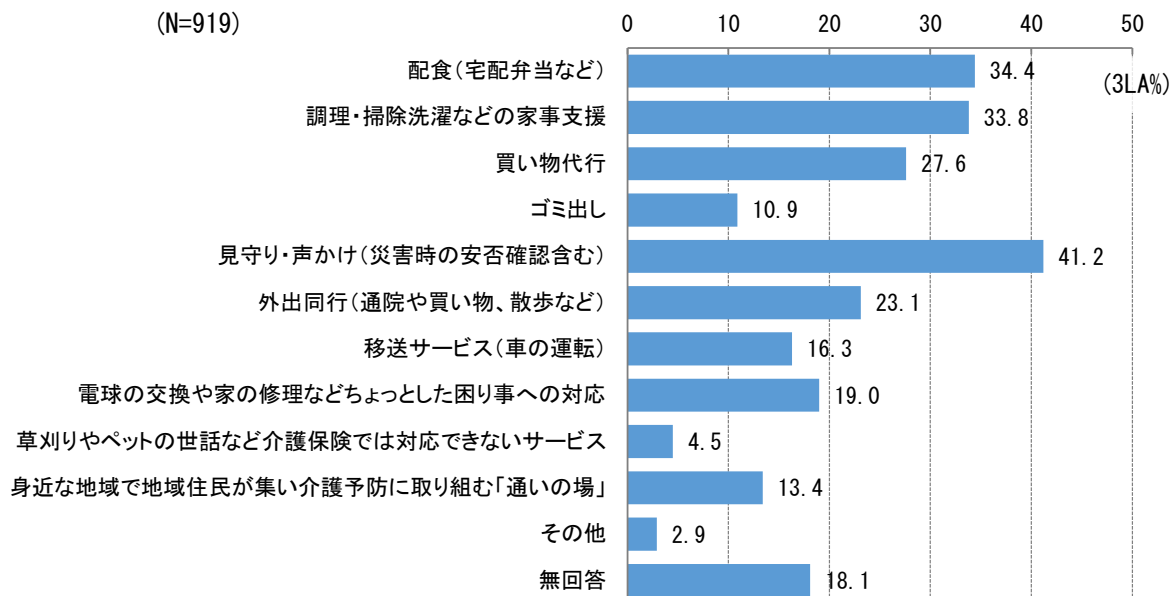
課 題

- 職種間連携による地域支援体制のさらなる構築
- 終末期の備えに対する意識の醸成
- 地域の課題を踏まえた取組の推進
- サロン活動について、高齢男性も参加しやすい企画やきっかけづくり
- 地域への認知症に関する情報発信や認知症に関する理解を促す普及啓発
- 認知症高齢者に関する相談窓口のさらなる周知や家族介護者に対する支援

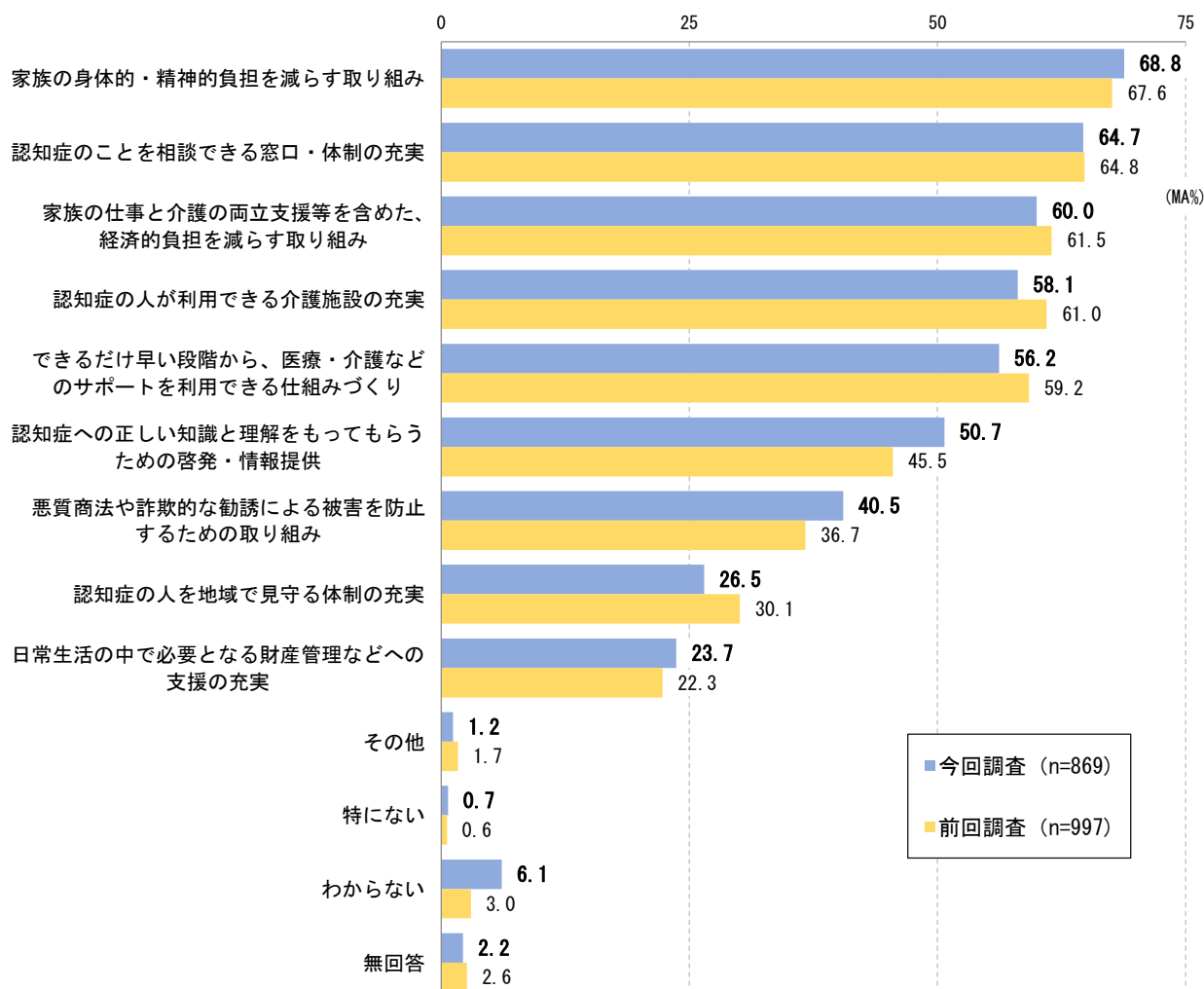
■地域包括支援センターの認知度(高齢者調査)



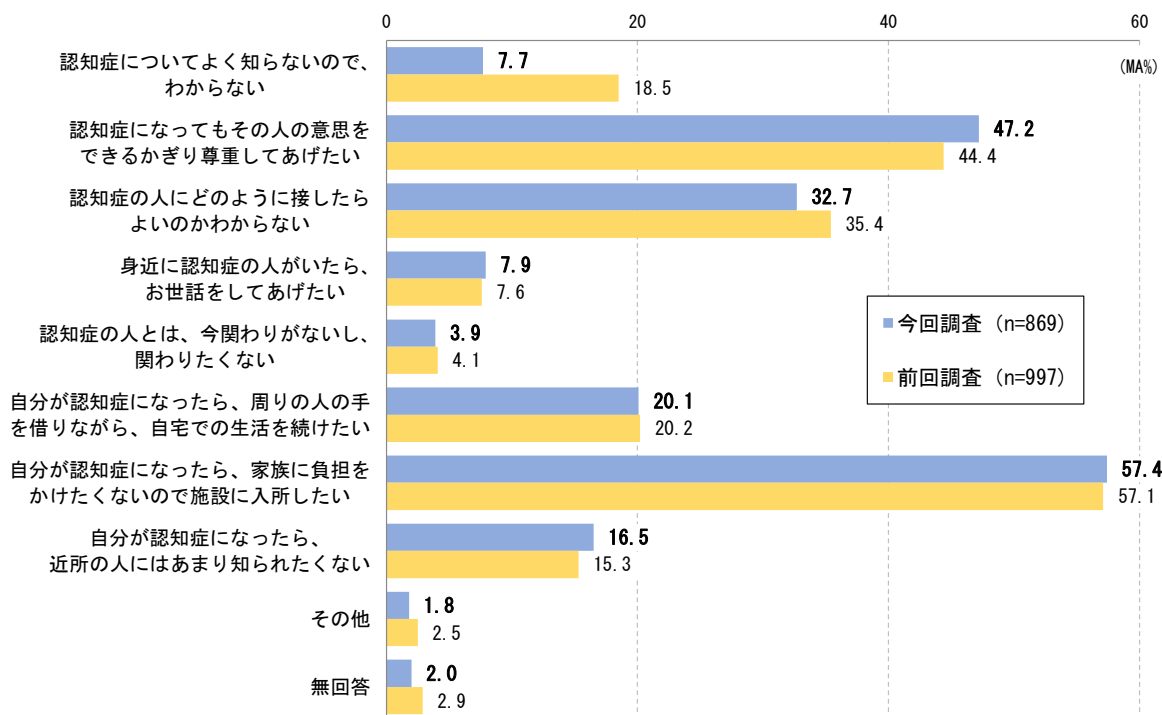
■ 高齢者が在宅生活を継続するうえで必要と感じる支援・サービス(高齢者調査)



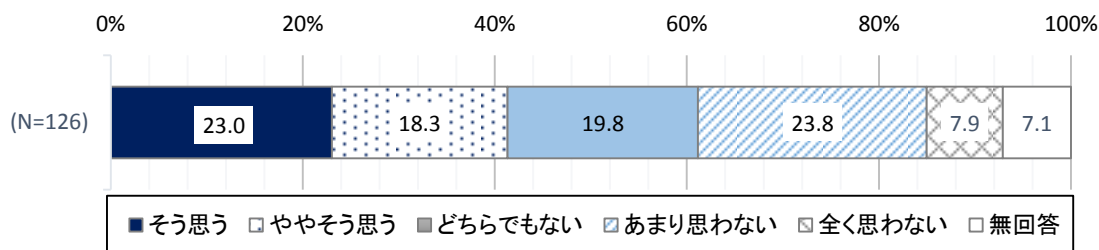
■ 認知症についての考え(若年者調査)



■ 認知症施策で重要な取組(若年者調査)



■ 自分が認知症になったら、周りの人に助けをもらいながら自宅での生活を続けたいと思うか (高齢者調査)



※高齢者調査に関しては、対象者を限定する設問があったため N 値が異なる場合があります。(以下同様)

図表中に以下の表示がある場合は、複数回答を依頼した質問を示しています。

- ・ MA % ( Multiple Answer) : 回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
- ・ 3 L A % ( 3 Limited Answer) : 回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合

※特に断りがない限り、単一回答(回答選択肢の中からあてはまるものを1つだけ選択する)形式の設問です。例: 23 頁に掲載の「健(検)診を受けていない一番の理由(若年者調査)」

(3) 基本目標3 高齢者の尊厳の確保

第7期計画の方向性

高齢者一人ひとりが家庭や地域において尊厳のある生活を維持し、安心して暮らしていけるよう、人権啓発・人権教育などの取組を進めるとともに、より一層、高齢者虐待<sup>\*</sup>の防止に向けた市民の意識啓発を図り、相談窓口などを周知するとともに、虐待の早期発見・対応に向け、関係機関や地域住民、地域団体などとの連携の強化・拡充を図りました。

高齢者が必要なサービスを利用できるよう、また、財産管理や日常の金銭管理などを支援し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進しました。

高齢者の孤立を防止するため、民生委員・児童委員や校区福祉委員などによる地域の見守り体制の充実に努めました。

基本施策(1) 高齢者の人権の尊重と虐待防止

第7期計画の取組	現状
<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者虐待の通報があった際は、事実確認をするとともに、必要に応じて緊急介入するなど、高齢者の権利擁護の支援に努めた。</li> <li>○高齢者虐待に関する対応を充実するため、地域包括支援センターなどの関係機関で構成される実務者会議・ネットワーク会議を開催した。</li> <li>○養介護施設従事者等に対して虐待防止に関する研修を実施した。</li> <li>○養護者による虐待等により緊急に保護することを要する高齢者等を老人ホーム等へ一時的に緊急保護した。</li> <li>○人権教育に関する調査を実施し、分析結果からみえてきた門真市の現状や課題を基に、門真市管理職人権教育研修を実施した。</li> <li>○門真市人権教育研究協議会<sup>*</sup>と連携して、人権教育研究集会や講演会、学習会を実施した。</li> <li>○人権講座「ともに生きる」を年5回の頻度で開催し、正しい知識の普及や人権意識の醸成を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●若年者調査で、高齢者虐待に関する相談先では「市役所」が42.2%と最も高い割合。次いで「警察」が36.9%、「地域包括支援センター」が31.6%、「どこに相談してよいか知らない」が28.7%。</li> <li>●門真市の高齢者虐待の通報件数はここ3年横ばい状態であるものの、最近では養介護施設従事者等による通報や警察からの高齢者虐待事案通報票の提出が増加している。</li> <li>●若年者調査で、高齢者虐待防止の取組として特に特に力を入れるべきことでは「介護をしている家族等の相談・援助の充実」が60.0%と最も高い。</li> <li>●虐待等による緊急一時保護のための一時保護入所先として、市内11施設での受入体制の確保に努めている。</li> </ul>

【取組を測る指標】				
指標	単位	前回計画での実績と目標値		現 状
		平成 28 (2016) 年度実績値	令和 2 (2020) 年度末目標値	令和元 (2019) 年度実績値
人権講座の年間開催回数	回	5	10	4
高齢者虐待の相談窓口の認知状況 (高齢者調査の「知らない」の回答)	%	52.8	↓	47.1
高齢者虐待の相談窓口の認知状況 (若年者調査の「知らない」の回答)	%	25.2	↓	28.7

基本施策 (2) 高齢者の権利擁護の推進

第 7 期計画の取組	現 状
<p>○地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の周知等を図り、認知力が低下している高齢者や家族に対して、成年後見制度の利用について支援した。</p> <p>○認知症高齢者等が必要なサービスの契約行為や金銭管理等の支援を受けることができるよう、家族などによる申立てが困難な場合には市長申立てによる支援を実施した。</p> <p>○市民後見人の養成講座を実施し、市民後見人の養成に努めた。</p> <p>○日常生活自立支援事業の周知を図るため、毎年全戸配布の「社協だより」において、啓発記事を掲載した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●若年者調査で、成年後見制度については、「内容まで知っている」が 21.2%。</li> <li>●成年後見制度の市長申立件数は年々増加傾向。</li> <li>●市民後見人として 6 人登録。</li> <li>●若年者調査で、日常生活自立支援事業については「知っている」が 7.6%。</li> </ul>

【取組を測る指標】				
指標	単位	前回計画での実績と目標値		現 状
		平成 28 (2016) 年度実績値	令和 2 (2020) 年度末目標値	令和元 (2019) 年度実績値
成年後見制度の認知度 (若年者調査の「知っている」の回答)	%	27.8	↗	21.2

基本施策（3）高齢者の孤立防止

第7期計画の取組	現状
<p>○市内の企業・団体等と高齢者見守りに関する協定を締結し、見守り体制の強化を図るとともに、協定締結企業・団体等に見守りステッカーを配布し、掲示してもらうことで、協定締結先従業員の意識の高揚と市民への周知を図った。</p> <p>○支援を必要とする高齢者が地域で孤立することのないよう、地域包括支援センターと連携し、校区福祉委員による小地域ネットワーク活動の取組として、見守り・声かけを実施した。</p> <p>○高齢者の閉じこもり予防の取組として、老人クラブにおいてウォーキングイベント、グラウンドゴルフ大会及びボーリング大会等を実施した。</p> <p>○シルバー人材センターによる社会奉仕活動（清掃ボランティア活動）を通じ、ひきこもりがちな高齢者の地域活動への参加促進に努めた。</p>	<p>●若年者調査で、孤立死について見聞きしたことがあるという割合（「近所でそのような方がいたのを知っている」「うわさを耳にしたことがある」の計）が57.7%。</p> <p>●若年者調査で、孤立死を防止するためにどうしたらよいと思うかたずねたところ、「日ごろから、家族が連絡を密にする」が71.3%と最も多く、次いで「日ごろから、近所の人たちが声かけをしたり、見守りをする」が55.1%。</p> <p>●高齢者調査で、自分は他の人達から孤立していると感じることがどのくらいあるかについて「常にある」が5.1%、「時々ある」が21.4%。</p>

【取組を測る指標】

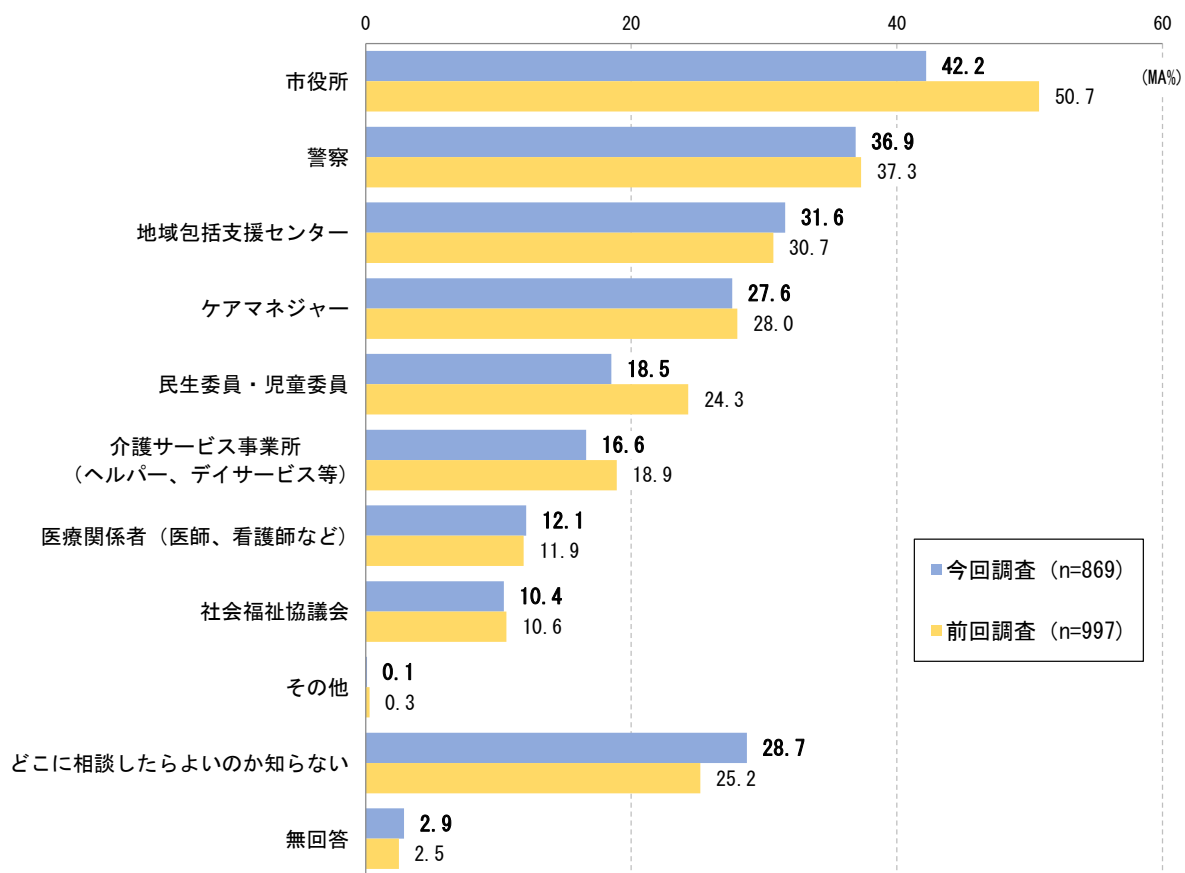
指標	単位	前回計画での実績と目標値		現 状
		平成 28 (2016) 年度実績値	令和 2 (2020) 年度末目標値	令和元 (2019) 年度実績値
小地域ネットワーク活動参加延べ人数（高齢者）グループ援助活動	件	17,942	20,000	26,441
小地域ネットワーク活動参加延べ人数（高齢者）個別援助活動	人	8,436	9,000	7,752

課 題

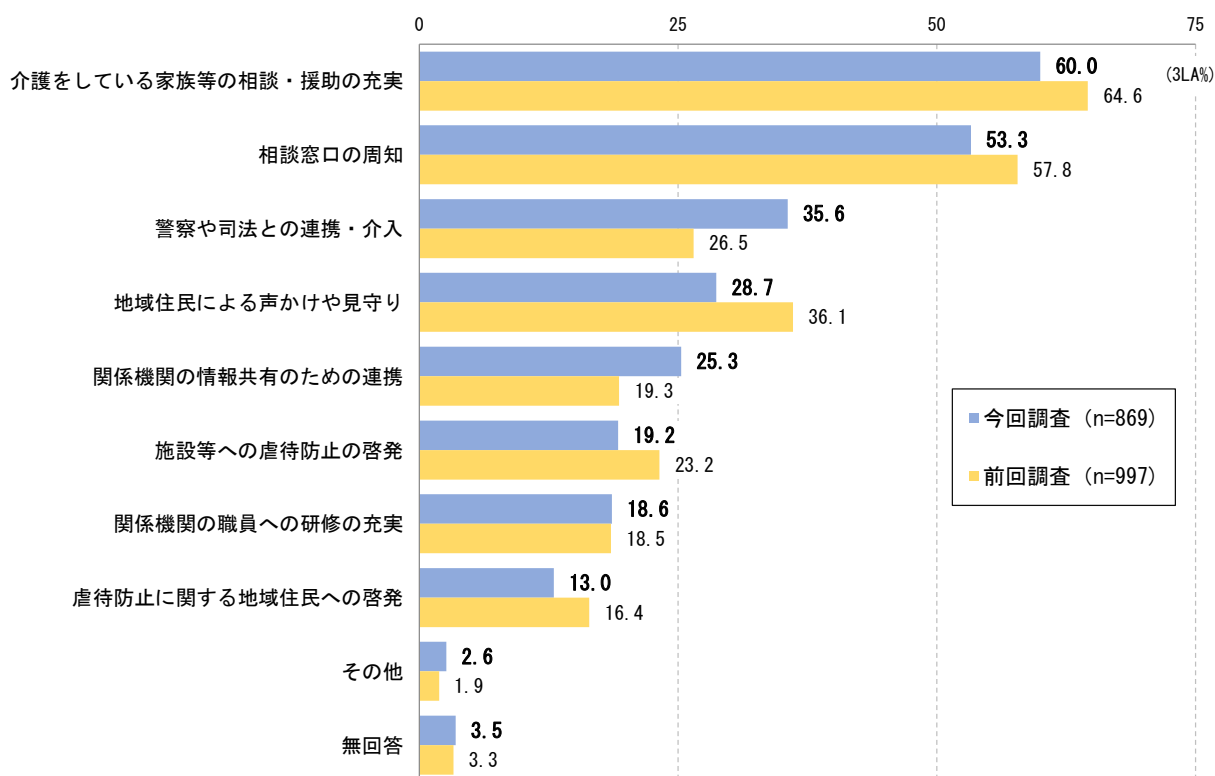
- 高齢者虐待の知識等の普及啓発と相談窓口のさらなる周知
- 養介護施設従事者等に対する質の向上に向けた研修等の実施
- 市民後見人を含めた成年後見制度の周知
- 老人クラブの会員数の増加を図るための周知啓発
- 講座や教室などへこれまで参加していなかった無関心層への参加促進
- さまざまなイベント等を通じた閉じこもり防止及び介護予防の推進
- 高齢者の就業機会づくり、地域活動への参加促進



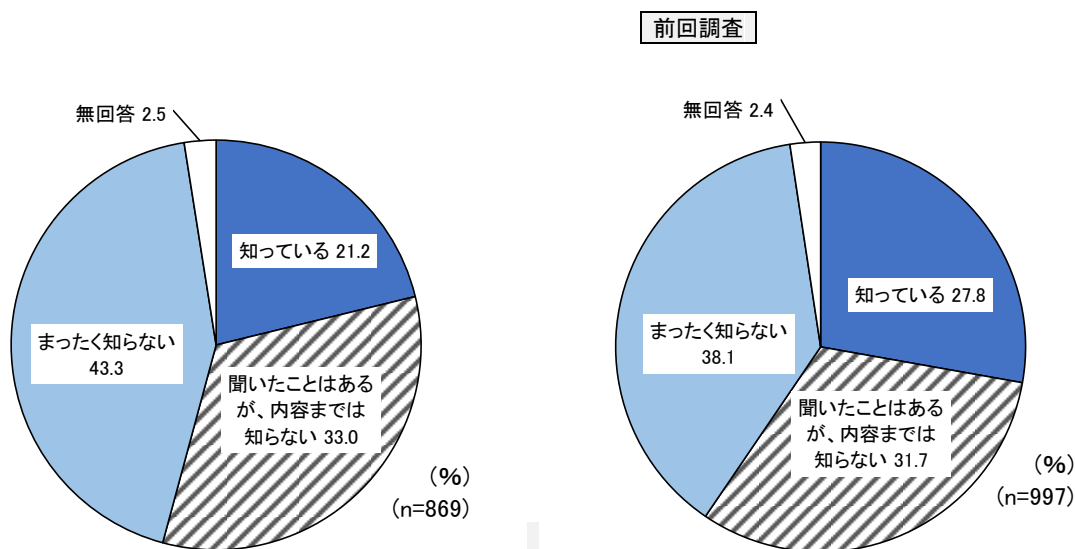
■高齢者虐待の相談先の認知状況(若年者調査)



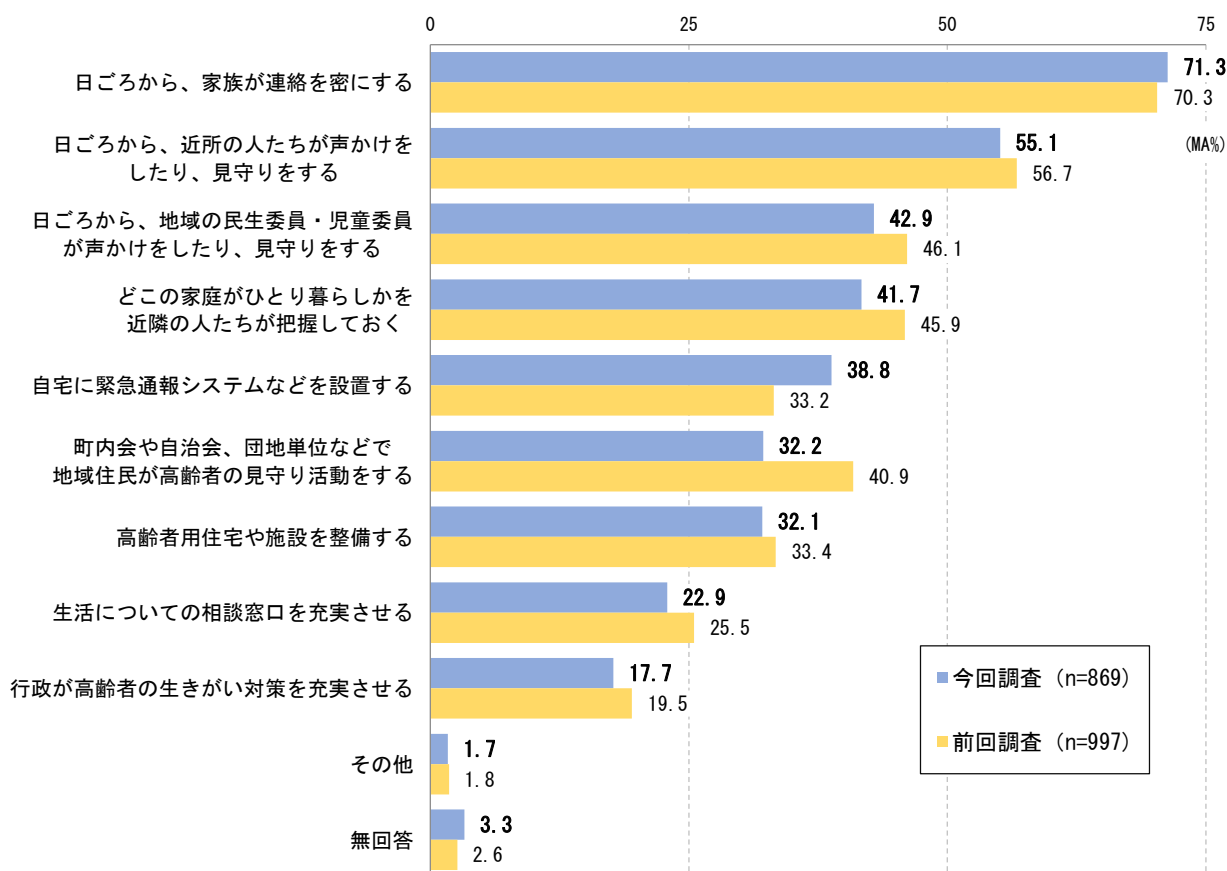
■高齢者虐待防止のため力を入れるべき取組(若年者調査)



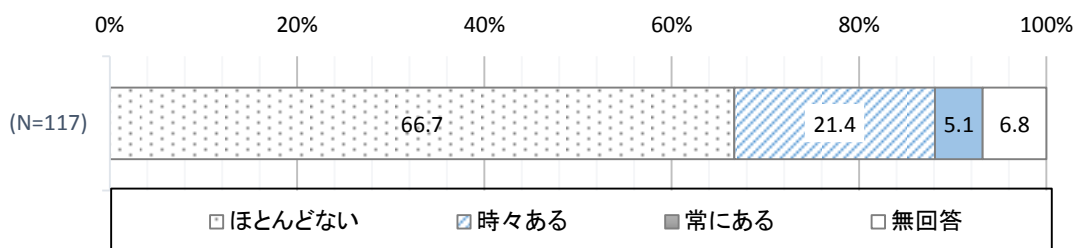
■成年後見制度の認知度(若年者調査)



■ 孤立死を防止するために必要なこと(若年者調査)



■ 自分は他の人達から孤立していると感じること(高齢者調査)



(4) 基本目標4 生きがいつくりと社会参加の促進

第7期計画の方向性

高齢者の豊かな生活に向けて、興味や関心を持てるようさまざまな生涯学習・生涯スポーツ活動に取り組める環境の整備に努めました。高齢者の生きがいや社会参加の促進に向け、市立公民館や文化会館、図書館、生涯学習センター・総合体育館において、各種講座などを開催しました。

また、健康づくりや地域における介護予防活動など、さまざまな分野における地域活動が協働・連携しながら、高齢者の生きがいつくり活動の体制づくりを進めました。

高齢者の社会参加・地域貢献活動につながる老人クラブ活動やボランティア活動などの活発化を図るとともに、活動を支援しました。

意欲と能力のある高齢者が働き続けることで生きがいつくりにもつながるよう、シルバー人材センターの自主的な運営を尊重しつつ、周知、勧誘活動、情報提供、人材育成などの支援を行いました。高齢者と子ども、高齢者と若者など、幅広い年代がさまざまな機会や場を活用して交流し、高齢者が生きがいを感じながら楽しく、明るい生活を継続できるよう、また、世代間交流を通じて、それぞれが有する知識や経験、技能を学べるよう、取り組みました。

基本施策(1) 生涯学習・生涯スポーツの推進

第7期計画の取組	現状
<p>○門真市民プラザ・文化会館・市立公民館において、「ココロとカラダのリラックス体操」や「脳トレ」、「趣味の一日講座楽しい絵手紙」、「ロビーコンサート」など幅広い年代が気軽に参加できる講座を実施した。</p> <p>○社会教育施設で実施する講座情報を発信するための情報誌「はにかむ」を発行し、事業の周知を図った。</p> <p>○総合型地域スポーツクラブ及び社会体育施設指定管理者が連携し、幅広い年齢層を対象とした、スポーツ・レクリエーションにかかる教室や講座を実施した。</p> <p>○高齢者が「歩こうよ・歩こうね」運動に取り組むことにより、閉じこもり予防や高齢者の健康維持等の促進を図った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツ・レクリエーション活動への市民のニーズは多様化している。</li> <li>●総合体育館や門真市民プラザ、文化会館等において各種教室等を開催し、生涯学習活動や生涯スポーツ活動のための場を確保している。</li> <li>●生涯学習フェスティバルやスポーツ・レクリエーションフェスティバル等のイベントにおいて、知識や経験がいかせる場・機会を創出している。</li> </ul>

【取組を測る指標】				
指標	単位	前回計画での実績と目標値		現 状
		平成 28 (2016) 年度実績値	令和 2 (2020) 年度末目標値	令和元 (2019) 年度実績値
スポーツ・レクリエーション大会参加者数	人	5,543	6,400	7,566

基本施策（2）社会活動の促進

第7期計画の取組	現状
<p>○地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、高齢者の生きがいと健康づくり活動・事業を推進している「門真市老人クラブ連合会」に対し、その活動を助言・育成を行った。</p> <p>○ボランティア・NPO*活動において、これまでの経験や技能等を活かせる仕組みとして、「協働によるまちづくり人材バンク」への登録周知や、市民公益活動支援センターでの講座等を行った。</p> <p>○ボランティアセンターにおいて、多様なボランティア養成講座を実施し、認知症予防リーダーや傾聴ボランティアの養成講座には多くの方が参加した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老人クラブは116クラブ（令和元（2019）年4月時点）、老人クラブ登録者数は6,257人（同）であり、高齢者の社会参加、地域貢献活動をしている。</li> <li>●高齢者の中でも若手の加入が減っており、若手高齢者の老人クラブへの加入を促している。</li> <li>●「協働によるまちづくり人材バンク」への登録周知や、市民公益活動支援センターにおいて講座等の開催を行ってきたが、恒常的に活躍できる場の提供には至っていない。</li> <li>●若年者調査で、「現在何らかのボランティア活動を行っている」人の割合は10.8%。</li> <li>●若年者調査で、地域づくり活動に参加者として参加意向のある人の割合は46.5%。</li> <li>●手話や要約筆記、点字などのボランティア養成講座など技術を伴う講座の参加者は年々減少傾向。</li> </ul>

【取組を測る指標】				
指標	単位	前回計画での実績と目標値		現 状
		平成 28 (2016) 年度実績値	令和 2 (2020) 年度末目標値	令和元 (2019) 年度実績値
ボランティアセンターでのボランティア養成人数	人	1,256	1,466	1,378

基本施策（3）就労支援の充実

第7期計画の取組	現状
<p>○シルバー人材センター事業の普及のため、就業に関することや社会奉仕活動を重点的に周知した。</p> <p>○シルバー人材センターにおいて、高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し提供するため、市民のための入会説明会を実施した。センター事務所のみならず新たに門真市弁天池公園、門真市民プラザでも実施し市民の利便性を図り実施した。</p>	<p>●広報紙等を通じシルバー人材センター事業を広く周知し、新たな会員の加入促進に努めるとともに、高齢者のニーズにあった就業機会の提供が必要。</p> <p>●高齢者調査で、就労している人の割合は26.4%。</p> <p>●高齢者がいきいきと暮らすために重要と思う施策のうち「高齢者の働く場の確保や職業紹介の充実」について、若年者調査は31.8%、高齢者調査は21.2%。</p>

【取組を測る指標】

指標	単位	前回計画での実績と目標値		現 状
		平成28(2016)年度実績値	令和2(2020)年度末目標値	令和元(2019)年度実績値
シルバー人材センター会員数(年度末時点)	人	1,538	1,900	1,696

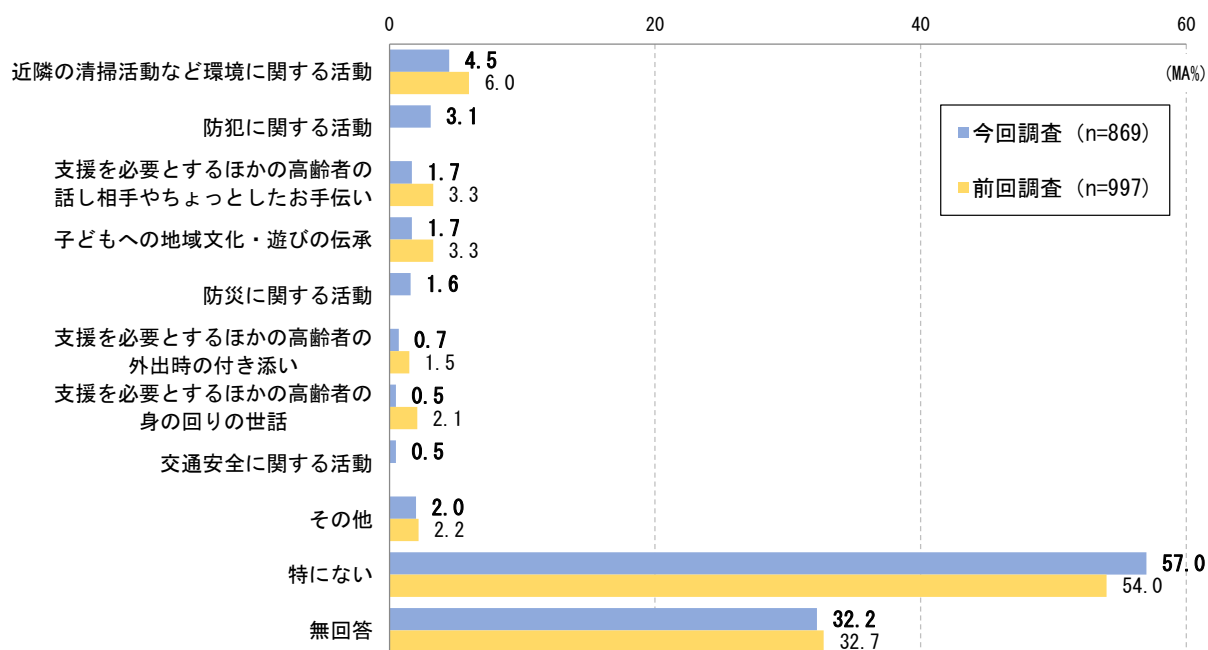
基本施策（4）世代間交流等の推進

第7期計画の取組	現状
<p>○老人福祉センターにおいて「感謝のつどい（敬老月間イベント）」を開催し、世代間交流の場を創出した。</p> <p>○保育所、幼稚園、学校等において、高齢者に昔遊びや伝統行事、運動会等に参加してもらい交流を図った。</p> <p>○校区福祉委員会*の活動として、ふれあいサロンや食事会、高齢者が小学生に昔遊びを教えるなどの世代間交流活動を実施した。</p> <p>○毎年開催しているスポーツ・レクリエーションフェスティバルにて、子どもから高齢者まで参加することのできるニュースポーツ*等の体験会を実施することで、世代間交流を図った。</p> <p>○生涯学習施設において、幅広い年代を対象とした講座やイベントを年間通じて実施した。</p>	<p>●世代を超えた交流により、子どもたちが高齢者の方々の体験や蓄積された文化等を学んでいる。</p> <p>●高齢者調査で、孫や家族以外に子どもや若い人と交流する機会がある人は52.1%。</p>

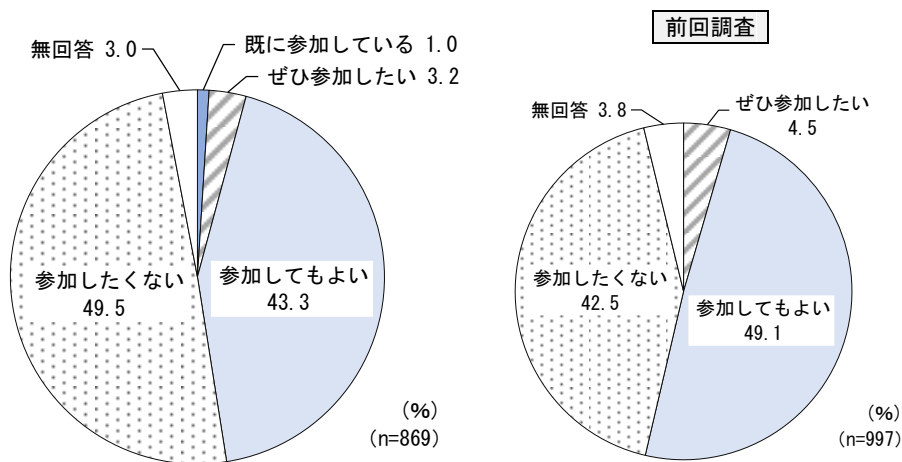
課 題

- 生涯学習や文化、スポーツ活動の周知啓発による市民の参加促進
- 生涯学習やスポーツ活動の多様なニーズに応じた活動の場や参画機会の確保
- 団塊世代の若手高齢者の老人クラブへの加入促進
- ボランティア等の恒常的に活躍できる場の提供
- ボランティア養成講座の内容や周知方法について新たな試みの検討
- シルバー人材センターの新たな会員の加入促進
- 高齢者ニーズにあった就業機会の獲得と提供
- スポーツ・レクリエーション活動への無関心層の参加促進
- 講座やイベント内容を工夫し、あらゆる世代の学べる機会を創出

■現在、行っているボランティア活動(若年者調査)

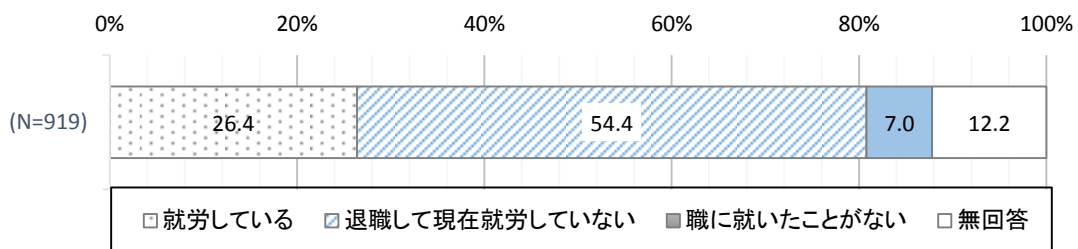


■地域づくり活動への参加意向(若年者調査)



※「既に参加している」は新規選択肢（前回なし）

■就労状態(高齢者調査)





(5) 基本目標5 住みやすい環境づくり

第7期計画の方向性

高齢者などが安心して暮らすことができるよう、公共施設の計画的なバリアフリー化を進め、ハード・ソフトの両面で人にやさしい福祉のまちづくりに取り組みました。

道路交通環境の整備、交通安全対策の充実や防犯活動などの支援・促進、公営住宅や「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」に基づく民間賃貸住宅情報の提供などを行い、高齢者の身体状況に応じた安全、安心、快適な住まいの環境づくりを進めました。

防災意識の向上のため、広報紙やホームページ、防災講話等による啓発を行いました。

災害時等に助け合える地域づくりを進めるために、避難行動要支援者の把握に取り組みとともに、地域団体や関係機関、サービス提供事業所などとの連携を強化し、避難や安否確認、避難所生活における支援などの体制づくりを進め、福祉避難所の確保等に取り組みました。

また、消費者被害防止に向けて、振り込め詐欺などの高齢者を狙った悪質商法について常に情報を収集し、迅速に高齢者のもとに情報が届くよう、広報紙やホームページなどを活用した周知・啓発に取り組みとともに、消費者被害の予防や消費者からの相談対応などの取組も進めました。

基本施策（1）福祉のまちづくりの推進

第7期計画の取組	現状
<p>○水路敷を利用した自転車歩行者専用道路の整備のほか、歩道の整備や交差点の改良、老朽化した舗装の打ち換え、道路端部のカラー化による歩行空間の安全対策に加え、歩道の防護柵、カーブミラーなど交通安全施設の設置等に取り組んだ。</p> <p>○交通マナーの意識啓発のため、毎年春及び秋に行っている「全国交通安全運動」の期間内において、門真警察署及び門真交通安全協会と連携し、「運転者講習会」を行った。</p> <p>○高齢者運転免許自主返納サポート制度のリーフレットを高齢福祉課窓口や保健福祉センター窓口等、高齢者が立ち寄る機会の多い場所に配架し、周知を図った。</p> <p>○門真警察署と連携し、小学校区単位で開催されている「防犯キャンペーン」にて、自転車安全利用マナー条例*及び自転車保険への加入の啓発を行った。</p> <p>○小学校などにおいて高齢者の疑似体験などを実施し、こころのバリアフリーにつながるよう取組を進めた。</p>	<p>●若年者調査で、現在行っているボランティア活動等で、「交通安全に関する活動」は0.5%。</p> <p>●若年者調査で、今後行ってみたいボランティア活動等で、「交通安全に関する活動」は6.6%。</p>

【取組を測る指標】

指標	単位	前回計画での実績と目標値		現 状
		平成 28 (2016) 年度実績値	令和 2 (2020) 年度末目標値	令和元 (2019) 年度実績値
市が管理する公園・広場・緑地の面積	ha	16.0	18.5	16.8

基本施策（2）住宅対策の推進

第7期計画の取組	現状
<p>○共同住居型住宅であるシルバーハウジングにおいて、入居者同士が食事や団らんなどの共同生活の場を持ち、さまざまな活動に取り組むことにより、お互いが仲良くなり安心して暮らせるよう努めた。</p> <p>○大阪府から移管された門真市営門真住宅の建替工事に着工し、高齢者に配慮した住宅の建設を行った。</p> <p>○寿市営住宅において、エレベーターの設置検討業務委託を実施した。</p> <p>○大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度に基づく民間賃貸住宅情報の提供を行った。</p> <p>○大阪府からの情報提供等により市内サービス付き高齢者向け住宅の整備状況を把握し、入居希望者に市内登録状況一覧やサービス付き高齢者向け住宅情報提供システム等の情報提供を行った。</p> <p>○介護が必要な状態になっても、慣れ親しんだ自宅での生活が送れるよう、要支援・要介護認定者に対する住宅改修が適正に行われるよう取り組んだ。</p>	<p>●若年者調査で、高齢者がいきいきと暮らすために重要と思う施策のうち「高齢者向けの公営住宅の整備や住宅改修等への支援」は26.2%。</p> <p>●高齢者調査で、今後の高齢者社会を支え、誰もがいきいきと暮らし続けることのできる社会を築いていくためにはどのような施策が重要かについて、「バリアフリー等、居住環境改善への支援（住宅改修等）」が25.4%。</p>

基本施策（3）安全・安心のまちづくりの推進

第7期計画の取組	現状
<p>○自治会をはじめとする自主防災組織等からの依頼を受け、防災講話や防災用品、備蓄物資等の紹介を実施し、防災意識の醸成に努めた。</p> <p>○大阪管区气象台や大阪府枚方土木事務所とともに防災講話を実施した。</p> <p>○守口市門真市消防組合、門真市消防団と連携し、AED*講習や消火器の使用説明、救助資機材の展示・説明を実施した。</p> <p>○避難行動要支援者*名簿の対象者のうち、日頃から守口市門真市消防組合及び民生委員・児童委員に名簿情報を提供することに同意した方のみ掲載される同意者名簿を作成し、日頃の見守り活動に活用した。</p> <p>○災害時に避難所で避難生活を送ることが困難な要配慮者が避難生活を送るための二次的な避難所について、市内社会福祉法人を初めとする7法人と災害発生時における福祉避難所*の開設及び運営に関する協定等を締結し、福祉避難所等の確保を進めた。</p> <p>○高齢者等を狙った特殊詐欺*被害の未然防止に有効な特殊詐欺等被害防止機器の無償貸与を行った。</p> <p>○高齢者や障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害*を防ぐため、弁護士、警察、消費者団体、福祉団体と連携し、「門真市消費者安全確保地域協議会」を設置した。</p> <p>○防犯対策アクションプランに基づき、地域や警察と協力して防犯カメラの設置を進めました。また、全国地域安全運動の期間中に、防犯に関するイベント等を実施し、啓発を行った。</p>	<p>●若年者調査で、現在行っているボランティア活動等は「防犯、防災に関する活動」が4.7%。</p> <p>●若年者調査で、今後行ってみたいボランティア活動等は「防犯、防災に関する活動」が15.1%。</p> <p>●若年者調査で、災害時や緊急時等で避難が必要な際、「身近に頼れる人はいない」が13.8%。</p> <p>●高齢者調査で、在宅生活を継続するうえで必要と感じる支援は「災害時の安否確認を含む見守り・声かけ」が41.2%。</p> <p>●高齢者調査で、地域の避難場所を把握している人は75.2%。</p> <p>●特殊詐欺被害防止機器について、延べ173台を貸与。</p> <p>●若年者調査で、消費者被害にあった経験や見聞きしたことについて「自身が被害を受けたことがある」が7.7%、「身近に被害を受けた当事者がいる」が7.2%。</p> <p>●若年者調査で、消費者被害から高齢者を守るために必要と思うことでは「民生委員・児童委員をはじめ、地域包括支援センター職員や社会福祉協議会職員、消費者生活センターの職員などが連携し、見守る」が38.0%。</p> <p>●平成30（2018）年度に「門真市消費者安全確保地域協議会」を設置し、弁護士、警察、福祉団体などの関係機関と連携を行い、見守り活動を実施し消費者被害の未然防止と拡大防止に努めている。</p>

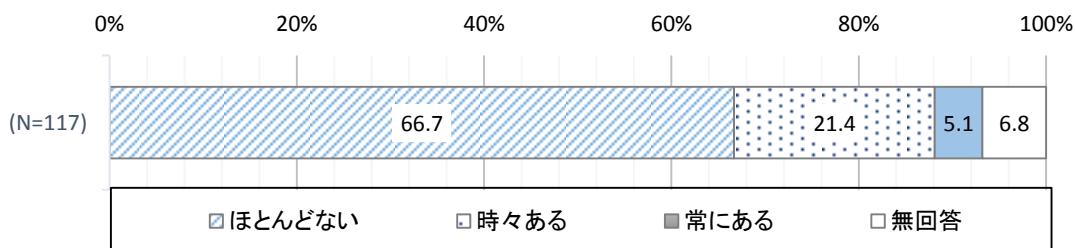
【取組を測る指標】

指標	単位	前回計画での実績と目標値		現 状
		平成 28 (2016) 年度実績値	令和 2 (2020) 年度末目標値	令和元 (2019) 年度実績値
避難行動要支援者名簿登録者のうち、同意者名簿に登録している人の割合	%	35.7	↗	33.5

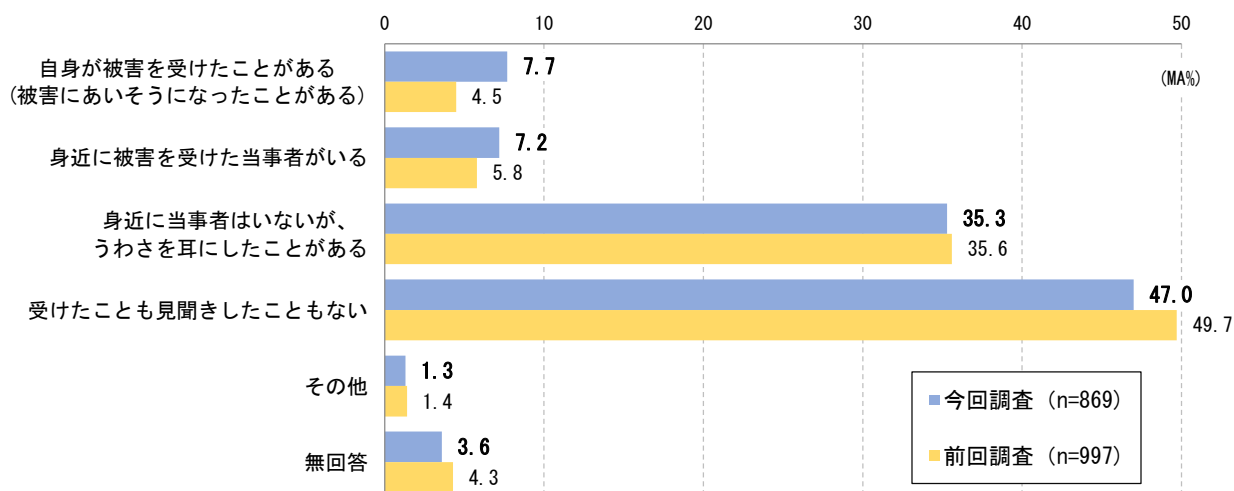
課 題

- 市営住宅におけるエレベーター設置等のバリアフリー化の検討
- 地域から要望される防災訓練や防災講話などにおけるさらなる防災知識の普及
- 福祉避難所の充実
- 消費者被害の未然防止と拡大防止

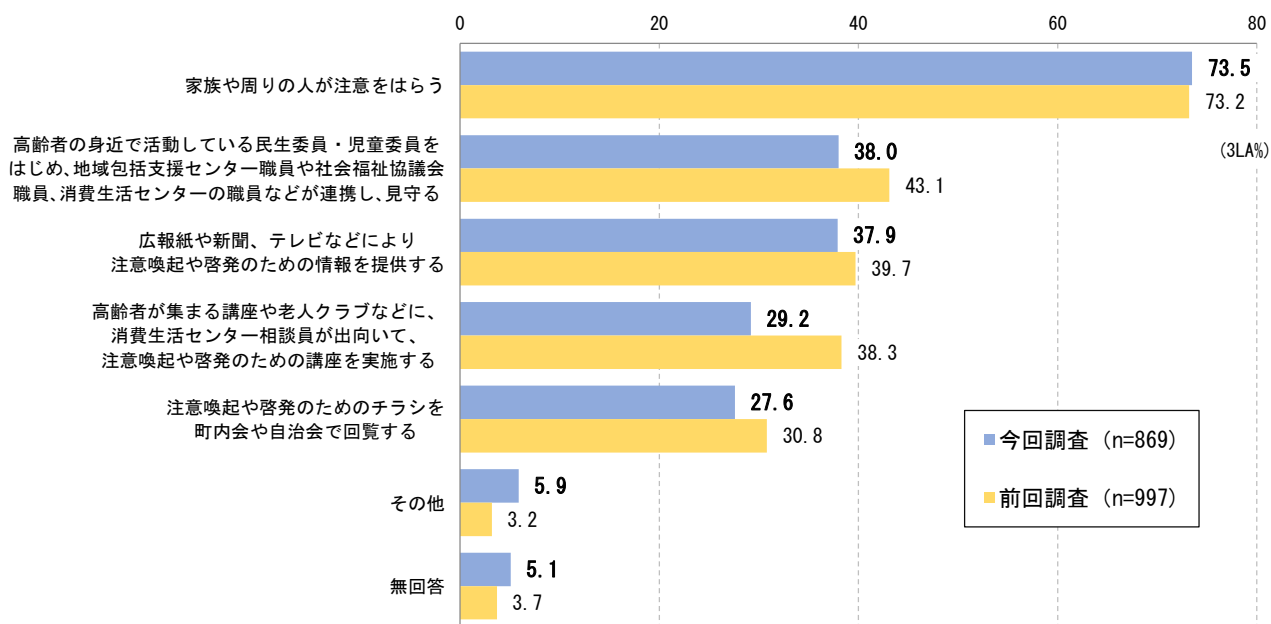
■地域の避難場所やそこまでの経路を把握しているか(高齢者調査)



■消費者被害にあった経験や見聞きしたこと(若年者調査)



■ 消費者被害から高齢者を守るために必要なこと(若年者調査)



(6) 基本目標6 総合的な推進体制の充実

第7期計画の方向性

高齢者が安心して住み続けることのできる「門真市版地域包括ケアシステム」の環境整備に向け、さまざまな関係機関・団体・地域とさらなる連携・協働して取組を進めました。

さらに、地域包括ケアシステムの推進を図る中で、行政、地域住民、地域の多様な主体が協働し、高齢者に限らず、支援を必要とする高齢者と障がい者が同居しているケースなど、支援を必要とする人が抱える多様で複合的な地域の問題、課題を地域でお互いに支え合っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めました。

基本施策(1) 地域支援体制の充実

第7期計画の取組	現状
<p>○市域の課題を検討する地域ケア推進会議、各地域包括支援センターの課題を検討する圏域ケア会議、個別の事例を検討する個別地域ケア会議を実施し、地域の課題解決、課題の抽出、情報共有を行い、関係機関との連携強化を図った。</p> <p>○平成30(2018)年度から介護予防ケアマネジメント検討会議(自立支援型地域ケア会議)を開催し、高齢者一人ひとりの自立支援・介護予防について多職種での検討を実施した。</p> <p>○市内で活躍するNPO法人や市民公益活動団体、地域会議等、協働によるまちづくりのための幅広いネットワークの構築のため、市民公益活動支援センターが中心となり、情報収集や提供を行った。</p> <p>○地域会議が全中学校区に設立されるよう機運の醸成を図った。</p> <p>○民生委員・児童委員が独居高齢者宅への訪問や安否確認などの見守り活動、地域包括支援センターとの研修会や意見交換等を実施した。</p>	<p>●高齢者調査で、地域包括支援センターを「利用したことがある」が7.7%、「知っているが利用したことはない」が49.1%。</p> <p>●高齢者調査で、いきいきと暮らし続けるために重要な施策について、「特別養護老人ホーム*等介護保険施設の充実・病院や診療所の充実」が48.2%、「身近な地域で健康づくり、介護予防の取組ができる拠点(通いの場)の充実」が36.9%、「短期集中的に専門的なりハビリテーションを受けることで運動等の機能を改善し自立を支援するサービスの充実」が35.8%。</p> <p>●門真市域包括ケア会議連絡部会では、地域包括支援センターとの情報共有や連携の強化。全体部会ではケアマネジャー等を対象とした情報共有や研修会を実施。</p> <p>●介護予防ケアマネジメント検討会議(自立支援型地域ケア会議)では、多職種とケアマネジャーや地域包括支援センターが協働して、自立支援(本人の有する能力の維持・向上)を重視したケアプランをもとに支援方法を検討している。</p> <p>●地域会議を3校区設立。</p>

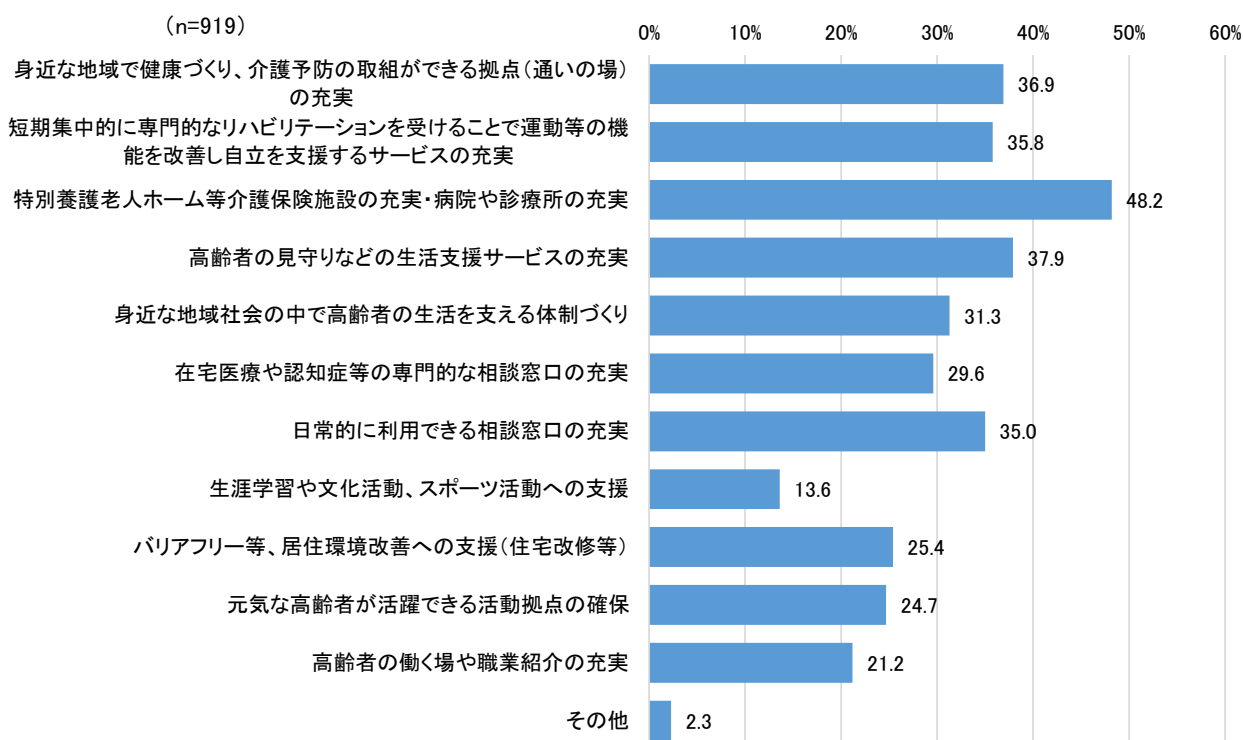
【取組を測る指標】

指標	単位	前回計画での実績と目標値		現 状
		平成 28 (2016) 年度実績値	令和 2 (2020) 年度末目標値	令和元 (2019) 年度実績値
地域包括支援センターの認知度 (若年者調査結果の「知らない」の回答)	%	46.4	↓	45.0

課 題

- 地域ケア会議における、さまざまな地域の課題の情報共有及び検討、地域づくりやネットワークの形成に向けた取組
- 介護予防ケアマネジメント検討会議（自立支援型地域ケア会議）を通じた介護予防ケアマネジメント力の推進
- 地域包括支援センターの認知度の向上
- 全中学校区での地域会議の設立
- 民生委員・児童委員など地域の支え手の高齢化及びなり手不足
- 多様で複合的な地域の問題や課題の解決のため、地域と連携・協働した支援体制の整備

■ 高齢者がいきいきと暮らすために重要な施策(高齢者調査)



# 第4章 計画の基本的な考え方

## 1 本市のまちづくりに対する考え方と本計画の基本理念

### (1) 本市のまちづくりに対する考え方

#### ①門真市第6次総合計画

本市では、令和2（2020）年3月に「門真市第6次総合計画」を策定し、まちの将来像を「人情味あふれる！笑いのたえないまち 門真」と定めています。

また、まちの将来像の実現をめざした基本目標として、「出産・子育てがしやすく、子どもがたくましく育つまちの実現」「地域の中で生き活きと健康で幸せに暮らせるまちの実現」「安全・安心で快適な住まいと環境のあるまち」「誰もが活躍できる賑わいと活気あるまちの実現」を掲げています。

**本市のめざす「まちの将来像」**

**笑いのたえないまち 門真**

**そのための方向性・目標**

<p><b>まちづくりの方向性</b></p> <p>子どもを真ん中に地域みんながつながる健康で幸せな地域共生の「まち」に</p>	<p>働きながら、子育てしながら暮らしやすい便利で快適な職住近接の「まち」に</p>
<p><b>まちづくりの基本目標</b></p> <p><b>01</b></p> <p>出産・子育てがしやすく、子どもがたくましく育つまちの実現</p>	<p><b>02</b></p> <p>地域の中で生き活きと、健康で幸せに暮らせるまちの実現</p>
<p><b>03</b></p> <p>安全・安心で快適な住まいと環境のあるまちの実現</p>	<p><b>04</b></p> <p>誰もが活躍できる賑わいと活気あるまちの実現</p>



②2025年問題レポート

本市では、団塊の世代が後期高齢期（75歳以上）を迎える令和7（2025）年を見据え、令和元（2019）年3月に2025年問題レポートを作成し、高齢化対策については、次のとおり、課題を抽出し、解決に向けた対策を講じていくこととしています。

**めざすまちの姿** 高齢化対策

## 健康でいきいきと暮らせるまち

方針

健康寿命の延伸

---

**01** 課題 認知症高齢者の増加  
対策 **地域の活動や適度な運動で認知症を予防**

認知症予防の対策としては、適度な運動を行うことや、人との関わりを持つことが重要とされています。より多くの高齢者などが地域でのイベントなどに積極的に参加できるよう支援していきます。また、認知症サポーターの養成講座の実施などの理解促進に向けた取組も引き続き進めていきます。

---

**02** 課題 医療費・介護費用の負担増  
対策 **医療・介護費用の抑制に向けた仕組みづくり**

より多くの市民に健（検）診を受診してもらうため、受診機会の拡充など、受診率向上に結びつく取組を進めるとともに、健（検）診受診をはじめとする健康づくりや介護予防に対するインセンティブを提供する取組を進めていきます。

**03** 課題 健康への関心の低さ  
対策 **自然と健康的な生活を送れるような環境整備**

市民の健康意識を向上させる一方で、日常生活における健康の阻害要因を取り除き、健康への関心が低い人でも、日常生活を送るだけで自然と健康になれるような環境づくりが求められます。バランスの良い食生活をめざした、野菜摂取を促す取組などを進めていきます。

---

**04** 課題 貧困の高齢者の増加  
対策 **高齢の生活困窮者等への就労支援の拡充**

現在行っている就労支援の多くは、高齢者が対象となっていませんが、社会情勢の変化に伴いその支援内容を見直し、働く意欲のある高齢者などがスムーズに就労できるように取り組みます。また、やりがいや生きがいなどを目的とした就労についても支援を行い、就労を通じた健康づくりを推進します。

---

**05** 課題 地域を支える人の不足  
対策 **誰もが地域に関われるようなきっかけづくり**

高齢者になった際に地域から孤立しないためには、現役世代のうちから地域との関わりを持つことが重要です。その視点から、地域での行事の内容や開催時間を見直したり、現役世代が参加したくなるようなきっかけづくりを支援していきます。

(2) 本計画の基本理念

第7期計画では、門真市第5次総合計画を基に3つの基本理念を設定し、「みんながつながる元気で活躍できるまち・門真」をめざすべき将来像に据え、6つの基本目標を設定し、市民・地域・団体などの主体的な取組を支援するとともに、公民協働で高齢者を支えるまちづくりに取り組み、人もまちも元気なまちづくりをめざしてきました。

第8期計画では、令和2（2020）年3月に策定した門真市第6次総合計画と連動し、同計画に挙げた、まちづくりの方向性・目標の下に、2025年問題レポートも踏まえ、高齢福祉分野にふさわしい基本理念を以下のように定めます。

- 1 いきいきと健康で幸せに暮らせるまちづくり
- 2 安全・安心で快適なまちづくり
- 3 高齢者が活躍する活気あるまちづくり

## 2 第8期計画における基本視点

本計画の策定にあたり、国が示した基本指針及び大阪府が示した策定指針を勘案し、基本視点として以下の3つを設定します。

### ◇ 視点1 介護予防・健康づくりの推進～健康寿命の延伸～

- ◇ 高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活できるよう、介護予防の取組の充実を図るとともに、健康診査未受診者に対する受診勧奨を行っていきます。
- ◇ 保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へつなぐため、介護サービス事業者、医療機関、ボランティア等地域における様々な関係者のネットワーク構築を図る体制整備に努めていきます。

### ◇ 視点2 多様な主体による地域包括ケアシステムの深化・推進

- ◇ 高齢者が増加していくと予測される中、地域全体で地域の問題に気づき社会へ参画する「地域共生社会」の実現をめざし、地域ケア会議等を通して地域をともに創っていく体制づくりを図っていきます。
- ◇ 医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムは、障がい者や子どもを含む、全ての地域住民がその地域で生活していくためともに支えていく仕組みであり、「自助」「互助」「共助」の視点を全ての住民に持っていただくことが重要です。地域包括支援センター・医療・福祉サービス・自治組織・関係団体等と連携し、重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを一層推進していきます。

### ◇ 視点3 認知症総合支援の推進

- ◇ 認知症になっても、本人と家族が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症に関する正しい理解を持ち、地域全体で見守っていく体制づくりが重要です。
- ◇ 認知症の理解者を増やすため、地域住民や企業への啓発を継続するとともに、認知症の相談窓口の周知を進めていきます。
- ◇ また、認知症の方と暮らす家族に対しても、接し方等を理解する場を設けるなど、認知症の方が住み慣れた地域で生活するための取組を進めていきます。

### 3 第8期計画のめざすべき将来像

## みんなが笑って活躍できる安心のまち・門真

第8期計画は、「みんなが笑って活躍できる安心のまち・門真」をめざすべき将来像として、健康長寿や生涯現役、地域共生社会の実現に向け、高齢者みんなが笑って支え合い活躍できるような安全・安心な地域社会づくりをめざしていきます。

地域では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者、老老介護世帯が増加しています。また、高齢者と障がい者を含む家族、介護と育児を同時に担う家族など、複合的な生活課題を抱える人が暮らしています。

アンケート結果からは、介護が必要になっても在宅での生活を望む人が多く、地域で高齢者を支える体制を充実するとともに、高齢者自らが地域で自尊心を持って楽しく生活できる環境づくりが必要です。これが本市のまちづくりの方針である「人情味あふれる笑いのたえないまち」と言えます。

このように「みんなが笑って活躍できる安心のまち・門真」を実現させるためには、行政と関係機関の連携はもちろん、行政と市民・地域・団体などがともに協働・共創し、高齢者を支える体制を充実しなければなりません。



## 4 第8期計画の基本目標

第8期計画の将来像である「みんなが笑って活躍できる安心のまち・門真」のまちづくりに向け、以下の6つの基本目標を設定し、計画を推進していきます。

### ◇ 基本目標1 介護予防と日常的支援の推進

高齢者が介護を受けるようになっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるように、健康な高齢者の介護予防のみならず、介護状態の重度化防止に向けた取組を図ります。

また、地域の健康増進の取組と連動し、フレイル<sup>\*</sup>予防や高齢者のための食育等も含め、個々の状態に応じた健康づくりのための取組を推進していくことが重要となります。

これらの取組により、生涯にわたりできる限り元気に活躍しながら健やかな人生が送れるよう健康寿命の延伸をめざすとともに、介助・介護や手助けが必要な市民に様々な生活支援サービスを提供することで、高齢者の日常の暮らしを支えています。

さらに、介護と在宅医療の連携を図り、医療サービス・介護サービスが一体的に受けられる支援体制を強化します。

そして、地域においてひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症の方がおられる世帯などを見守ることも重要です。支え合いの仕組みづくりやネットワーク形成により、それぞれの地域の見守りや助け合い支え合い活動による支援を推進していきます。

#### 基本施策

- (1) 重度化防止に向けた介護予防の推進
- (2) 生涯にわたる健康づくりの推進
- (3) 各種生活支援サービスの充実
- (4) 在宅医療の推進
- (5) 地域での見守り等による支援

### ◇ 基本目標2 認知症施策と支え合いの推進

高齢化が進み、認知症高齢者の増加が予想されることから、市民や地域が認知症に対する理解を深められるように一層の普及・啓発が必要です。認知症サポーターやキャラバンメイト等の養成強化だけでなく有効活用を図り、「共生」と「予防」の観点から、高齢者を地域ぐるみで支える取組を行います。

また、高齢者の権利擁護に関する事業を進めるとともに、成年後見制度を周知し、利用促進を図ります。

#### 基本施策

- (1) 認知症とともに生きる地域づくり
- (2) 認知症対策の充実
- (3) 高齢者の権利擁護の推進

◇ 基本目標3 高齢者の尊厳の確保

介護が必要でも、認知症の症状があっても、高齢者おのこの尊厳を守るため、人権に関する啓発をさらに進め、虐待等の防止や早期発見・早期対応を図るための体制づくりや取組を強化します。

また、地域において高齢者の社会的な孤立が起こらないように、近隣のつながりや見守り等のネットワークを駆使して、声掛けやあいさつ等の取組を進め、必要に応じてCSW<sup>※</sup>や民生委員・児童委員や行政からの支援を行います。

**基本施策**

- (1) 高齢者の人権の尊重と虐待防止
- (2) 高齢者の孤立防止

◇ 基本目標4 生きがいくくりと社会参加の促進

高齢者が笑顔でいきいきと暮らしていくためには、生きる実感や喜び、誰かの役に立てるといった動機付けが重要となります。本市では、様々な社会資源、地域社会における組織・団体等との連携により、スポーツや生涯学習、文化活動、社会貢献などを通じて、高齢者の生きがいくくりや社会参加による活動を支援していきます。

やりがいや生きがいを得る活動は介護予防や健康寿命の延伸にもつながります。高齢者のこれまでの経験や知識、技術等を活かしつつ、第2の人生が拓けたり、社会参加活動が充実したりといったメリットにつながるよう、就労も含めた地域活動やボランティア活動を支援します。

具体的な活動の機会や場が活性化する取組を進め、子どもとお年寄り、高齢者と若年者といった多世代・異世代が触れ合う交流活動や拠点づくりを進めます。

**基本施策**

- (1) 生涯学習・生涯スポーツの推進
- (2) 社会活動の促進
- (3) 就労支援の充実
- (4) 世代間交流等の推進

◇ 基本目標5 住みやすい環境づくり

高齢であってもなくても、誰もが住みやすい環境づくりに向け、人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。心身のバリアフリー化をめざして、ハード面・ソフト面での障壁を除去していくように努めます。

また、住み慣れた地域で在宅生活が続けられるよう、高齢者に配慮した住まいづくりを支援するため、住宅対策を推進します。

さらに、防犯・防災の観点からも、交通事故防止や消費者被害防止に取り組み、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、災害時対策や感染症対策を進め、円滑な相談対応や支援により体制整備を図ります。

**基本施策**

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 住宅対策の推進
- (3) 安全・安心のまちづくりの推進
- (4) 災害や感染症対策に係る体制整備

◇ 基本目標6 総合的な推進体制の充実

8050 問題<sup>\*</sup>やダブルケア問題<sup>\*</sup>など、高齢者を取り巻く問題は複雑化・多様化しており、複合的な生活課題に対応していくことが求められます。高齢者の自立に向け地域包括ケアシステムの推進をさらに進めるとともに、総合相談機能などにより、必要な人が適切な支援やサービスに円滑につながるような推進体制を充実します。

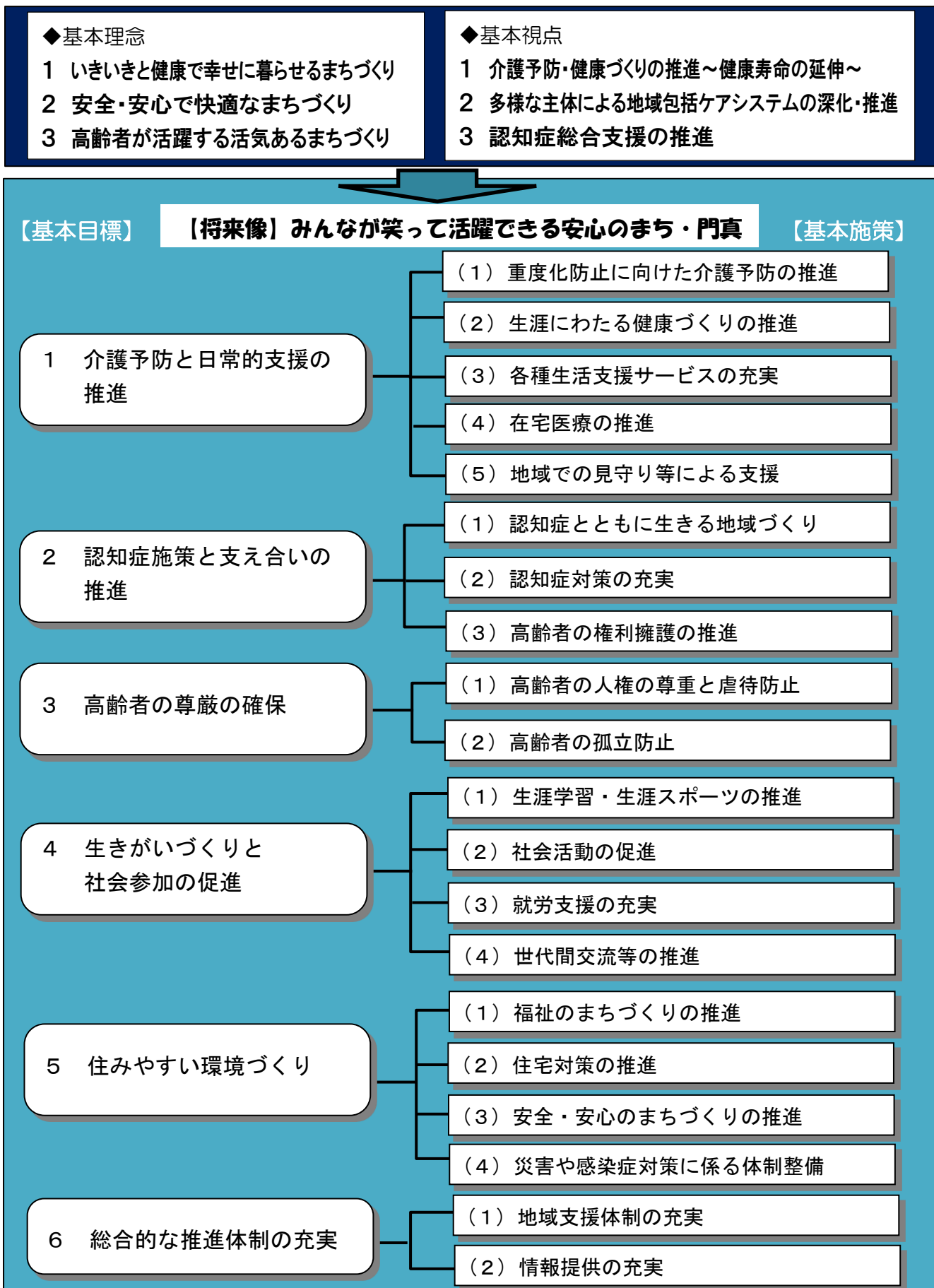
そのため、保健・医療・福祉・教育など、多岐にわたる分野の関係機関や活動団体、地域及び市民の連携体制を一層強化しつつ、総合的・横断的・継続的なマネジメントにより、地域支援体制の充実を進めます。

また、高齢者施策及び事業や取組に関する情報提供を充実します。

**基本施策**

- (1) 地域支援体制の充実
- (2) 情報提供の充実

## 5 第8期計画の体系



## 第5章 施策の展開

### 1 介護予防と日常的支援の推進

#### (1) 重度化防止に向けた介護予防の推進

##### 現状と課題

- 国において、第7期計画から第8期計画においても「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」が重要であるとしています。高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活ができるように支援することや、要介護状態若しくは要介護状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止についての取組を求めています。
- 第7期計画期間中には、多職種による介護予防ケアマネジメント検討会議（自立支援型地域ケア会議）を開催し、自立支援・重度化防止に取り組んでいます。また、地域包括支援センターや関係機関などと連携し、地域における介護予防活動を支援しています。
- 切れ目のない介護予防を進めるには、青年期及び壮中年期における健康づくりや生活習慣病予防が大切であり、健康部局と高齢、介護部局の一体的な取組が求められています。

##### 方向性

- 介護予防に関する取組が多くの市民に認知されるよう、高齢者が関心や興味を持てる内容で、介護予防教室の周知・啓発を推進するとともに、介護予防教室に参加することで、身近な場所で健康づくり、社会参加につながる、参加者の増加に向け、関係機関と連携を図っていきます。
- 多職種による介護予防ケアマネジメント検討会議（自立支援型地域ケア会議）の開催などを通じて、要支援者等に継続的に介護予防ケアマネジメントを実施し、自立支援・重度化防止に向けた必要な生活支援・介護予防を展開していきます。
- 後期高齢者医療制度の中で実施している「フレイル対策」と介護保険制度の中で実施している「介護予防」を連携させた一体的な取組について検討を進めていきます。

##### 施策の展開

###### ①一般介護予防の推進

- ◆市のホームページや広報紙への掲載、リーフレットの配布、教室の開催等により、介護予防の重要性を周知していきます。
- ◆「いきいき百歳体操」などの健康づくり体操の普及に努めるとともに、口腔機能の健康維持に向けた「かみかみ百歳体操<sup>\*</sup>」を推進していきます。
- ◆各種の介護予防教室を通して、身体の状態を確認できる体力測定会の実施や介護予防情報の



提供により、介護予防に関する興味・関心度の向上と普及に努め、高齢者の自発的な行動につなげていきます。

- ◆「いきいき百歳体操」をはじめとした通いの場を拡充していくためには、企画、運営を担う人が必要となるため、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と連携を図り、多様な通いの場の創出、担い手の育成に努めていきます。

②介護予防・日常生活支援サービス事業

- ◆高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を過ごせるように、心身の状態に応じた適切な介護予防・生活支援サービスを提供できるよう基盤整備を図っていきます。
- ◆市民講座等を開催し、適切な介護サービスの利用により高齢者の生活改善が図られるよう周知していきます。
- ◆介護予防・日常生活支援総合事業をより良いものとしていくには、住民主体の取組が必要であり、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと連携を進めていきます。

③自立支援に向けたケアマネジメントの推進

- ◆介護予防ケアマネジメント検討会議（自立支援型地域ケア会議）を開催し、多職種での検討を行い、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図っていきます。
- ◆介護事業所に対し、高齢者の自立支援に活かせる研修会を開催していきます。

■取組を測る指標■

指標	単位	令和元（2019）年度実績値	令和5（2023）年度末目標値
介護予防教室の年間参加者数	人	948	↗
通いの場（「いきいき百歳体操」等）の設置箇所数	箇所	34	50





### 住民主体のいきいき百歳体操

いきいき百歳体操は、準備運動やおもりを使った筋力づくり運動、ストレッチで構成されており、おもりを手首、足首につけて運動を行うことにより筋力とバランス能力を高めます。体操時間は1回約30分で、週に1回から2回程度の運動で効果があります。一人では運動を続けるのは難しいですが、仲間と一緒にすることで楽しく、継続して取り組み、仲間づくりから地域とのつながりが生まれるなど様々な役割を担っています。

コロナ禍において、自粛生活を続けることで、運動不足、人との交流が減り、フレイル状態に陥りやすいです。しかし、換気・検温・消毒・マスク着用の感染予防対策を十分取りながら、いきいき百歳体操を仲間と一緒に楽しく続け、フレイル予防に取り組んでいます。

【問合せ先】くすのき広域連合門真支所（高齢福祉課）

☎ 06-6780-5200 / FAX 06-6780-5201



## (2) 生涯にわたる健康づくりの推進

### 現状と課題

- 高齢期に健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、長寿を全うできるよう、個人間の健康格差をもたらす地域・社会的要因にも留意しつつ、生涯にわたる健康づくりを総合的に推進していく必要があります。
- 市民一人ひとりが主体的かつ継続的に健康づくりや食育の推進に一体的に取り組めるように進めています。がん診査については、特定の対象者のがん検診受診勧奨個別通知等を実施しました。特定健康診査については、AIを活用して未受診者へ勧奨する通知等を実施し、受診率の向上を図りましたが、若年層の受診率が低いことが課題となっています。
- 高齢者が自主的に体を動かすことや健康づくりについて学習することに加え、閉じこもり予防や高齢者の健康維持、介護予防につながるような取組が求められています。

### 方向性

- 若い世代から正しい生活習慣を身につけ、壮年期・高齢期における健康づくりを推進し、いつまでも住み慣れた地域で健やかに生活することができるよう、健康づくりを支援する取組を進めていきます。
- 「門真市健康増進計画・食育推進計画～健康かどま 21～」に基づき、「運動・身体活動」「栄養・食生活」「たばこ」「こころの健康・休養」「歯と口の健康」「アルコール」「健康管理」の7つの分野での取組を引き続き推進することにより、すべての市民ができるだけ健康な状態で暮らしていけるよう、健康寿命の延伸に努めていきます。
- 「門真市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画及び第2期データヘルス計画」に基づき、門真市国民健康保険に加入する40～74歳の人々の特定健康診査や特定保健指導について、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防対策に取り組んでいきます。
- 健康に関する正しい知識の普及・啓発はもとより、各種健（検）診の受診勧奨を行うことで、健康づくりを推進していきます。
- 高齢者自らが主体的に参加できるよう、個々の介護予防に対する取組を支援し、さらにはその活動を地域全体へと広げていきます。

### 施策の展開

#### ① 健康に関する正しい知識の普及・啓発

- ◆運動・食事・たばこ・歯・口腔等の生活習慣の改善によって、市民の健康寿命の延伸をめざし、若い世代から高齢者までの健康づくりに取り組んでいきます。
- ◆生活習慣の改善から始める認知症及びロコモティブシンドローム\*の予防や低栄養に関連する、フレイルの予防に関する取組を推進していきます。また歯と口の健康や噛むことの大切さに関する正しい知識の普及・啓発を推進し、「嚥下\*」や「噛む」ことを通じて口腔機能の向上を図っていきます。

- ◆「門真市健康増進計画・食育推進計画～健康かどま 21～」に基づき、健康づくりや食育推進に関する取組や事業を進めていきます。

②健康づくりへの支援

- ◆特定健康診査の受診率向上に取り組むとともに、健診結果等から対象となる人へ受診勧奨等を実施していくことで、糖尿病性腎症等の重症化予防につなげるなど、健康寿命の延伸に向け、健康管理に寄与する取組を図っていきます。
- ◆各種健（検）診の周知啓発に努め、特定の対象年齢の市民へがん検診の無料クーポン券や個別受診勧奨の送付、子宮がん検診における保育の実施等、受診しやすい体制を整えていきます。
- ◆「門真市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画及び第2期データヘルス計画」に基づき、健康保険に関する取組や事業を進めていきます。
- ◆健康寿命の延伸を図ることを目的に、健康づくりの推進に協力できる企業等と積極的に協定を締結し、効果的な健康づくりの取組を実施していきます。

③運動等の奨励

- ◆健康の維持・増進はもとより、自発的な介護予防を促すためにも、歩こうよ・歩こうね運動等のウォーキングやスポーツ活動を奨励していきます。
- ◆地域包括支援センターが実施する介護予防教室や講習会において、高齢者が自主的に体を動かし、健康づくりを学習することにより、介護予防に努めていきます。

■取組を測る指標■

指標	単位	令和元（2019）年度実績値	令和5（2023）年度末目標値
かかりつけ医師がいる人の割合（高齢者調査の「いる」の回答）	%	75.4	↗
健（検）診を受ける割合（高齢者調査の「受けていない」回答）	%	23.0	↘





## Let's アンチエイジングの取組紹介

Let's アンチエイジングは子育て世代を含む64歳までの市民が対象で、若い世代のうちから正しい生活習慣を身に着けることで、家族全体の健康寿命を延伸することを目的として実施している教室です。

教室の内容は、保健師による講座や運動指導士による運動の実技指導、栄養士による食に関する講座や調理実習などです。

日常生活に取り入れることができるコツを専門職の視点からアドバイスをします。

年に9回程度、門真市保健福祉センターや門真市民プラザで開催しています。

【問合先】健康増進課

☎ 06-6904-6500 / FAX 06-6904-6832



### (3) 各種生活支援サービスの充実

#### 現状と課題

- ひとり暮らしなど支援を必要とする高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談機関や福祉サービスの周知を図るとともに、各種生活支援サービスの充実が重要となっています。
- 生活支援サービスについて、総合事業のより一層の推進に向け、平成28(2016)年より、くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体(第1層)を立ち上げ、生活支援コーディネーターを配置することにより、地域資源の開発に努めています。
- 令和元(2019)年度に、門真市域第2層生活支援コーディネーターが設置され、地域での生活支援体制について、地域の実情に応じた資源開発が求められています。

#### 方向性

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅生活を支援するため、相談機関や福祉サービスの情報提供を充実していきます。
- くすのき広域連合をはじめ、地域包括支援センターや医療機関、介護サービス事業者、地域の団体など、さまざまな関係機関と連携し、各種生活支援サービスの充実に努めていきます。
- 生活支援コーディネーターが地域資源及びニーズを把握し、くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体において、引き続き、サービスの提供体制のあり方や地域の助け合い支え合いの仕組みづくりなどを検討していきます。さらに、多様な主体による担い手の確保、地域資源の開発により、総合事業の効果的な実施に努めていきます。

#### 施策の展開

①介護保険サービス
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆関係機関等と連携を図り、要介護度や生活の状況に応じた介護保険サービスの提供に努めていきます。</li> <li>◆自立支援・重度化防止に向けた仕組みの確立に取り組んでいきます。</li> </ul>
②介護保険適用年齢に達している障がいのある人の高齢化に伴う支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がいのある人の高齢化に伴い、障がい福祉サービスから介護保険サービス等、高齢者福祉サービスへの円滑な移行を図るとともに、必要に応じて障がいの特性を踏まえた障がい福祉サービスが提供できるようサービスの連携や情報提供等に取り組んでいきます。</li> <li>◆介護保険適用年齢に達する障がいのある人に対して、必要とされるサービスが途切れないように介護保険サービスへの円滑な移行を図るとともに、障がいの特性を踏まえ、指定特定相談支援事業所及び居宅介護支援事業所等と連携を図りながら、適切な支援に努めていきます。</li> </ul>
③生活支援体制の整備の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の生活支援に関するニーズと地域資源の把握を</li> </ul>

<p>進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体（第1層）において、さらなる課題の共有、資源の把握、開発に向けた取組について、意見交換や情報共有に努めていきます。</li> <li>◆日常生活圏域ごとに、くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体（第2層）を設置し、更なる地域の助け合い支えあいの仕組みづくりについて協議していきます。</li> </ul>
<p>④街かどデイハウス通所事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ひきこもりがちな高齢者の社会参加の場・介護予防の場として事業を継続するとともに、今後も利用者数の増加をめざし広く周知していきます。</li> </ul>
<p>⑤日常生活用具給付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆日常生活に支障のある高齢者に対し、日常生活用具を給付することにより、高齢者の日常生活の利便性と福祉の増進に寄与していきます。</li> </ul>
<p>⑥緊急通報装置貸与事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に属する高齢者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、本人及び家族の不安の解消や安否状況確認手段の確保に努めていきます。</li> <li>◆関係機関との連携を図るとともに、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどと連携し、申請の支援に努めていきます。</li> </ul>
<p>⑦福祉電話貸与・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆救急連絡などに用いることができる電話回線を貸与するとともに、電話使用料を補助することにより、高齢者の緊急連絡の手段の確保を図っていきます。</li> </ul>
<p>⑧地域包括支援センターの相談機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆身近な相談場所として、地域包括支援センターの周知を図っていきます。</li> <li>◆総合相談に対応するため、また、地域課題の解決に向けて、関係機関、専門機関と連携し、相談機能の強化に引き続き取り組んでいきます。</li> </ul>
<p>⑨さわやか訪問収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆粗大ごみを集積場所まで持ち出すことが困難な人を対象に、屋内からの持ち出し収集を行っていきます。関係各課との連携・調整、作業人員の適正な配置等、制度のさらなる充実を図っていきます。</li> </ul>
<p>⑩ふれあいサポート収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ひとり暮らし高齢者などの世帯に対し、家庭ごみを玄関先まで戸別に収集に伺い、日常生活上のサポートを行っていきます。</li> <li>◆チラシの作成、配布を行うとともに、ホームページやごみ通信により市民への周知を図っていきます。</li> </ul>
<p>⑪＜社会福祉協議会事業＞紙おむつ給付サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆寝たきり高齢者などがいる家庭に対して、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減などを図るため、紙おむつ給付サービスを実施できるよう支援を行っていきます。</li> </ul>

⑫<社会福祉協議会事業>ふとん丸洗いサービス
◆高齢者の衛生保持と健康増進を図るため、専門業者によるふとんの丸洗い・乾燥を実施できるよう、委託事業者を確保し支援を行っていきます。
⑬<社会福祉協議会事業>ハウスクリーニングサービス
◆高齢者の衛生保持と健康増進を図るため、専門業者による清掃を実施できるよう支援を行っていきます。
◆ニーズの把握に努め、福祉・介護関係機関などとのさらなる連携を図っていきます。
⑭<社会福祉協議会事業>車いすの貸与
◆車いすを必要とする市民ニーズは増加しているため、車いすの確保に努め、支援を行っていきます。

■取組を測る指標■

指標	単位	令和元（2019）年度実績値	令和5（2023）年度末目標値
介護保険制度の認知度（若年者調査の「まったく知らない」の回答）	%	13.5	↓
くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体（第1層）〔累計〕	回	12	20

※くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体（第1層）の開催回数は平成27（2015）年度からの累積回数。



地域包括支援センターの取組紹介

地域包括支援センターが大切にしている活動の一つが、地域交流サロンです。高齢、障がい等に関係なく気軽に参加できる集いの場で、ボランティアや介護関係事業所等に協力いただき、様々なプログラムを実施しています。

第2層生活支援コーディネーターと連携した取組も進めています。普段、何気なく行っていることにこだわる、生活の中にストレッチ体操を取り入れる等をテーマに教室を開催し、一人ひとりが心豊かに、元気に暮らすことをめざしています。その地域の方々が参加することで、参加者同士の新たな繋がり場にもなっています。

【問合先】くすのき広域連合門真支所（高齢福祉課）

☎ 06-6780-5200 / FAX 06-6780-5201





## (4) 在宅医療の推進

### 現状と課題

- 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活が送られるよう、医療職と介護職の連携のさらなる強化が求められています。
- 毎年、改訂している「医療・介護連携資源集」の活用や、さまざまな会議や研修会等を通して、医療職と介護職が顔の見える関係づくりを行い、情報共有や連携の強化を行っています。
- 地域包括支援センターやケアマネジャーが医療面で相談のできる担当医を各圏域に配置しています。
- 在宅医療の推進について、ACP\*（人生会議）を普及・啓発するため、地域住民に対して、講演会の実施やエンディングノートの配布、急変時の緊急連絡カードなどの配布を行い、どのような人生の最後を迎えるか考える機会について設けています。

### 方向性

- 多職種間により、介護と在宅医療を推進していくとともに、医療職と介護職が情報共有し、連携を強化した上で、医療系サービスと介護系サービスを適切に組み合わせたケアプランを作成できるよう支援していきます。
- かかりつけ医師、歯科医師、薬剤師及び薬局を持つ高齢者の増加に向けた啓発を行うとともに、病気や症状の早期発見・早期治療ができるよう、医療・介護の連携により、高齢者が地域で生活の維持ができるよう支援していきます。
- 市民の死生観の醸成や、残りの人生を自分らしく生きるための準備を考えることの重要性を浸透するために、引き続きACPの取組を行っています。

### 施策の展開

#### ①在宅医療・介護連携推進事業の推進

◆医師会と連携し、在宅医療・介護連携推進事業の推進に努めていきます。

- 地域の医療・介護の資源の把握
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- 医療・介護関係者の情報共有の支援
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 医療・介護関係者の研修
- 地域住民への普及啓発
- 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

◆市民や事業所などに「医療・介護連携資源集」及び「医療機関・介護事業所 つながりマッ

プ」を引き続き配布し、周知していきます。

- ◆病院での入院生活から在宅生活への移行や在宅看取りへの支援体制構築に努めていきます。
- ◆多職種連携強化のため、医療や介護の関係者による研修や市民への普及啓発など、医師会等の地域の関係機関と連携して実施していきます。
- ◆医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション連絡会、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者連絡会などの多職種間で情報共有を行いながら、PDCAサイクルを意識した医療と介護の連携強化を推進していきます。

②かかりつけ医等の普及・啓発

- ◆引き続き、医師会・歯科医師会・薬剤師会及び薬局と連携し、かかりつけ医師・歯科医師・薬剤師及び薬局の重要性について、普及・啓発に努めていきます。

■取組を測る指標■

指標	単位	令和元（2019）年度実績値	令和5（2023）年度末目標値
多職種連携研修会の参加者数	人	308	↑



多職種連携研修会

医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、地域における医療・介護の関係機関の連携を推進することを目的に、平成25（2013）年度から年1回、多職種連携研修会を開催しています。

令和2（2020）年度はコロナ禍により、オンライン開催をしました。



【問合せ先】

くすのき広域連合門真支所（高齢福祉課）

☎ 06-6780-5200 / FAX 06-6780-5201

## (5) 地域での見守り等による支援

### 現状と課題

- 高齢化する社会を持続していくには、あらゆる世代が高齢社会を理解し、支え合う地域づくりが必要となります。
- ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の増加が進んでいることから、普段からの声かけや訪問、安否確認がますます必要となります。
- 地域における、さまざまな福祉の担い手による連携、協働により高齢者の見守り体制を構築していく必要があります。
- 生活困窮者支援事業については、関係機関とのさらなる連携の強化による支援体制の構築と地域での生活困窮者の早期発見のための仕組みづくりを行う必要があります。
- 市内の企業と高齢者の見守りに関する協定の締結を行い、支援が必要な高齢者を早期に発見し、支援につなげる見守り体制の強化を図っています。

### 方向性

- 地域福祉として、高齢者と関わるさまざまな機関との連携を強化し、ひとり暮らし高齢者等の状況の把握と在宅生活に必要な支援を継続していきます。
- 日常的な見守りについては、地域での見守り、支え合い活動等を中心としつつ、多様な民間事業者等との協力体制も拡充していくことで、地域の見守り体制を強化していきます。
- 地域包括支援センターや民生委員・児童委員等との連携を深め、地域の見守り体制を充実し、困り事や問題を抱える高齢者の早期発見と対応に努めていきます。

### 施策の展開

<p>①小地域ネットワーク活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢化や核家族化が進む中で支援対象者が年々増加傾向にあり、小地域ネットワーク活動を支えるボランティアの育成・確保の支援に努めていきます。</li> <li>◆高齢者の自立生活に向けた支え合い、助け合いの活動を推進していきます。</li> <li>◆小地域ネットワーク活動で行っている「いきいきサロン」は、高齢者の主体的な参加によるサロン活動であり、介護予防やひきこもりの防止につながっているため、各校区におけるサロン活動の周知・啓発の支援に努めていきます。</li> <li>◆ひきこもりがちな高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯などのうち、支援を必要とする高齢者が地域の中で孤立することのないよう、校区福祉委員による声かけや見守り活動などを促進していきます。</li> </ul>
<p>②救急医療情報キット配付事業の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆かかりつけ医や持病などの医療情報を専用容器に入れ冷蔵庫に保管し、救急搬送を要する場合などに活用するキットを配付していきます。</li> <li>◆民生委員・児童委員協議会の協力による配付を行うとともに、広報紙やチラシによる啓発を</li> </ul>

<p>行い、市関連窓口での申請受付を行うことにより転入時で新たにキットを希望する方への配付に努めていきます。</p> <p>◆既にキットを保有している方には医療情報の適時な更新について周知啓発に努めていきます。</p>
<p>③生活困窮状態の高齢者の支援</p> <p>◆生活困窮者自立支援機関をはじめ、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、校区福祉委員会などとの連携を図り、生活困窮状態にある高齢者を早期に発見し、支援できる体制を強化していきます。</p>
<p>④高齢者等の孤立死防止・見守り活動</p> <p>◆地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会、校区福祉委員などとの連携を図り、高齢者等の生活実態を把握するとともに、支援が必要な高齢者を早期に発見するため、地域での見守り体制を強化していきます。</p> <p>◆地域住民等からの通報があった場合には、関係機関と連携して安否確認に努めていきます。</p>
<p>⑤高齢者の見守りに関する協力機関の充実</p> <p>◆高齢者の見守りに関する協定を締結している事業者が高齢者の異変等を早期に発見し、関係機関へ報告するとともに、適切な支援につながるよう、さらなる連携構築に向けた、情報交換等のネットワーク会議を開催するなど、見守り協力体制の強化に努めていきます。</p> <p>◆高齢者の見守りに関する協定の締結先を増やし、高齢者が安心して住み慣れた地域で過ごし続けることができるように努めていきます。</p> <p>◆見守りステッカーを作成し、協力企業・団体等に掲示してもらうことで、他の企業や団体、市民への普及啓発を行っていきます。</p>

■取組を測る指標■

指標	単位	令和元（2019）年度実績値	令和5（2023）年度末目標値
救急医療情報キット申請者実人数	人	8,847	9,144





## 高齢者の見守り体制の確保の取組紹介

ひとり暮らし高齢者が増加する中、地域における近所づきあいの希薄化等により孤立死の防止等、高齢者の見守りの充実が必要となっています。

このような中、本市では、高齢者の見守りの強化のため、民間企業等と連携することにより、高齢者の異変に気づいた場合や、何らかの支援が必要な高齢者を早期に発見して必要な支援につなげるなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように高齢者の見守り体制の充実を進めています。

【問合せ先】 高齢福祉課

☎ 06-6902-6176 / FAX 06-6780-5201



## 2 認知症施策と支え合いの推進

### (1) 認知症とともに生きる地域づくり

#### 現状と課題

- 国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン<sup>※</sup>）では、令和7年（2025年）には約700万人、65歳以上の高齢者5人に1人は認知症になると見込まれており、家族や身近な人が認知症になるなど、認知症は誰もが関わる可能性のある身近なものとなっています。
- 高齢者調査で、自分が認知症になったら周りの人に助けてもらいながら自宅での生活を続けたいと思う割合は、41.3%となっています。
- 認知症になると周囲から孤立しがちで、外出の機会や社会との関わりが希薄となり、認知症の進行やADL<sup>※</sup>の低下が懸念されます。
- 認知症の人や家族、介護サービス事業所、社会福祉協議会、NPO法人等地域活動団体など、多様な主体がつながり、認知症になっても地域で輝ける場や活動を創出する「ゆめ伴プロジェクト in 門真」と協働し、認知症とともに明るく楽しく生きるまちづくりを進めています。

#### 方向性

- 認知症の人や家族が問題を抱え込み、地域から孤立することがないように、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター等と連携し、地域住民や民間事業者などのさまざまな団体に働きかける等、認知症の人や家族を支援する体制づくりに取り組みます。
- 国の新オレンジプランに基づき、認知症サポーター養成講座などを通じた認知症に対する市民への理解の促進に努めるとともに、早期発見・対応などに向けた相談支援や見守り体制の充実を図っていきます。
- 認知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーターの更なる活躍の場を創出するため、チームオレンジの構築を進め、認知症の人とその家族を支える地域支援体制を強化していきます。
- 家族介護者の身体的、精神的な負担軽減を図るため、家族介護者が安心して生活できる環境づくりに取り組んでいきます。
- 認知症の人が、尊厳と希望をもって自分らしく生きる、また認知症の有無にかかわらず、ともに生きていくことができ、その本人にあった形での社会参加が可能となる地域共生社会に向けた取組を進めていきます。
- 「ゆめ伴プロジェクト in 門真実行委員会」では、認知症の人が好きな活動を選択して参加できるよう、カフェ、畑、スポーツなど多分野の活動を複合的に展開していきます。

## 施策の展開

①認知症サポーターの養成と活動支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座を引き続き開催し、市民の幅広い参加を促していきます。</li> <li>◆若年世代に対して、地域包括支援センター、認知症キャラバンメイトと協働のもと、学校等と連携し、認知症サポーターの養成に努めていきます。</li> <li>◆認知症キャラバンメイトに、活動場所や資料などを提供することにより、必要な場面で実際に活動できるよう、フォローアップやスキルアップ講座を実施していきます。</li> <li>◆認知症の本人や家族、地域住民が参加し、街歩きやランニングによりゴールをめざす「RUN<sup>ラ</sup>ン<sup>ン</sup>伴<sup>とも</sup>門<sup>プラス</sup>真」などの様々な活動に引き続き協力を行っていきます。</li> </ul>
②チームオレンジの構築
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域において認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組みであるチームオレンジの構築に向けて取組を進めていきます。</li> </ul>
③認知症カフェの充実
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆認知症の本人や家族が地域とのつながりとなる認知症カフェの活動を引き続き支援していきます。</li> <li>◆認知症カフェに興味のある団体とともに認知症地域支援推進員が支援し、その団体による独自運営ができるよう仕組みづくりを進めていきます。</li> </ul>
④協働による認知症にやさしい地域づくり
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「ゆめ伴プロジェクト in 門真実行委員会」での取組は、認知症高齢者の方や家族、その支援をするスタッフが生きがいや楽しみ、夢を実現するためのまちづくりを目的に進められ、市も協働で認知症支援を推進していきます。</li> </ul>

## 取組を測る指標

指標	単位	令和元（2019）年度実績値	令和5（2023）年度末目標値
認知症サポーター養成数〔累計〕	人	6,621	8,000





## ゆめ伴プロジェクトの取り組み～認知症になっても輝けるまちへ～

「認知症になってもキラキラ輝いていて欲しい！できることはまだまだあるはず！」  
これは、認知症のお母さんと暮らす娘さんの言葉です。この言葉をきっかけに「認知症になっても輝けるまちをめざしていこう！」という想いに共感した介護サービス事業所や社会福祉協議会、行政、NPOなどの多様な主体が自発的につながり、平成30（2018）年4月にゆめ伴プロジェクトの活動がスタートしました。

認知症の人や市民のささやかな夢や、やってみたいことの声을きっかけに、認知症の人と市民が共に楽しみ、ワクワクしながら参加できる7つの活動を展開しています。

具体的には、認知症の人がスタッフとなる「ゆめ伴カフェ」、認知症の人や高齢者、保育園児が共に野菜や綿花を栽培する「ゆめ伴ファーム」、誰もが集える「ゆめ伴サロン」、認知症の人や市民が共に街を歩きゴールをめざす「RUN伴+門真<sup>ランともプラス</sup>」、認知症の人が主役となる「ゆめ伴コンサート」、認知症の人と地元企業のコラボ企画「ゆめ伴マーケット」、綿花から糸を紡ぎ小物などを製作する「綿花プロジェクト」など多分野の活動となっています。

これらの活動を通じて、認知症の人にとって、地域の人や地域社会とのつながりは大変重要であり、社会がどのような状況になっても認知症の人と地域の人や地域社会とのつながりを途切れさせてはならないと改めて感じています。

こんな時だからこそ人と人とのつながりが大切であり、こんな時でも、人と人とが心でつながることができると思っていて、これからも新たなつながり方をデザインしていきたいと思っています。



▲ゆめ伴カフェの様子



▲ゆめ伴マーケットの様子

【問合先】ゆめ伴プロジェクト in 門真実行委員会 事務局（門真市社会福祉協議会内）  
☎ 06-6902-6453 / FAX 06-6904-1456



## (2) 認知症対策の充実

### 現状と課題

- 認知症対策について、今後認知症の人が増加することが見込まれることから、国では、さらなる施策の推進のため、認知症施策推進大綱がとりまとめられました。大綱には、「共生」と「予防」を車の両輪とした普及啓発・本人発信支援や予防、介護者への支援等の認知症についての取組を推進することがあげられています。
- 地域包括支援センターにおける相談等に加えて、認知症地域支援推進員が相談員となり、高齢福祉課窓口において予約制の認知症相談コーナーを開設し、相談体制の充実を図っています。認知症高齢者並びに認知症の人を介護する家族も増えていくことが予測されるため、今後も地域や関係機関とともに支える体制の強化が必要となっています。
- 認知症初期集中支援チーム（門真オレンジチーム）や地域包括支援センターが中心となり、認知症の早期把握・早期受診につながるよう、認知症予防チェックコーナーの開設やイベント、教室を実施しましたが、認知症に関心のある方が多い一方で、無関心の方に働きかける工夫が課題となっています。
- 警察署が、認知症高齢者等を保護又は行方不明事案等として取り扱った場合の情報提供等に基づき、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員と連携し、必要に応じて訪問し、日常の見守りを行うとともに、徘徊高齢者の早期発見・早期安全の確保のために、SOSネットワークや探知システム機器（GPS）の貸与、見守りQRコードの交付等を行っています。
- 高齢者の見守りに関する協定を多くの民間企業と締結し、異変のある高齢者の発見した場合などは高齢福祉課に連絡をしてもらう体制づくりをしています。
- 65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といい、全国で4万人近くいると言われていません。

### 方向性

- 認知症対策として、認知症に対する正しい知識の普及・啓発、認知症の早期発見・対応、認知症状に応じた適切な医療・介護サービスの提供、認知症の見守り保護等、認知症高齢者やその家族、介護者が地域で安心して生活できる環境づくりなどの取組について推進していきます。
- 徘徊認知症高齢者の増加が予想されるため、警察等、関係機関との連携を図り、見守りや保護に努めていきます。
- 若年性認知症は、初期症状が認知症特有のものではなく、診断しにくいことから、若年性認知症について普及、啓発を進めるとともに、若年性認知症の早期診断、早期対応へつなげていきます。

**施策の展開**

①認知症相談及び認知症高齢者と家族への支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域包括支援センターや認知症地域支援推進員による認知症相談コーナーを周知し、不安を抱えている本人や介護をされている家族等が気軽に相談できるように支援していきます。</li> <li>◆認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れと相談先等をまとめた「認知症ケアパス」を活用し、高齢者だけでなく若い世代にも認知症に関する情報発信を行っていきます。</li> <li>◆認知症初期集中支援チーム（門真オレンジチーム）は、認知症の人や認知症の疑いのある人、その家族のもとに医療・介護の認知症専門チームが訪問して、認知症についての困りごとや心配ごとなどの相談に対応していきます。</li> <li>◆認知症初期集中支援チームについて、商業施設や公共施設等の協力により、ポスターの掲示やリーフレットを配架することにより、周知・啓発していきます。</li> </ul>
②認知症に関する正しい知識の普及・啓発
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆認知症に関する正しい知識の普及・啓発のため、認知症に関するイベントや教室の開催を行っていきます。</li> <li>◆多くの関係機関と協働し、認知症の本人とともに活動をすることで、認知症の正しい知識を啓発していきます。</li> </ul>
③徘徊見守りネットワークの活用
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆イベント等を通して、SOSネットワークや探知システム機器（GPS）の貸与、見守りQRコード交付等の認知症対策を進めていきます。</li> <li>◆高齢者の見守りに関する協定の締結先を増やし、地域住民に認知症への理解を深め、認知症の方が安心して住み慣れた地域で過ごし続けることができるよう努めていきます。</li> </ul>
④若年性認知症施策の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆若年性認知症の早期発見・対応に向けて、若年性認知症についての啓発を進めていきます。</li> <li>◆障がい福祉サービスや介護保険サービスなどの相談を受けて、本人や家族の状況に応じて、各関係機関との連携や調整を行い、必要なサービスにつなげていきます。</li> </ul>
⑤緊急一時保護事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆養護者による虐待などにより緊急保護を要する高齢者、または警察に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者を老人ホームなどへ一時的に緊急保護することにより、高齢者の身体面の安全及び精神的安定の確保に努めていきます。</li> </ul>

**取組を測る指標**

指標	単位	令和元（2019）年度実績値	令和5（2023）年度末目標値
認知症初期集中支援チーム（門真オレンジチーム）の相談件数〔累計〕	件	18	38

コラム



門真オレンジチーム（門真市域認知症初期集中支援チーム）

くすのき広域連合門真支所（高齢福祉課）では医療・介護の専門職とサポート医で構成する「認知症初期集中支援チーム（門真オレンジチーム）」を設置しています。

認知症の人や認知症が疑われる人、その家族から相談があれば門真オレンジチームが自宅を訪問し、本人や家族の希望をうかがいながら、適切な受診や介護サービスをすすめるなどの初期支援を集中的に行っています。

商業施設や公共施設等の協力により、ポスターの掲示やリーフレットを配架することにより、周知・啓発しています。

【問合せ先】 くすのき広域連合門真支所（高齢福祉課）  
 ☎ 06-6780-5200 / FAX 06-6780-5201



くすのき広域連合門真支所

### (3) 高齢者の権利擁護の推進

#### 現状と課題

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）が施行され、成年後見制度利用促進基本計画に基づいた施策を総合的かつ計画的に推進し成年後見制度の利用の促進に関する施策について推進しています。
- 認知症高齢者等が必要なサービスの契約行為や金銭管理等の支援を受けることができるよう、成年後見制度について、地域包括支援センターと連携し、周知を図っています。
- 認知症高齢者の在宅生活を支援することを目的とした、日常生活自立支援事業を周知しています。

#### 方向性

- 高齢者の権利擁護として、支援を必要とする人の早期発見・対応に向けた相談支援や見守り体制を充実し、成年後見制度を安心して利用できる環境づくりを図っていきます。
- 地域包括支援センターや社会福祉協議会等との連携による相談や対応を充実し、日常生活自立支援事業を推進しつつ、成年後見制度について周知を図っていきます。
- 消費者トラブルにあうリスクが高い高齢者などの被害防止に向け、判断能力が衰える前に対策をとることができるよう、関係機関と連携し周知・啓発を図っていきます。

#### 施策の展開

<p>①成年後見制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆判断能力が十分でない高齢者などが不利益を被らないよう、また、契約や財産管理などの法律行為への支援を受けることができるよう、成年後見制度の利用促進に努めていきます。</li> <li>◆認知症高齢者の増加及び親族との関係が疎遠となっているケースが多いため、親族等による家庭裁判所への申立てが困難なことが多く、必要に応じて、市長申立てによる適正な支援を行っていきます。</li> <li>◆地域包括支援センターや社会福祉協議会との連携を深め、権利擁護に関する相談や対応の充実を図るとともに、さまざまな機会・場や媒体を積極的に活用して、成年後見制度の周知に努めていきます。</li> <li>◆市民後見人の養成を進め、市民後見等の活用について周知していきます。</li> </ul>
<p>②＜社会福祉協議会事業＞日常生活自立支援事業の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆判断能力が十分でない高齢者・知的障がいや精神障がいのある人が必要なサービスを利用し、日常生活自立支援事業での金銭管理の支援を受けることができるよう、普及啓発による利用の促進を支援していきます。</li> <li>◆軽度の認知症高齢者の在宅生活を支援するために、事業のさらなる周知に努めていきます。</li> </ul>

■ 取組を測る指標 ■

指標	単位	令和元（2019）年度 実績値	令和5（2023）年度末 目標値
成年後見制度の認知度（若年者調査の「知っている」の回答）	%	21.2	↑



成年後見制度の紹介

成年後見制度とは、あなたがあなたらしく生きるための制度です。

物事を判断する能力が十分ではない方について、権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、あなたを法律的に支援する制度です。

家庭裁判所から選ばれた、あるいは、自分がお願いした支援者の方が必要な見守りを続けながら、あなたの財産や権利を守り、あなたらしく生きるために、また、大切な家族の暮らしを守るためにも、知っておきたい制度です。

成年後見制度には、2つの制度があります。

- 任意後見 十分な判断能力があるうちに、将来、自分の判断能力が衰えたときに備えて、あらかじめ支援者（任意後見人）を選んでおくものです。
- 法定後見すでに判断能力が衰えている方のために、家庭裁判所が適切な支援者（補助人・保佐人・後見人）を選ぶものです。

◆市民後見人

家庭裁判所から成年後見人として選任された一般市民のことです。成年後見に関する一定の知識等（講座等終了）を身に付けたうえで、市民としての特性を活かした活動を行います。



◀最高裁判所提供

【問合先】 高齢福祉課 ☎ 06-6902-6176 / FAX 06-6780-5201

### 3 高齢者の尊厳の確保

#### (1) 高齢者の人権の尊重と虐待防止

##### 現状と課題

- 高齢者虐待については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）が施行された平成18（2006）年度以降、全国的に増加傾向にあり、高齢者虐待防止の体制整備が重要となります。
- 高齢者虐待に関する相談窓口として、地域包括支援センターが相談に応じていますが、高齢者アンケートでは、高齢者の虐待及び養護者支援に関する相談窓口となっていることについては、「知らない」が47.1%となっています。
- 虐待を発見した時の相談窓口を知ってもらうとともに、高齢者虐待について市民やサービス事業者などに対して、正しい知識と理解を広く周知していく必要があります。

##### 方向性

- 高齢者一人ひとりの個性を尊重し、人権啓発・人権教育などを通じた高齢者の人権に関する取組を進めていきます。
- 地域住民一人ひとりが高齢者虐待に関する認識を深めることが、高齢者虐待の防止、早期発見につながることから、さまざまな機会や媒体を活用し、啓発するとともに、市や地域包括支援センターが高齢者の虐待及び養護者支援に関する相談窓口であることを周知していきます。
- 虐待事案の深刻化を防止するため、必要に応じて地域ケア会議を開催することにより、関係機関と情報を共有するとともに、早期発見・早期解決となるように取組を進めていきます。
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けて、資質の向上を図るため研修等を行います。
- 大阪府との連携や弁護士などの専門職による相談体制を整備し、困難事例の対応に努めていきます。

##### 施策の展開

###### ① 高齢者の虐待防止

- ◆ 高齢者虐待には通報義務があることなど、高齢者虐待に関するさまざまな知識・情報をはじめ、相談窓口に関する周知・啓発を引き続き進めていきます。
- ◆ 各関係機関や民生委員・児童委員、地域住民などとの連携強化を図り、虐待の早期発見と適切な対応に努めていきます。
- ◆ 高齢者虐待に関する対応を充実するため、職員などの育成や研修を実施するとともに、地域包括支援センターなど関係機関で構成する地域ケア会議・実務者会議・ネットワーク会議を通じ、関係機関とのさらなる連携強化に努めていきます。

<p>②養介護施設従事者等による虐待防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者への身体拘束は、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的・精神的にも大きな弊害を与えることから、身体拘束ゼロに向けて、くすのき広域連合と連携を図りながら、施設などに働きかけを行っていきます。</li> <li>◆養介護施設従事者等による虐待や身体拘束防止のため、従事者などに対し資質の向上などに向けた研修等に引き続き取り組んでいきます。</li> <li>◆高齢者虐待の防止及び早期発見につながるよう、ストレスマネジメント等の研修会を開催し、高齢者虐待に関する知識等の普及啓発に努めていきます。</li> </ul>
<p>③老人福祉施設への入所措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆経済的・環境的理由により、在宅で生活することが困難な高齢者が安心して生活することができるよう、引き続き養護老人ホーム<sup>*</sup>への適切な入所措置に努めていきます。</li> <li>◆虐待などのやむを得ない事由により分離保護などが必要な高齢者に対して、特別養護老人ホーム等への適切な入所措置に努めていきます。</li> <li>◆入所措置後に成年後見の利用が必要となった場合は、申立の支援を行うとともに、在宅復帰等をめざして支援をしていきます。</li> </ul>
<p>④小学校・中学校における人権教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆人権教育などを通じて、さまざまな人権問題についての正しい知識、自他の人権を尊重する態度と実践力を身につけた子どもの育成を図っていきます。</li> <li>◆人権教育の意義や必要性、児童・生徒への指導・啓発方法等について、教職員が理解し実践できるよう、引き続き研修会等を実施していきます。</li> </ul>
<p>⑤人権啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者に関する人権問題を含む、各種人権課題をテーマに取り上げ、人権講座などを通じて、啓発に努めていきます。</li> <li>◆人権講座「ともに生きる」を年5回の頻度で開催していきます。また、社会情勢の変化に伴い新たに生じる人権課題を積極的に取り上げ、分かりやすくかつ適時な人権講座となるよう努めていきます。</li> </ul>
<p>⑥矯正施設からの出所者等に対する支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者を含む犯罪をした者等が、矯正施設出所後に円滑な社会復帰が可能となるよう、再犯防止等の推進に関する法律に基づき、取組を進めていきます。</li> <li>◆高齢者を含む犯罪をした者等の改善更生と犯罪や非行のない明るい地域社会の実現のため、門真地区保護司会が行う更生保護活動を支援していきます。</li> <li>◆高齢者の人権を含む様々な人権課題を抱える市民を対象に、人権相談を実施していきます。</li> </ul>

■ 取組を測る指標 ■

指標	単位	令和元（2019）年度 実績値	令和5（2023）年度末 目標値
門真市高齢者虐待防止研修会の参加人数	人	79	↑
高齢者虐待の相談窓口の認知状況（高齢者調査の「知らない」の回答）	%	47.1	↓
高齢者虐待の相談窓口の認知状況（若年者調査の「知らない」の回答）	%	28.7	↓



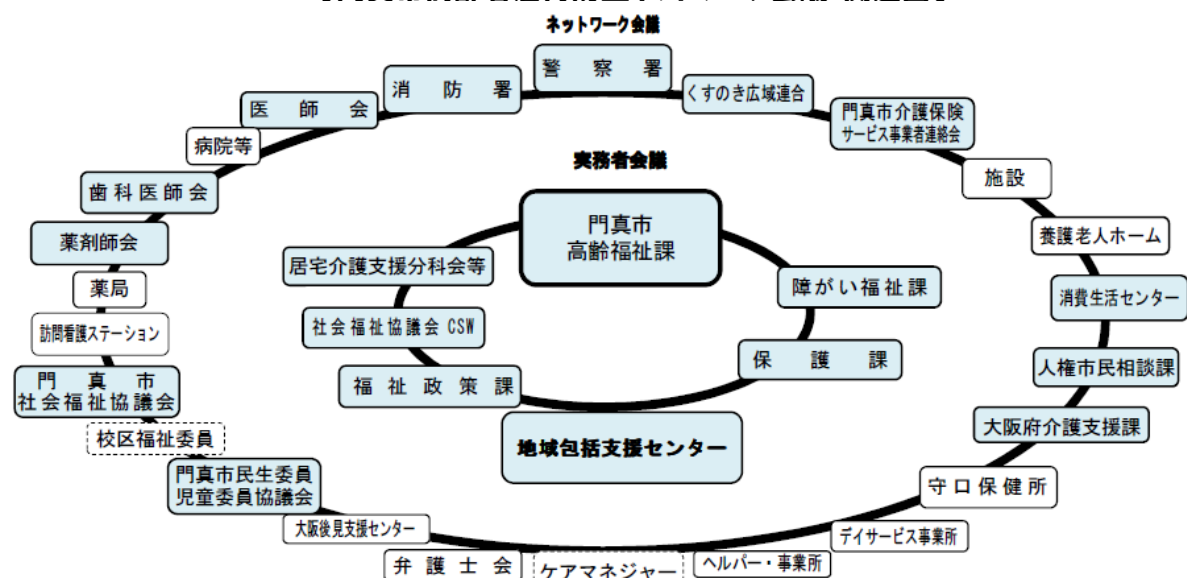
高齢者虐待防止

高齢者虐待とは親族・知人等からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることであり、高齢者に対して行う次の行為とされています。

- 身体的虐待：身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
- 放棄・放置：介護・世話の放棄・放任：衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- 心理的虐待：著しい暴言又は拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 性的虐待：わいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 経済的虐待：財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者を虐待から守るためには、早期発見・対応が重要です。関係機関と連携し、虐待の深刻化を防ぎます。

【門真市高齢者虐待防止ネットワーク会議・関連図】



【問合せ先】 高齢福祉課 ☎ 06-6902-6176 / FAX 06-6780-5201



## (2) 高齢者の孤立防止

### 現状と課題

- 本市の特徴として、高齢者独居世帯・高齢者夫婦世帯が増加しています。高齢者の社会的孤立は、生きがいの低下、健康問題、消費者トラブル、孤立死等の問題につながるため、防止する対策が必要となります。
- 高齢者調査において、在宅生活の継続に必要な支援で「見守りや声かけ」と答えた人が41.2%となっており、普段からの声かけや訪問、安否確認がますます必要となります。
- 地域における、さまざまな福祉の担い手による連携、協働により高齢者の見守り体制を構築していく必要があります。

### 方向性

- 高齢者が外に出て、地域社会で役割を持って活躍することを促進するとともに、社会的孤立を防止するため、近隣でのあいさつ・声かけが日常的になるような地域づくりを推進していきます。
- 民生委員・児童委員や校区福祉委員など、地域の見守り体制の充実に努めていきます。
- 生涯学習や生涯スポーツ、社会参加、就労支援、ボランティア活動などを推進し、さまざまな人が交流する機会や場づくりを拡充し、高齢者の余暇における活動や交流を促進していきます。

### 施策の展開

<p>①閉じこもり予防と社会参加機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆老人クラブの活動について高齢者に周知することにより、老人クラブ加入者の増加を図り、閉じこもり防止及び介護予防に努めていきます。</li> <li>◆社会参加・社会貢献活動として実施している老人クラブ連合会やシルバー人材センターをはじめ、生涯学習、生涯スポーツにおけるさまざまな教室・講座について、広く周知し実施することにより、地域活動に無関心な高齢者の地域活動への参加促進に努めていきます。</li> <li>◆老人福祉センター等において、生きがいづくりや社会参加の場となるよう様々な活動を促進していきます。</li> </ul>
<p>②小地域ネットワーク活動の推進【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢化や核家族化が進む中で支援対象者が年々増加傾向にあることから、小地域ネットワーク活動を支えるボランティアの育成・確保の支援に努めていきます。</li> <li>◆高齢者の自立生活に向けた支え合い、助け合いの活動を推進していきます。</li> <li>◆小地域ネットワーク活動で行っている「いきいきサロン」は、高齢者の主体的な参加によるサロン活動であり、介護予防やひきこもりの防止につながっているため、各校区におけるサロン活動の周知・啓発の支援に努めていきます。</li> <li>◆ひきこもりがちな高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯などのうち、支援を必要とする高齢者が地域の中で孤立することのないよう、校区福祉委員による声かけや見守り活動などを促進していきます。</li> </ul>

<p>③高齢者の地域活動への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者に就業機会を提供するのみではなく、同好会活動、ボランティア活動等を通じて、ひきこもりがちな高齢者にも参加できるような地域活動の促進に努めていきます。</li> <li>◆高齢者の健康寿命を延ばすため、高齢者が活躍できる居場所づくり、仲間づくり、関係づくりに努めていきます。</li> <li>◆社会奉仕活動（イベントでの清掃ボランティア活動）などを継続し実施していきます。</li> <li>◆第2層生活支援コーディネーター業務を推進し、ニーズの把握とインフォーマルサービス※の情報提供を行いつつ、サービスとニーズのマッチングを進めるとともに、通いの場を充実させ、通いの場の拠点数の増加に努めていきます。</li> </ul>
<p>④高齢者等の孤立死防止・見守り活動【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会、校区福祉委員などとの連携を図り、高齢者等の生活実態を把握するとともに、支援が必要な高齢者を早期に発見するため、地域での見守り体制を強化していきます。</li> <li>◆地域住民等からの通報があった場合には、関係機関と連携して安否確認に努めていきます。</li> </ul>

■取組を測る指標■

指標	単位	令和元（2019）年度 実績値	令和5（2023）年度 末目標値
門真市老人クラブ連合会の会員数	人	6,257	↗
小地域ネットワーク活動参加延べ人数 （高齢者）グループ援助活動	件	26,441	36,000
小地域ネットワーク活動参加延べ人数 （高齢者）個別援助活動	人	7,752	7,800

コラム



老人クラブ活動の取組紹介

門真市老人クラブ連合会及び各地区の老人クラブは、高齢者の社会参加の促進、生きがいと健康づくりの増進など、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に努めています。

具体的には、グラウンドゴルフ大会、作品展、バザー、ひとり暮らし高齢者の安否確認、世代間交流、地域の清掃ボランティアなど運動から文化芸術にいたるまで様々な活動を行っています。



【問合先】門真市老人クラブ連合会

☎ 06-6904-5662 / FAX 06-6904-5662

## 4 生きがいつくりと社会参加の促進

### (1) 生涯学習・生涯スポーツの推進

#### 現状と課題

- 高齢者が生涯にわたって住み慣れた地域でいきいきと笑って過ごしていくためには、生きがいや趣味を持つことにより、心の豊かさや生きる実感を持つことが大切です。
- 生涯学習については、幅広い年代が各施設で気軽に参加できる講座情報を発信し、実施していますが、文化会館が閉館となり、施設の利用に影響があります。
- スポーツについては、総合型地域スポーツクラブや総合体育館などの社会体育施設において、幅広い年齢層を対象とした、スポーツ・レクリエーションの教室や講座を実施しています。
- 生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動への市民のニーズが多様化しているため、それぞれのニーズに応じた活動に参画する機会を創出する必要があります。

#### 方向性

- 高齢者が興味や関心を持ちながら、さまざまな生涯学習・生涯スポーツ活動に取り組める環境を充実していきます。
- 性別や年齢、経験に関わらず、誰もが気軽に参加でき、多様化したニーズにも応えるため、年に一度開催している「生涯学習フェスティバル」や「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」などにより、市民が楽しめる機会・場づくりを図っていきます。
- 市立公民館や図書館、生涯学習センター、総合体育館などで実施している各種講座などを継続して開催し、高齢者の生きがいつくりや社会参加を促進していきます。
- さまざまな生涯学習・生涯スポーツ活動が地域における介護予防活動や健康づくり活動などの取組と連動し、高齢者の生きがいつくりにつながるよう努めていきます。

#### 施策の展開

<p>①社会教育施設における各種講座の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆子どもから高齢者まで幅広い年代が集い、みんなで楽しめる教室・講座の開催に努めるとともに、現在実施している各種教室・講座の普及・周知を図っていきます。</li> <li>◆高齢者が求める教室・講座は、教育分野のみならず、健康づくりや介護予防に関するものも多いため、保健・医療・福祉など、さまざまな分野で行われている各種講座・教室との共同実施を行うなど、創意工夫を行っていきます。</li> </ul>
<p>②スポーツ・レクリエーション活動の機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆総合型地域スポーツクラブとの協働及び関係団体や社会体育施設指定管理者等との連携を一層深めることで、市民それぞれのライフステージやライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めていきます。</li> </ul>

◆総合体育館が市民にとって身近なスポーツ施設となるよう、さまざまな機会や媒体を通じた周知を行うとともに、高齢者をはじめ、幅広い年代の人が興味と関心を持つような教室・講座の開催に努めていきます。
③まなびの情報提供
◆学習成果を地域社会に活かせるよう、市の関係情報及び地域のさまざまな活動の情報について、インターネットや多様なメディアを活用し、分かりやすく提供していきます。 ◆幅広い世代に情報が行き届くよう、広報紙や情報誌だけではなく、SNS等を含むインターネットを活用し、さらなる情報発信に努めていきます。
④活動の場の確保・活躍の場の創出
◆生涯学習活動や生涯スポーツ活動のための場の確保、活動を通じて得た知識、高齢者が培ってきた知識や経験が活かせる場・機会の創出に努めていきます。 ◆多様化する生涯学習活動や文化活動、生涯スポーツ活動へのニーズに応えるため、市民それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた余暇活動の充実に努めていきます。

■取組を測る指標■

指標	単位	令和元（2019）年度 実績値	令和5（2023）年度 末目標値
スポーツ・レクリエーション事業参加者数	人	7,566	7,600
生涯学習フェスティバルの参加者数	人	858	900



かどま市スポーツ・レクリエーションフェスティバル

かどま市スポーツ・レクリエーションフェスティバルは、子どもから高齢者、障がいのある人がそれぞれのライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動に参加することを目的に、年1回、門真市民プラザで実施されています。様々なレクリエーションスポーツの体験会や有名スポーツ選手による教室、AED体験ブースなどが催され、毎年3,000人近くの多くの方がスポーツの秋を満喫されています。



【問合先】門真市生涯スポーツ推進協議会（生涯学習課）

☎ 06-6902-7195/FAX 06-6905-3264

## (2) 社会活動の促進

### 現状と課題

- 高齢者になっても、地域や社会を構成する一員として、社会参加や地域貢献ができる環境づくりが重要となっています。
- 明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上のためには、高齢者の社会参加につながる老人クラブの活動は不可欠ですが、会員数は年々減少傾向にあり、特に若手高齢者の加入が少なくなっているため、引き続き、老人クラブ活動の周知・啓発に努め、老人クラブ活動を支援していく必要があります。
- 市民公益活動支援センターにおいて、営利を目的としない自主的・自発的な社会貢献活動である市民公益活動に関する講座等の開催や個人及び団体同士のマッチングを行っていますが、新たな担い手の発掘や活動の発展につながる支援が課題となっています。また、ボランティアポイント制度は令和元（2019）年度に事業終了となり、活動参加を動機づける新たな取組の模索が必要となっています。

### 方向性

- 高齢者の社会活動を促進することは、生きがいづくりや社会参加につながり、生涯にわたる健康づくり、介護予防、ひいては健康寿命の延伸につながると期待されることから、多種多様な関連団体を巻き込み、協力を得ながら連携しつつ、各種事業を展開していきます。
- 老人クラブ活動やボランティア活動などは、高齢者の社会参加・健康づくり・介護予防などに大きな成果を発揮することが期待されることから、各活動の必要性や魅力を広く周知・啓発し、それらの活動を支援していきます。
- ボランティア活動については、マッチングをするにあたって、ボランティアに対しての潜在ニーズと顕在ニーズの把握を行い、事業の展開を検討していきます。
- 身近な地域で自分の能力や興味に応じた社会活動に無理なく取り組めるよう、地域での活動実態を把握することにより、情報発信を行うとともに、各種団体と連携しながら気軽に参加できる場づくり・機会づくりに取り組んでいきます。

### 施策の展開

①老人クラブ活動の促進
◆身近な地域での社会奉仕や交流、また高齢者自身が健康づくりや介護予防の担い手として活動する老人クラブの取組を引き続き支援していきます。
◆老人クラブの社会貢献活動の内容や魅力について広く周知し、未加入高齢者への加入や若手高齢者の加入促進を図っていきます。
②地域におけるボランティア・NPO活動の促進
◆NPO法人や市民公益活動団体、地域会議などの様々な主体と連携し、地域活動や生きがいづくりとなるよう社会参画を促進していきます。

- ◆市民公益活動支援センターによるボランティア活動に関するマッチングやコーディネートを図っていきます。
- ◆高齢者が健康でいきいきと活動できるよう、市民公益活動支援センターではさまざまな機会を捉え、ボランティア活動への誘導に取り組み、人材育成講座などを開催していきます。
- ◆高齢者がこれまでに培われた経験や知識、技術などを活かせるように、ボランティア活動の情報を提供するとともに、活動を支援していきます。

③<社会福祉協議会事業>ボランティアセンター事業の推進

- ◆ボランティア活動者の養成のため、各種ボランティア養成講座を開催できるよう支援を行っていきます。
- ◆ボランティア活動をホームページなどで周知するとともに、門真市ボランティアフェスティバルを開催し、より多くの市民に活動を知ってもらえるよう支援を行っていきます。
- ◆ボランティア活動者への情報提供や活動支援を行っていきます。
- ◆従来の各種ボランティア養成講座を行うとともに、新たなボランティアニーズや活動に焦点をあてた、体験型のボランティア講座、男性の参加を促すプログラムの開発、外国籍の市民のための日本語通訳ボランティアの養成などの多様なボランティアの養成講座を検討し、生きがいきくりや社会参加の促進を図っていきます。

■取組を測る指標■

指標	単位	令和元（2019）年度実績値	令和5（2023）年度末目標値
ボランティアセンターでのボランティア養成人数	人	1,466	1,600





## ボランティアセンターによる高齢者の生きがいづくりの取組紹介

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティア人材の養成を目的とした各種ボランティア講座を開催しています。ボランティア講座の参加者の多くは、定年退職した会社員や子育てを終えた方などが多く、実際に門真市内で活躍するボランティアも元気で社会参加を求める高齢者が活動の中心となります。

近年では認知症高齢者を地域で支えるための「認知症予防リーダー入門講座」や定年退職後の男性の地域活動者の養成を目的にした「男のコーヒーハンドドリップ講座」など、高齢者の社会参加や生きがいづくりの地域活動のきっかけになるようにターゲットを絞った養成講座の開催を意識して企画をしています。



▲男のコーヒーハンドドリップ講座の様子



▲認知症予防リーダー入門講座の様子

【問合先】 門真市社会福祉協議会 ☎ 06-6902-6453 / FAX 06-6904-1456

### (3) 就労支援の充実

#### 現状と課題

- 高齢化が急速に進展する中で、生涯現役や一億総活躍の考えが普及し、高齢で就労している人が増えつつあります。元気な高齢者が、これまでに培ってきた豊富な知識・経験・技能を活かし、地域社会の支え手として、就業機会の創出が求められています。
- 高齢者の就労支援を行うシルバー人材センターについては、広報紙等を通じシルバー人材センターを広く周知するものの、若い会員層（60歳～70歳）の加入が伸び悩み、会員の高齢化が顕著であり、後期高齢者のニーズにあった就業機会の確保と提供が課題となっています。
- 介護離職・介護人材について、介護者の家族状況を踏まえ、適切な介護サービスにつなぐことで、働く介護者の離職防止に努めるとともに、団塊の世代が後期高齢者を迎える令和7（2025）年には、介護人材が不足するため、人材の量と質の両面の確保が必要となります。

#### 方向性

- 高齢者の就労を促進し、これまでの知識や技術の活用のみならず、働くことで生きがいづくりや健康づくり、介護予防にもつながるよう、シルバー人材センターの自主的な運営を尊重しつつ、周知・啓発、登録促進、情報提供、相談対応、人材育成などを支援していきます。
- 国の動向を踏まえ、企業等に向けた制度や「生涯現役支援窓口」を周知し、ハローワーク等と連携しながら、高齢者の就労機会を拡充していきます。
- 介護分野に関心を持ってもらえるよう、広報紙等で周知を図り、元気な高齢者等が担い手として活躍できるよう環境づくりに努めていきます。

#### 施策の展開

##### ① シルバー人材センター活動の充実

- ◆ 高齢者の希望に応じた就業の機会を確保し提供するとともに、高齢者の豊かな経験や知識、技能をいかし、生きがいの充実、社会参加の推進を図っていきます。
- ◆ シルバー人材センターの社会貢献活動について、会員と事務局が一丸となり、各種イベントで周知していきます。



<p>②就労のための情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「生涯現役支援窓口」等のハローワーク事業について周知していきます。</li> <li>◆シルバー人材センターにおいて、高齢者の希望に応じた就業の機会を提供するため、市民に入会説明会を実施していきます。</li> <li>◆シルバー人材センターの幅広い年齢層の会員のニーズにあった就業機会の確保や提供のため、民間企業等に働きかけを行っていきます。</li> </ul>
<p>③介護離職防止に向けた家族支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆働く介護者の離職防止に向けて、要介護者及び介護者の家庭状況を踏まえた適切なケアマネジメントにより、必要なサービスにつなげていきます。</li> <li>◆介護者が抱える不安や悩みの解消に向け、地域包括支援センターを中心に相談に応じるとともに、同じ不安や悩みを抱える人が集まる介護者交流会を紹介するなど、介護者のレスパイトケア*（介護休息）に努めていきます。</li> </ul>
<p>④介護人材確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護人材確保に向けて、大阪府主催の連絡会において「介護・福祉人材確保」に係る課題の共有、情報提供、意見交換等を行い、関係機関と連携して人材確保や定着促進を推進していきます。</li> <li>◆くすのき広域連合が行う「くすのき生活サポーター養成研修（訪問型サービスAの従事者研修）」を周知し、元気な高齢者が介護人材の担い手となるよう支援していきます。</li> </ul>

■取組を測る指標■

指標	単位	令和元（2019）年度実績値	令和5（2023）年度末目標値
シルバー人材センター会員数	人	1,696	1,850





## シルバー人材センター活動の取組紹介

シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う公益社団法人です。元気な高齢者が持つ長年培ってきた豊富な知識・経験・技能を活かした活力ある地域社会づくりに貢献することを目的とし、健康で生きがいを感じる生活の実現と社会福祉の増進を図ります。

シルバー人材センターは、地域の企業、官公庁、個人家庭、NPO 団体などから臨時的・短期的な仕事を請負・委任の形態で引き受けます。それらの仕事を会員登録した高齢者の中から適任者を選び、仕事を遂行します。

さらに、清掃ボランティアなどをはじめとした社会貢献事業の企画運営と実施も行い、より地域に密着したシルバー人材センターをめざして、日々取り組んでいます。

【問合先】公益社団法人門真市シルバー人材センター  
☎ 06-6905-5911 / FAX 06-6905-0085



## (4) 世代間交流等の推進

### 現状と課題

- 多様な価値観を持つ高齢者が、多様な世代によるコミュニティの中で、ふれあいや交流を持つことで、豊かな関係性を持って生活を過ごすことが大切です。
- 高齢者と子ども等の世代間交流は、幅広い世代が一緒に楽しめる教室や講座、誰もが楽しめるニュースポーツなどを通じて行われています。
- 学校園などでは、昔遊びや伝統行事等を学ぶ時にゲストティーチャーとして地域の高齢者を招き教えてもらったり、運動会・体育祭への招待や年賀状を送ったりするなど、世代を超えた様々な交流が続いています。学校園が地域と連携を密にすることにより、子どもたちが高齢者の体験や蓄積された文化等を学び、伝承や継承の機会となっています。

### 方向性

- 多世代・異世代が交流することで、それぞれが有する知識や経験、技能をお互いに学び合えるような取組を推進していきます。
- 高齢者が長年培った知識や経験、技能を次世代へ伝えていくことは、高齢者自身が社会の中で大きな役割を担っていることを自ら確認する機会であり、高齢者の生きがいがいづくりにもつなげていきます。
- 高齢者と子ども等の世代間交流は、子どもや若い人にとっては、豊かな人間性や職業観、人生観などを学ぶ機会であり、人生の先輩として高齢者を尊敬することにもつなげていきます。
- 幅広い年代がさまざまな機会や場を活用した交流を実施し、高齢者の生きがいがいづくりに楽しく笑い合える生活ができるよう支援していきます。

### 施策の展開

①老人福祉センター、高齢者ふれあいセンター、高齢者交流サロンでの交流の促進
◆高齢者の生きがいを高め、教育の向上及び健康の増進を図る各種講座や子どもから高齢者まで幅広く参加できる世代間交流事業などを実施していきます。
②保育所、幼稚園、学校等での高齢者との交流の促進
◆保育所や幼稚園での行事への高齢者の参加促進を図るとともに、知識や技術、経験などをいかした地域貢献につながるよう、小・中学校などでの教育やクラブ活動での交流に引き続き取り組んでいきます。
◆学校園の行事等の取組の中で工夫を凝らし、地域とのつながりを大切にした世代間交流を進めていきます。
③地域で応援する支援者と親子などとの世代間交流の促進
◆子どもから高齢者まで誰もが参加できるスポーツ・レクリエーション事業を通じて、世代間交流を図っていきます。

- ◆スポーツ・レクリエーション事業を主催する門真市生涯スポーツ推進協議会をはじめとした関係団体・機関との連携を深め、スポーツ・レクリエーション活動に関心のない人でも楽しむことができる体験会等をスポーツ・レクリエーションフェスティバル等において実施することで、参加者を増やすとともに、世代間交流を促していきます。

④各種生涯学習講座やニュースポーツを活用した世代間交流の推進

- ◆生涯学習施設における各種講座や教室において、年代を問わず興味と関心を通じて、ともに学べる機会を設けていきます。
- ◆講座やイベント内容をより一層工夫し、あらゆる世代が集い、ともに学べる機会を創出していきます。
- ◆子どもから高齢者まで誰もが楽しめるニュースポーツを推進する団体の活動やイベント等の周知を強化し、参加者の増加を図ることで、世代間交流を促していきます。

■取組を測る指標■

指標	単位	令和元（2019）年度実績値	令和5（2023）年度末目標値
老人福祉センター・高齢者ふれあいセンター・高齢者交流サロンでの世代間交流回数	回	1	2
老人福祉センター・高齢者ふれあいセンター・高齢者交流サロンでの世代間交流参加人数	人	327	700



老人福祉センター・高齢者ふれあいセンターにおける活動の取組紹介

老人福祉センター・高齢者ふれあいセンターは健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与することによって福祉の向上を図ることを目的とした施設です。

カラオケ・ダンス・体操などの様々なサークル活動の拠点となっており、また、健康機器の利用・囲碁将棋など個人で利用することもできます。

また、「感謝のつどい」では園児による発表など世代間交流も実施しており、参加者からご好評いただいています。



【問合せ先】老人福祉センター

☎ 06-6903-7771 / FAX 06-6903-2201

高齢者ふれあいセンター

☎ 072-886-0015 / FAX 072-886-0017

## 5 住みやすい環境づくり

### (1) 福祉のまちづくりの推進

#### 現状と課題

- 高齢者などが安心して外出できるまちづくりを進め、水路敷を利用した自転車歩行者専用道路の整備のほか、歩道の整備や交差点の改良、老朽化した舗装の打ち換え、道路端部のカラー化による歩行空間の安全対策に加え、歩道の防護柵、カーブミラーなどの設置等に取り組んでいます。
- 毎年春と秋の「全国交通安全運動」に伴い、門真警察署及び門真交通安全協会と連携して行っている「運転者講習会」は、高齢の参加者が非常に多いため、交通マナーの意識啓発に大きく寄与しています。高齢者運転免許自主返納サポート制度については、高齢者が立ち寄る機会の多い場所や窓口等にチラシを配架し周知しています。
- 門真警察署と連携し、小学校区単位で開催されている「防犯キャンペーン」にて、自転車安全利用マナー条例及び自転車保険への加入促進の啓発を行ったことにより、一定の関心を得られているものの、さらなる周知啓発をしていく必要があります。
- バリアフリー化等をめざしたまちづくりだけでなく、こころのバリアフリーのまちづくりにおいても、主に市内の小学校を中心に児童に対する高齢者への理解を高めるための福祉教育の推進に取り組んでいますが、限られた時間内で、単発的な取組が多く、体験活動が中心となる傾向があり、体験学習後のアプローチが今後の課題となっています。

#### 方向性

- 高齢者をはじめ、誰もが住みやすい環境づくりに向け、心身両面のバリアフリーに対応できるよう、さらに福祉のまちづくりを推進していきます。日々、安心して暮らし、気軽に外出できるよう、道路・学校・行政施設をはじめとする公共施設のバリアフリー化とともに、「ユニバーサルデザイン※」の考え方も啓発していきます。
- 地域のニーズを把握しながら、高齢者のくつろぎ空間の確保やコミュニティの増進など、公園の整備や公園施設の改修に取り組んでいきます。
- 道路交通環境の整備、安全な歩行空間の形成、交通安全対策の充実や防犯活動、高齢者運転免許自主返納サポート制度などの支援・促進を図り、市民が安全・安心に生活でき、積極的な社会参加につながる環境整備を推進していきます。

#### 施策の展開

##### ① 道路交通環境等の整備・改善

- ◆ 市内の道路の問題箇所を総合的に把握し、必要となる道路の改善手法を考え、市内道路全体の整備の方向性を整理しながら、高齢者が安全で利用しやすい道路交通環境の整備に努めていきます。

②市民に対する啓発の充実
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆交通安全運動キャンペーンなどにおいて市民の交通マナーに対する意識啓発を図ります。</li> <li>◆高齢者による交通事故の増加に歯止めをかけるため、高齢者運転免許自主返納サポート制度について、引き続き周知啓発を図っていきます。</li> </ul>
③交通安全意識の啓発の充実
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆警察と連携して、高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全意識の啓発を図っていきます。</li> </ul>
④こころのバリアフリーの啓発
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民に対して、こころのバリアフリーを育むために高齢者の疑似体験や車いす体験などの体験学習を中心に、様々なプログラムの取組を進めていきます。</li> <li>◆小学校での福祉教育において、体験活動だけで終わるのではなく、子どもたちの地域貢献学習（サービスマーケティング）として、地域で暮らす高齢者に対して、子どもたちが実際に何ができるのかを考えて行動するプログラムを実施し、地域貢献を通じて豊かな福祉観を育むことをめざしていきます。</li> <li>◆学校と社会福祉協議会の連携だけでなく、地域住民を巻き込み、不安や不便を抱える高齢者の日常生活に根ざした取組を展開していきます。</li> </ul>

■取組を測る指標■

指標	単位	令和元（2019）年度実績値	令和5（2023）年度末目標値
交通安全施設整備箇所数	箇所	40	40
市が管理する公園・広場・緑地の面積	ha	16.8	20.0





## 運転者講習会と高齢者運転免許自主返納サポート制度

運転者講習会は、春及び秋の全国交通安全運動に伴い、年間で計10回開催しています。同講習会では、門真警察署員による最新の交通事故等の状況に関する講義と交通安全啓発を目的とした映像を受講していただくことで、一層の交通安全意識の高揚に努めていただいています。

高齢者運転免許自主返納サポート制度は、高齢ドライバーが免許を返納すると、同制度に協賛した企業の割引や特典を受けることができます。なお、免許返納後の移動に際しては、本市コミュニティバスをはじめとした公共交通機関の利用をお願いしています。

## 【問合先】

道路公園課

☎ 06-6902-6645 / FAX 06-6902-1323

門真警察署

☎ (代) 06-6906-1234 / FAX 06-6902-4345

門真交通安全協会

☎ 06-6909-1460 / FAX 06-6909-8800



## (2) 住宅対策の推進

### 現状と課題

- 住まいは生活を送るための拠点であり、高齢者の身体状況に応じた安全、安心、快適な住まいの整備が重要となります。
- 高齢者の住まいに対するニーズを把握し、多様な住まいの場について情報を提供していく必要があります。
- 市営住宅の整備については、令和元（2019）年度に門真市営門真住宅の建替工事に着工し、高齢者に配慮した住宅の建設を行うとともに、寿市営住宅においては、エレベーターの設置検討業務委託を実施しました。
- サービス付き高齢者向け住宅については、大阪府からの情報提供等により市内の整備状況を把握し、希望者から電話や窓口等で問い合わせがあった場合は、門真市内登録状況一覧やサービス付き高齢者向け住宅情報提供システム等の情報提供を行っています。

### 方向性

- 高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるように、高齢者の身体状況に応じた安全、安心、快適な住まいの環境づくりに取り組んでいきます。
- 介護が必要な状態になっても、慣れ親しんだ自宅での生活が送られるよう、生活に必要な介護保険サービスや生活支援サービスが受けられる体制の充実を図っていきます。
- 「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」に基づいて、民間賃貸住宅の情報提供などを行っています。
- 有料老人ホームの設置許可及び各種届出について、有料老人ホームの適正な運営に資するため、設置基準を満たすよう、「門真市有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき、適切な指導を実施していきます。

### 施策の展開

①公的住宅の整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高齢者に配慮した住宅の建設、建替えを行っています。</li> <li>◆ 建替えによる高齢者世帯の生活上の不安や心配ごとなどについて、地域包括支援センターなどと連携し、相談を行っています。</li> </ul>
②有料老人ホーム等の立入検査
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 有料老人ホーム等の立入検査については、高齢者が安心して住み続けられるよう、健全な施設の設置や運営の指導を行う等、継続して実施していきます。</li> </ul>
③大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度に基づく民間賃貸住宅情報の提供
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 民間賃貸住宅に入居を希望する高齢者世帯などが円滑に入居できるよう、大阪府において実施されている「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」について情報提供を行っています。</li> </ul>



④高齢者向け住宅の情報提供

◆大阪府からの情報提供等により市内の整備状況を定期的に把握するとともに、希望者へ有料老人ホームや軽費老人ホーム※、サービス付き高齢者向け住宅等の門真市内登録状況一覧やサービス付き高齢者向け住宅情報提供システム等による情報提供を行っていくことにより、高齢者の必要な住まいの確保に努めていきます。

■取組を測る指標■

指標	単位	令和元（2019）年度実績値	令和5（2023）年度末目標値
有料老人ホーム等立入検査数	件	7	8



あんぜん・あんしん賃貸検索システム利用の紹介

あんしん・あんぜん賃貸検索システムでは、高齢者、低額所得者、障がい者、外国人及び子育て世帯からの住まい探しのご相談に応じる不動産業者（「協力店」）と、これからの入居の方に積極的な一定の質を備えた民間賃貸住宅（「あんぜん・あんしん賃貸住宅」）等の情報を提供しています。

【問合せ先】大阪府住宅まちづくり部都市居住課  
☎ 06-6210-9707 / FAX 06-6210-9712

### (3) 安全・安心のまちづくりの推進

#### 現状と課題

- 人口減少や高齢化社会が進み、また、核家族化の進行や人間関係の希薄化により、多様化複雑化する犯罪等による高齢者の被害が増加しています。
- 本市の現状を踏まえ、犯罪の発生、被害を未然に防ぐことを目的とした門真市防犯対策アクションプランを策定し、協働を基軸とした総合的な防犯対策に取り組んでいます。
- 高齢者や障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、庁内関係課、弁護士、警察、消費者団体、福祉団体等と連携を行い、「門真市消費者安全確保地域協議会」を設置し、高齢者等の消費者被害の未然防止と拡大防止に取り組んでいます。
- すべての人が安全で安心して暮らせるまちとするために、「自分たちのまちは自分たちで守る」という市民一人ひとりの防犯意識の高揚と、これまで以上に地域で助け合う意識の醸成が必要となっています。

#### 方向性

- 市民・地域・警察・門真市防犯協議会・関係団体・事業者などが一体となって、さまざまな防犯活動に取り組み、地域をあげて、犯罪から市民を守る体制を整備することにより、「公民協働による安全・安心なまち」の実現をめざしていきます。
- 犯罪抑止や犯罪解決のため、地域や警察と協力して、防犯カメラの設置を進めていきます。
- 消費者被害防止については、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法\*の未然防止や拡大防止のため、関係機関や各種団体などとの協働により市民に啓発していきます。
- 「門真市消費者安全確保地域協議会」において、情報を共有することにより、見守り活動を実施するなど、消費者の安全を確保できる体制を推進していきます。

#### 施策の展開

<p>①安全・安心なまちづくりの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆自治会で過去に設置されている防犯カメラについて点検を行うとともに、門真市防犯対策アクションプランに基づき、自治会からの要望を基に警察と協議し、設置していきます。</li> <li>◆地域や警察との協働により、小学校区内で実施する防犯キャンペーンや全国地域安全運動期間において、市・市民・警察・防犯協議会等と連携し、防犯啓発のイベント等を実施していきます。</li> </ul>
<p>②消費者被害の防止と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆自治会や福祉施設、地域団体などに消費生活相談員を派遣し、より複雑・巧妙化する特殊詐欺や悪質商法の被害の防止や消費者問題の基礎知識、消費者相談トラブル事例などの出前講座を継続して実施していきます。</li> <li>◆広報紙や市ホームページをはじめ、年金支給日や各種イベント等で、消費生活団体や地域会議、老人クラブ連合会、警察等と協働で消費者被害に関する周知・啓発に努めていきます。</li> </ul>

- ◆特殊詐欺や悪質商法等の電話の会話内容について録音をする、特殊詐欺等被害防止機器の無償貸与を行うことにより、被害の未然防止につなげていきます。
- ◆門真市消費者安全確保地域協議会において、関係機関との協働による見守り活動を実施するなど、消費者被害の未然防止と拡大防止に努めていきます。

### ■取組を測る指標■

指標	単位	令和元（2019）年度 実績値	令和5（2023）年度末 目標値
門真市の刑法犯認知件数	件	1,343	1,038
特殊詐欺等被害防止機器貸与数	台	173	373

※ 門真市の刑法犯認知件数については、各年の1月～12月の累積件数。

特殊詐欺等被害防止機器貸与数は平成29（2017）年度からの累積台数。



### 門真市消費者安全確保地域協議会

高齢者、障がい者（児）、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害の拡大・防止のため、平成30（2018）年度に市及び福祉関係者などが連携した「門真市消費者安全確保地域協議会」を設置しています。

門真市消費者安全確保地域協議会においては、構成員間で消費者被害の情報共有や見守り活動の中で発見された消費者被害の情報を消費生活センターへつなぐなど、消費者被害の未然防止と早期発見による被害の拡大防止を図っています。

令和2（2020）年度においては、協議会の構成員による高齢者・障がい者の消費者被害の実態等について報告する会議を2回、消費者被害の事例研修会（ロールプレイング）を1回実施しました。



【問合せ先】消費生活センター

☎ 06-6902-7249 / FAX 06-6916-2011

## (4) 災害や感染症対策に係る体制整備

### 現状と課題

- 国より、第8期計画では、災害に対する備えや感染症対策に対する備えについての検討を図りつつ、対策を明示していく必要が示されています。
- 災害対策については、日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要です。このため、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促すことが必要となります。
- 要介護3以上の人を避難行動要支援者と位置づけ、名簿作成や管理をするとともに、地域防災計画を策定し、有事の際に迅速かつ適切な対応を図ることで、安心、安全な地域づくりに取り組んでいます。
- 感染症対策については、介護事業所等と連携し、「新しい生活様式」などの感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備を行うことが重要となります。

### 方向性

- 災害発生時、感染症発生時においては、保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備が必要であり、緊急時に備えた事業所間連携を含む応援体制の構築や人材確保策を講じることが重要であることから、高齢者保健福祉に関する事業やくすのき広域連合の事業と連携し、いち早く情報収集に努めていきます。
- 防災意識の向上に取り組むとともに、災害時に迅速な対応ができるよう、自主防災組織の育成・強化、福祉避難所の確保などの取組を拡充していきます。
- 平時から、災害時など緊急時に助け合える地域づくりを進めるために、避難行動要支援者の把握に取り組むとともに、地域団体や関係機関、サービス提供事業所などとの連携を強化し、避難や安否確認、避難誘導における支援などの体制づくりを進めていきます。
- 感染症については、国や大阪府等からの必要な情報を介護事業所等と共有するとともに、大阪府や関係団体等と連携し、感染症対策への体制を構築していきます。また、必要に応じて、マスクや消毒液などの物資の確保や提供に努めていきます。
- 公共施設や各種事業では、感染症対策を行っていくとともに、市民に対しても普及啓発を実施し、事業の展開や活動が維持できるように努めていきます。また、新たな普及啓発や事業の実施方法について検討していきます。

## 施策の展開

①防災知識の普及と災害時シミュレーションの実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆守口市門真市消防組合、門真市消防団などと連携し、自治会などの行事を活用して、災害に関する知識の普及のため、防災講話や防災用品などの紹介などを引き続き行っていきます。</li> <li>◆自治会をはじめとする自主防災組織等からの防災講話等の要望に応えられるよう、より一層体制を整えるとともに、守口市門真市消防組合、門真市消防団とのさらなる連携を進め、市民及び地域社会における防災意識の醸成に努めていきます。</li> <li>◆災害時を想定した訓練等により、平時からいざというときの行動を想定した対応が図られるよう、市民向けの啓発活動に取り組んでいきます。</li> </ul>
②避難行動要支援者に対する支援体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆避難行動要支援者名簿を活用した避難行動支援の実施体制、実施手順、名簿の保管方法、安否確認の方法などの方策について引き続き検討を進めていきます。</li> <li>◆避難行動要支援者マニュアルを必要に応じ改訂し、市民への周知を図っていきます。</li> <li>◆避難行動要支援者を支える支援者が減少していることから、支援者の確保に努めるとともに、避難行動要支援者の基準となる年齢の引き上げなどについて、検討していきます。</li> </ul>
③要配慮者の福祉避難所の確保
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆社会福祉法人と災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定を締結し、引き続き、災害時に避難所で避難生活を送ることが困難な要配慮者の二次的な避難所として、福祉避難所の確保に努めていきます。</li> </ul>
④感染症予防にかかる相談体制の確保
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各窓口にアクリル板の設置等の感染症対策を講じ、安心して相談できるようにしていきます。</li> <li>◆オンライン相談等の非接触での相談体制について検討していきます。</li> </ul>
⑤人が集う場やイベント等での感染症対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国や大阪府の指針等に基づき、事業の実施内容について検討していきます。</li> <li>◆参加者や実施者がマスクを着用するとともに、検温や消毒等を実施することにより、感染症防止に努めていきます。</li> <li>◆三つの密（密閉・密集・密室）を避け、換気を行うなど、感染症対策に十分配慮し実施していきます。</li> <li>◆オンラインでの参加や動画での配信等について検討していきます。</li> </ul>

## ■ 取組を測る指標 ■

指標	単位	令和元（2019）年度 実績値	令和5（2023）年度末 目標値
避難行動要支援者名簿登録者のうち、同意者名簿に登録している人の割合	%	33.5	↑
防災講話の開催回数	回	19	↑



## 防災講話の取組紹介

危機管理課では、自主防災組織や学校、事業所をはじめとする地域の方からの依頼を受け、「自助」・「共助」や備えておくべきことなど、防災に関する知識の普及啓発のため、防災講話を実施しています。

主な内容は、「自助」・「共助」のことや、気象情報をはじめとする災害に関する情報の収集手段、市の防災に関する取組などを説明しています。また、雨や台風が多くなる時期は、市が作成しているハザードマップを用いて、浸水時の避難方法や、河川氾濫によって想定されている浸水の深さなど水害時の危険性について説明を行ったりしています。そのほか、市で備蓄している品目の紹介や、実際に段ボールベットの組立てを行うなど、依頼内容に応じてさまざまな防災講話を実施しています。

【問合先】危機管理課

☎ 06-6902-5812 / FAX 06-6902-4935





## コラム コロナ禍でもつながりの取組紹介

新型コロナウイルス<sup>\*</sup>の感染拡大により、施設で暮らし高齢者は、外出はもちろん家族とも面会できない状態となり、デイサービスも自粛される方が増え、同時に認知症などの症状が原因で家族との関係が悪化する人も増えました。

こんな時だからこそ、認知症の人や要介護高齢者が離れていても地域社会とのつながりを感じられる取組が最重要と考え、新たな活動に取り組みました。

認知症の人ができることを分業し、テレワークで完成させた「夢かなえマスク」づくりや門真市内の高校生とひとり暮らし高齢者や施設利用高齢者とを文通でつなぐ「心でつながる文通プロジェクト」、市内の他団体と共にステイホーム中に折り鶴を作ることで人と人とをつなぐ「かどま折り鶴 12万羽プロジェクト」、外出自粛で閉じこもりがちな認知症の人や高齢者に笑顔になってもらうための川柳や折り鶴、綿花栽培グッズの配布や笑いヨガや認知症予防クイズを動画配信するなど門真市高齢福祉課と協働で「おうち de 笑おう！プロジェクト」などに取り組みました。

また、コロナ禍でも三密を回避でき、ソーシャルディスタンスを保ちながらラジオ体操と一緒に楽しむことのできる、「畑でラジオ体操」に取り組みました。外出ができない高齢者からは、オンラインでライブ配信して欲しいという希望が寄せられ、オンラインでつながり、ラジオ体操を一緒にを行っています。



▲「夢かなえマスク」製作の様子



▲高校生とのオンライン交流会の様子



◀「畑でラジオ体操」の様子

【問合せ】ゆめ伴プロジェクト in 門真実行委員会 事務局（門真市社会福祉協議会内）

☎ 06-6902-6453 / FAX 06-6904-1456

## 6 総合的な推進体制の充実

### (1) 地域支援体制の充実

#### 現状と課題

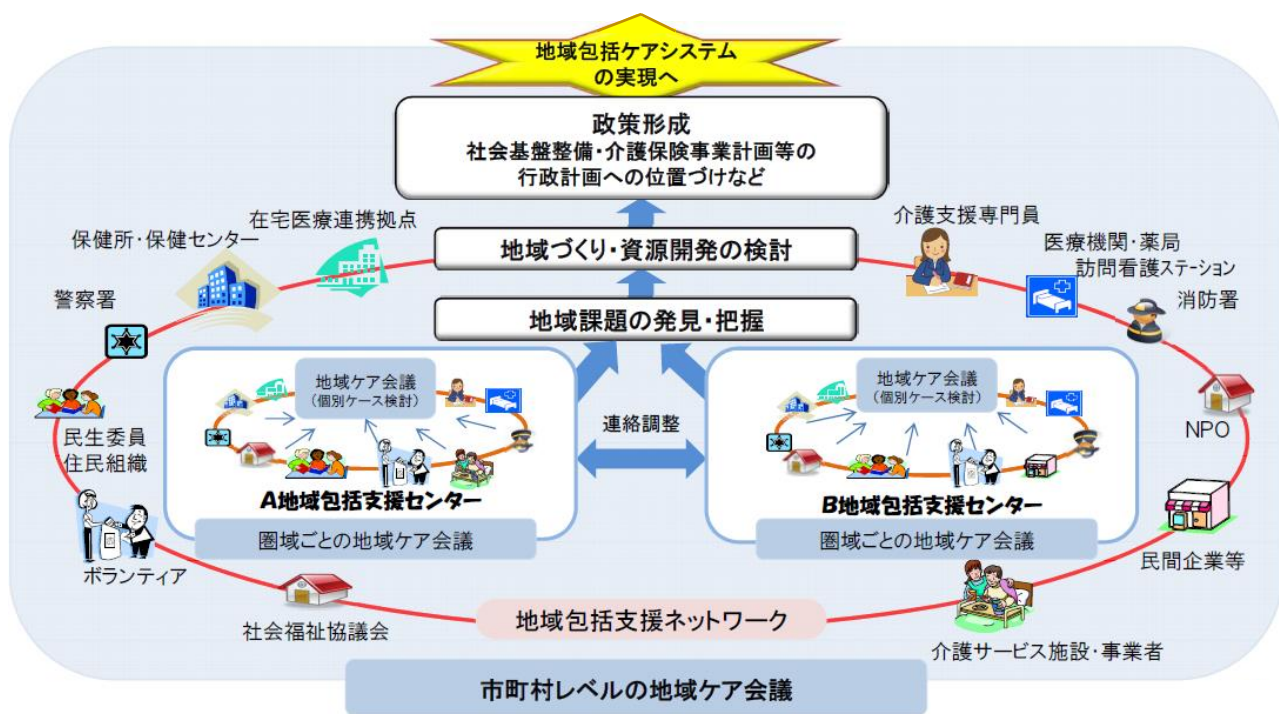
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、それぞれの状態に応じて自立した日常生活を営めるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向け取組を進めています。
- 気軽な相談から複雑な相談について対応するために、相談窓口の連結や総合相談体制づくりが必要となっています。
- 地域ケア会議においては、市域の課題を検討する地域ケア推進会議、各地域包括支援センターの課題を検討する圏域ケア会議、個別の事例を検討する個別ケア会議の階層に分けて、課題の解決が図られるように会議の開催を行っていますが、課題解決が困難なケース等や複雑で複合的な問題が多くなっています。
- 近年では、親が80代、子が50代を迎えたまま、さまざまな生活問題を抱え、孤立し、生きることに行き詰まる8050問題など、高齢者だけではなく家族全体への支援が必要なケースがみられ、さまざまな関係機関・団体・地域とさらなる連携が必要となっています。

#### 方向性

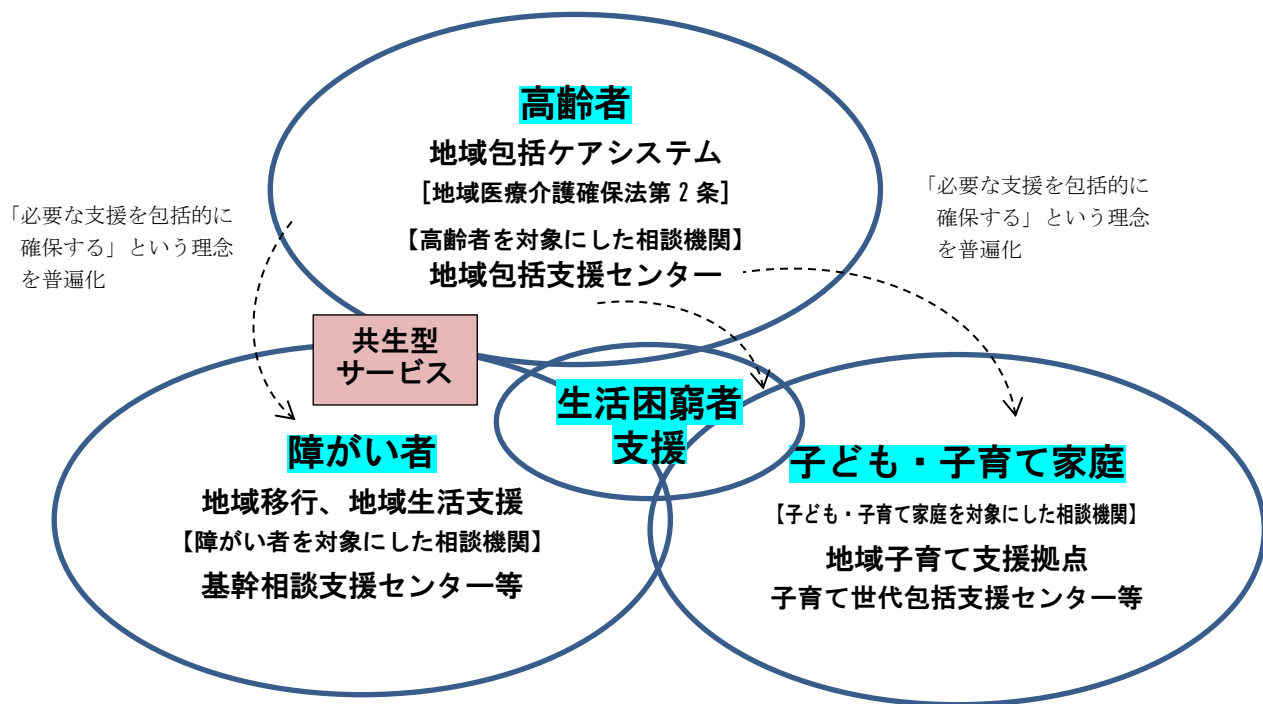
- 地域包括ケアシステムの深化・推進をさらに進め、保健・医療・福祉・教育など、さまざまな分野の関係機関・団体・地域が連携・協働する体制を整備し、高齢者が安心して住み続けることのできる「門真市版地域包括ケアシステム」を進めていきます。
- 地域ケア会議をはじめとするさまざまな協議の場が、それぞれ協議・検討を進めるだけでなく、連携し、情報の共有が図られる体制づくりを進めていきます。
- 高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、課題の早期発見、早期介入につなげるため、地域包括支援センターの総合相談窓口としての相談支援体制の強化と地域包括支援センターのさらなる周知を進めていきます。
- 地域の相談機能の向上や地域課題への対応のため、地域福祉の担い手に対する各種研修や講習会を開催し、地域における取組では解決できない福祉課題について、必要に応じて専門機関などへ適切につなげるための環境づくりを進めていきます。
- 障がいや生活困窮等、支援を必要とする高齢者が抱える多様で複合的な問題・課題に対応するため、行政、地域住民、地域の多様な主体が協働して、地域の誰もがお互いに支え合い助け合う地域共生社会の実現をめざした取組を進めていきます。



地域ケア会議の活用による地域包括ケアの推進



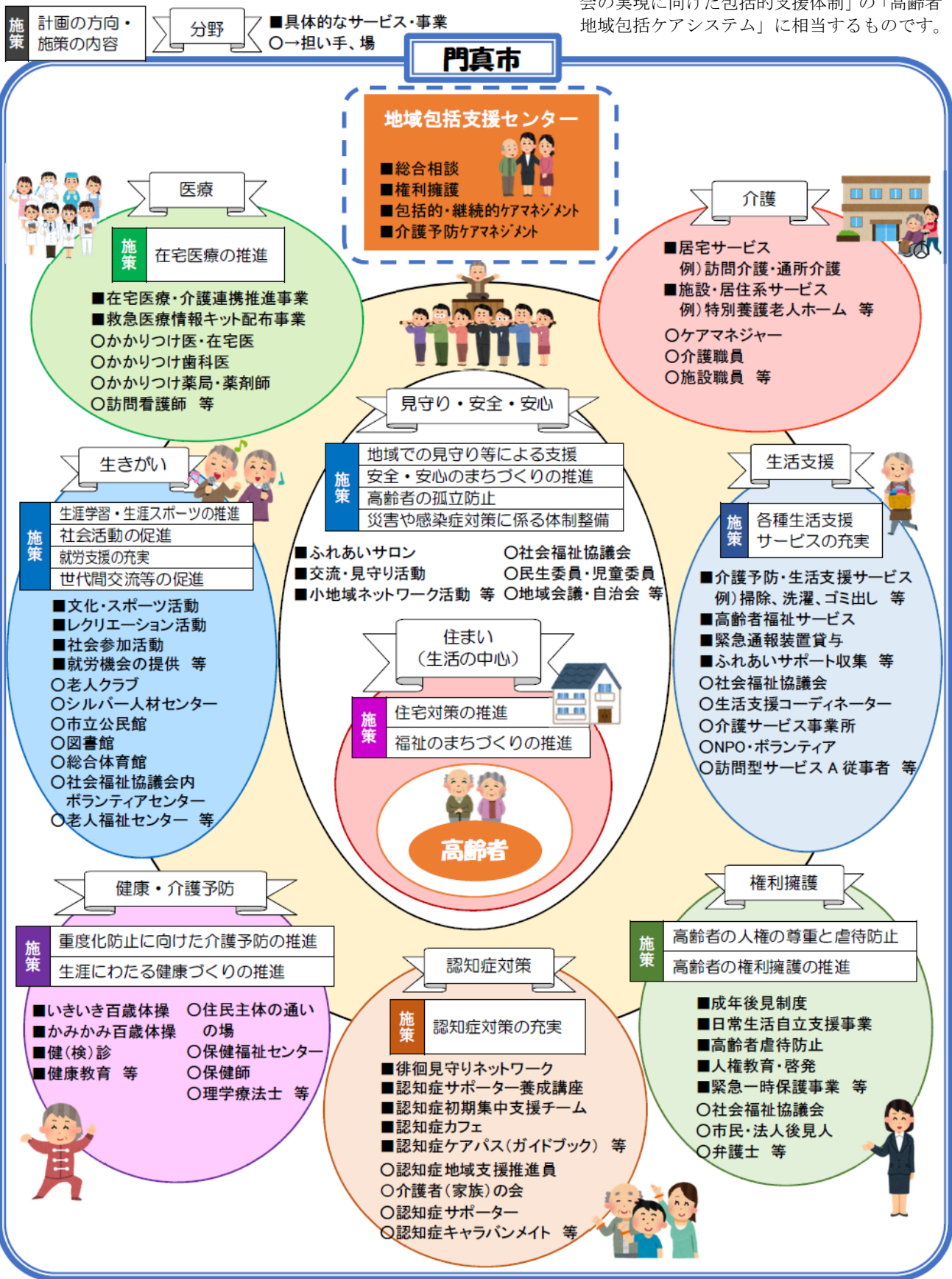
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



土台としての地域力の強化  
「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

# 門真市版地域包括ケアシステム【イメージ】

※門真市版地域包括ケアシステムは「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」の「高齢者地域包括ケアシステム」に相当するものです。



## 施策の展開

①地域ケア会議の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆医師会・歯科医師会・薬剤師会などとの連携を深めつつ、困難事例などのケース検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、ネットワークの構築と地域に共通した課題を明らかにしていきます。</li> <li>◆門真市域包括ケア会議連絡部会や全体部会を開催し、地域包括支援センター及び関係機関における情報共有、連携体制の強化に努めていきます。</li> <li>◆介護予防ケアマネジメント検討会議（自立支援型地域ケア会議）を開催し、自立支援・介護予防の推進や高齢者の生活の質の向上を図るとともに、ネットワーク構築と地域課題の把握を行っていきます。</li> </ul>
②ボランティア・NPO団体等のネットワークづくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民公益活動支援センターとともに、市内のNPO法人や市民公益活動団体、地域会議等とのマッチングやコーディネートを図り、ネットワークの構築を進めていきます。</li> <li>◆NPO法人などと市との協働のまちづくりを一層推進するにあたり、各団体の領域を超えた幅広いネットワークの構築を図っていきます。</li> </ul>
③地域支え合いの推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域包括支援センターや民生委員・児童委員、校区福祉委員、自治会などとの連携を図り、地域における高齢者の生活実態の把握や見守り活動などを促進し、情報共有や課題解決などの支援体制の構築をめざしていきます。</li> <li>◆民生委員・児童委員の活動として独居高齢者宅への訪問や安否確認などの見守り活動、地域包括支援センターとの研修会や意見交換等を実施していきます。</li> <li>◆地域における住民相互の交流の充実や様々な活動の活性化を図るため、地域会議を全地域で発足させ、地域会議と自治会の連携を図り、地域力・市民力をさらに向上していきます。</li> </ul>

### ■取組を測る指標■

指標	単位	令和元（2019）年度 実績値	令和5（2023）年度末 目標値
介護予防ケアマネジメント検討会議検討ケース数	件	120	408
地域会議設立件数	件	3	6

※ 地域会議設立件数については、累積件数。

## (2) 情報提供の充実

### 現状と課題

- 高齢者保健福祉計画を本市のホームページに掲載等を行うことにより、本市の保健福祉施策について市民が閲覧し、活用できるようにしています。
- 本市の広報紙やホームページをはじめ、様々な媒体を通じて、高齢者保健福祉全般に係る情報提供に努めています。

### 方向性

- 高齢者が住み慣れた地域で、必要なサービスや支援を適切に利用しながら、できるだけ自立した日常生活が送られるよう、また、安心して暮らすことができるよう、サービスなどに関する情報の提供の拡充に努めていきます。
- 外国人や障がいのある人など、情報が行き届きにくい人などに配慮したきめ細かな広報活動に努めていきます。

### 施策の展開

#### ① 高齢者保健福祉施策の周知と利用意識の啓発

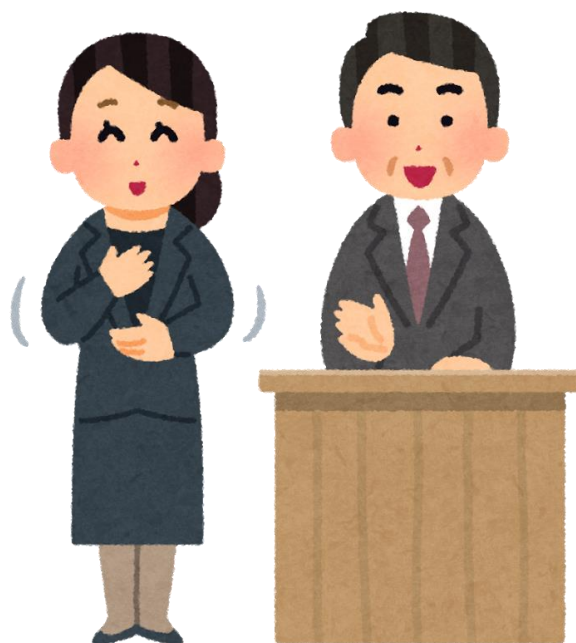
- ◆ 高齢者に関するさまざまな情報・サービスを高齢者が適切に利用するために、広報紙やホームページ、市公共施設窓口でのリーフレットの配架などにより周知していきます。また、外国人高齢者への周知についても検討していきます。
- ◆ 老人クラブや民生委員・児童委員、校区福祉委員、地域包括支援センターなどにも協力を要請し、行事や交流の場での啓発や周知に努め、市民が身近に情報を手に入れることができる体制づくりを進めていきます。
- ◆ ホームページなどを活用し、さまざまな情報をリアルタイムに提供できるよう努めていきます。

#### ② 外国人や障がいのある高齢者への情報提供

- ◆ 引き続き、障がいのある高齢者に声の広報の発行などの地域生活支援事業による支援を行い、障がいのある高齢者が情報の入手を容易にできるように努めていきます。
- ◆ 視覚障がいのある人への情報伝達手段として、点字広報・声の広報・広報紙拡大版を作成し、引き続き発行していきます。
- ◆ 障がいのために意思疎通を図ることに支障のある人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、障がいのある人のコミュニケーションを支援していきます。また、聴覚に障がいのある人等との意思疎通の支援をするため、手話奉仕員養成講座・要約筆記講座や登録手話通訳者を増やすための手話レベルアップ講座を定期的実施し、社会福祉協議会などと連携しながら、意思疎通支援を担う人材の育成を図っていきます。
- ◆ 相談や介護サービスの利用の際、外国人通訳を通し、情報提供や支援に努めていきます。

## ■ 取組を測る指標 ■

指標	単位	令和元（2019）年度 実績値	令和5（2023）年度末 目標値
手話通訳派遣人数	人	219	219
要約筆記派遣人数	人	22	22



## 第6章 計画の推進にあたって

### 1 計画推進について

#### (1) 市内での横断的な取組と市民協働の推進

本計画を所管する高齢福祉課を中心に、市内関係各課と連携を図りながら、高齢者施策に係る取組を推進していきます。本計画は、市民のための事業や取組の展開が基本となるため、市民との協働や積極的な参画を促していきます。

#### (2) くすのき広域連合、大阪府等との連携

本市の高齢者施策に関する取組の充実に向け、介護保険事業の運営主体であるくすのき広域連合との連携を図ります。

また、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、大阪府や近隣自治体などとの連携を図ります。

#### (3) 地域・団体・事業所等との連携

高齢者が安心できるまちづくりに向け、保健・医療・福祉・教育など、さまざまな分野で活躍する団体や組織、企業や事業所、福祉関連の担い手などと連携を図ります。

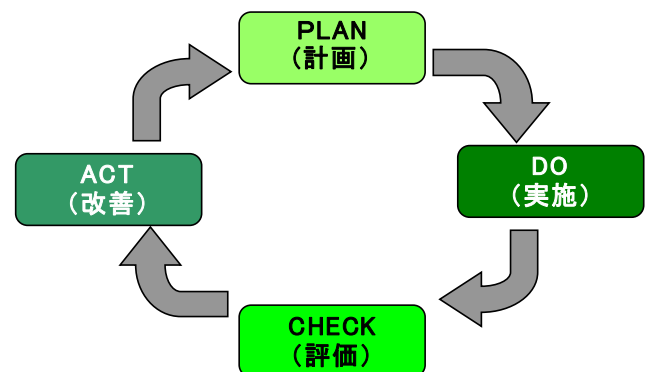
#### (4) 計画の周知と活用

本計画を市広報紙やホームページ等で周知し、市民への周知を図るとともに、活用の促進に努めます。また、市内の関係機関などの協力を得て、市民へのきめ細かい周知を図ります。

### 2 計画の進行管理

計画の進捗管理、評価などを適切に実行するため、関係各課で構成する「門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会ワーキンググループ」において、毎年度、点検と評価検証を行います。

進行管理にあたっては、P D C A (Plan Do Check Act) サイクルに基づき、進行管理を行っていきます。



## 資料編

## 1 計画の策定経過

年月日	事項	内容
令和2（2020）年 5月26日	第1回門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会ワーキンググループ会議	1. 門真市第8期高齢者保健福祉計画の策定について 2. 実態調査票（案）について 3. その他
6月23日	第1回門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会	1. 門真市第8期高齢者保健福祉計画の策定について 2. 実態調査票（案）について 3. 今後のスケジュールについて
7月27日	第1回門真市高齢者保健福祉計画審議会	1. 会長及び副会長の選任について 2. 諮問について 3. 会議の公開・非公開について 4. 門真市第8期高齢者保健福祉計画の策定について 5. 実態調査票（案）について 6. 今後のスケジュールについて
8月11日 ～8月31日	若年者一般調査の実施	本市在住の40～64歳の人を対象にアンケート調査を実施
9月28日	第2回門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会ワーキンググループ会議	1. 門真市第8期高齢者保健福祉計画（骨子案）について 2. 実態調査票及び結果について 3. 施策の方向について 4. その他
10月9日	第2回門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会	1. 実態調査の報告について 2. 門真市第8期高齢者保健福祉計画（骨子案）について 3. 災害や感染症対策に係る各課の取組、課題と今後の方針について 4. その他
11月5日	第2回門真市高齢者保健福祉計画審議会	1. 実態調査の報告について 2. 門真市第8期高齢者保健福祉計画（骨子案）について 3. 災害や感染症対策に係る今後の方針と取組（案）について 4. その他
12月21日	第3回門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会	1. 門真市第8期高齢者保健福祉計画（素案）について 2. その他
12月24日	第3回門真市高齢者保健福祉計画審議会	1. 門真市第8期高齢者保健福祉計画（素案）について 2. 今後のスケジュールについて 3. その他
令和3（2021）年 1月8日～1月27日	パブリックコメントの実施	門真市第8期高齢者保健福祉計画（案）について市民意見の募集

年月日	事項	内容
2月4日	第4回門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会	1. パブリックコメントの実施結果について 2. 門真市第8期高齢者保健福祉計画（最終案）について 3. その他
2月8日	第4回門真市高齢者保健福祉計画審議会	1. パブリックコメントの実施結果について 2. 門真市第8期高齢者保健福祉計画（最終案）について 3. 答申について



## 2 諮問書

門保高第 179 号  
令和 2 年 7 月 27 日

門真市高齢者保健福祉計画審議会  
会長 小寺 鐵也 様

門真市長 宮本 一孝



門真市高齢者保健福祉計画について（諮問）

門真市第 8 期高齢者保健福祉計画を策定するために必要な事項について、貴審議会の意見を求めます。

### 3 答申書

門 高 審 第 7 号  
令 和 3 年 2 月 8 日

門真市長 宮本 一孝 様

門真市高齢者保健福祉計画審議会  
会長 小寺 鐵也

門真市第8期高齢者保健福祉計画について（答申）

当審議会は、令和2年7月27日付け門保高第179号により諮問されました「門真市第8期高齢者保健福祉計画を策定するための必要な事項」につきまして、4回に亘り、審議会を開催し、慎重な審議を重ねた結果、別添「いきいきかどま高齢者プラン2021-門真市第8期高齢者保健福祉計画-（案）」としましたので、ここに答申いたします。

## 4 門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

**第1条** 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関並びに水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

（委任）

**第2条** 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年9月18日門真市条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### 別表（第1条関係）

#### 1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市高齢者保健福祉計画審議会	門真市高齢者保健福祉計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務

## 5 門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

.....

（趣旨）

**第1条** この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

**第2条** 条例別表1の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

（委嘱又は任命）

**第3条** 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

**第4条** 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

**第5条** 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

**第6条** 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

(関係者の出席等)

**第7条** 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年9月24日門真市規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条—第4条関係)

名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
門真市高齢者 保健福祉計画 審議会	会長 副会長	15人以内	(1) 学識経験者 (2) 医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 市民団体を代表する者 (5) 市民の代表 (6) 関係行政機関の職員	委嘱の日から 当該諮問に係 る答申が終了 する時まで	保健福祉部 高齢福祉課

## 6 門真市高齢者保健福祉計画審議会委員名簿

(規則記載順・敬称略)

区 分	所属団体名等	氏 名
学識経験者	種智院大学	◎小寺 鐵也
医療関係団体を 代表する者	門真市医師会	○外山 学
	門真市歯科医師会	滝川 博嗣
	門真市薬剤師会	黒岩 勉
福祉関係団体を 代表する者	門真市社会福祉協議会	市原 昌亮
	門真市民生委員児童委員協議会	森田 隆之
	門真市特養施設長連絡会	宇治 亨
市民団体を 代表する者	門真市自治連合会	長谷川 忠秋
	門真市老人クラブ連合会	山岸 眞弓美
	門真エイフボランティアネットワーク	品川 幸子
	門真市介護者（家族）の会	山本 ミツエ
	門真市ボランティアグループ連絡会	長田 宮子
市民を 代表する者	公募（40歳～64歳の市民）	泰江 千代美
	公募（65歳以上の市民）	古川 加代子
関係行政機関の 職員	大阪府守口保健所	松本 一美

◎会長 ○副会長

## 7 門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会設置要綱（抜粋）

### （設置）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人保健福祉計画を策定するとともに当該計画を推進するため、門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （組織）

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は高齢福祉課長の職にある者とし、副委員長は福祉政策課長の職にある者とする。
- 3 委員は、次の表に掲げるものとする。

企画課長、危機管理課長、地域政策課長、人権市民相談課長、生涯学習課長、健康増進課長、障がい福祉課長、都市政策課長

- 4 前項に定める者のほか、門真市社会福祉協議会事務局長の職にある者を委員に加えることができる。

### （職務）

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

### （会議の招集）

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### （下部組織の設置）

第5条 委員会は、具体的な計画を企画立案させるとともに策定された計画に基づく各事業の進捗状況を把握及び点検をさせるための下部組織を設置することができる。

### （報告）

第6条 委員長は、委員会の会議の検討経過又はその結果について、必要に応じて市長に報告しなければならない。

### （庶務）

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部高齢福祉課が行う。

### （委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

## 8 門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会委員名簿

(機構順・敬称略)

課名・役職名	氏名
企画財政部企画課長	高田 隆慶
総務部危機管理課長	阪本 敏夫
市民文化部地域政策課長	花城 勉
市民文化部人権市民相談課長	笹井 麻里子
市民文化部生涯学習課長	隈元 実
保健福祉部福祉政策課長	○清水 順子
保健福祉部健康増進課長	池尻 亜希子
保健福祉部障がい福祉課長	狩俣 政美
保健福祉部高齢福祉課長	◎北倉 透雄
まちづくり部都市政策課長	平山 正和

◎委員長 ○副委員長



## 9 門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会ワーキンググループ設置要綱（抜粋）

門真市高齢者保健福祉計画策定協議会ワーキンググループ設置要綱（平成4年5月1日施行）の全部を改正する。

（設置）

**第1条** 門真市高齢者保健福祉計画の策定に関し、門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）の下部組織として具体的な計画を企画立案するとともに策定された計画に基づく各事業の進捗状況の把握及び点検をするため、門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（構成）

**第2条** ワーキンググループの委員は、次の表に掲げる課等の職員をもって構成する。

企画課、人権市民相談課、生涯学習課、福祉政策課、健康増進課、障がい福祉課、高齢福祉課
--

2 前項に定める者のほか、大阪府守口保健所及び門真市社会福祉協議会事務局の職員を委員に加えることができる。

（リーダー及び会議）

**第3条** ワーキンググループにリーダーを置き、当該リーダーは高齢福祉課の職員をもって充てる。

2 ワーキンググループの会議は、リーダーが必要に応じて招集し、会議の議長となる。

（学識経験者等の出席）

**第4条** 計画の立案、推進及び検討に必要な知識・情報を得るために、学識経験者及びワーキンググループの構成員以外の関係職員に出席を求め、資料の提出及びその意見を聴くことができる。

（報告）

**第5条** リーダーは、ワーキンググループの会議における計画立案等の検討過程又はその結果を委員会に報告しなければならない。

（庶務）

**第6条** ワーキンググループの庶務は、保健福祉部高齢福祉課が行う。

**附 則**

この要綱は、平成17年6月24日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 10 門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会ワーキンググループ委員名簿

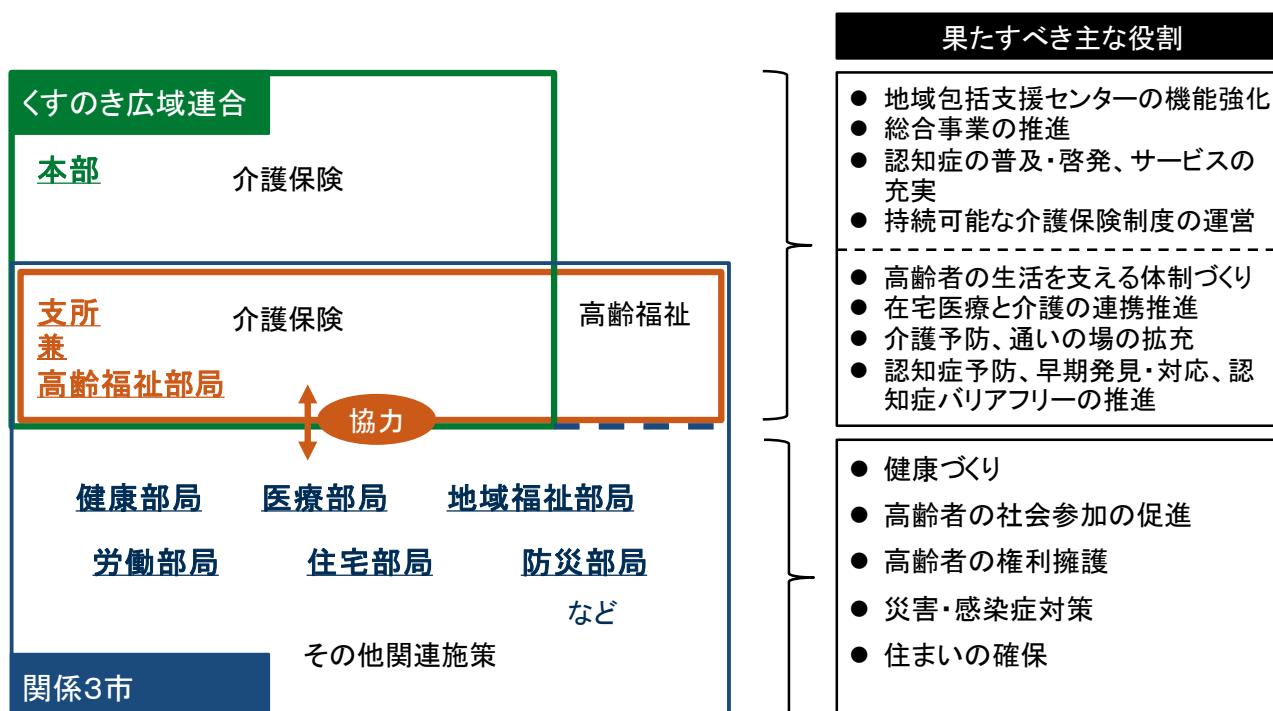
(機構順・敬称略)

課 名	氏 名
企画財政部企画課	清原 崇之
市民文化部人権市民相談課	西田 俊子
市民文化部生涯学習課	西原 春花
保健福祉部福祉政策課	新谷 由紀
保健福祉部健康増進課	船阪 明優美
保健福祉部障がい福祉課	馬屋原 良子
保健福祉部高齢福祉課	中村 賢

# 11 第8期くすのき広域連合介護保険事業計画(抜粋)

## (1) 計画の推進体制

### ■計画の推進体制及び役割分担



## (2) 計画の進行管理及び点検体制

重点的に取り組むテーマは、基本理念である『すべての高齢者が住み慣れたまちで安心して生活ができ、社会参加が進む地域共生社会の実現』に向けて、重点的に対応すべき事項、介護保険制度の持続的な運営などを鑑み、以下のように設定しています。

介護予防、健康づくりの推進	(1) 介護予防、健康づくりの取組全体について a) 適切な効果検証によるPDCAサイクルを回す仕組みづくり b) 通いの場の確保 (2) 総合事業により提供する支援、サービスについて a) 総合事業サービス類型ごとの役割の明確化 (3) 地域資源・支援体制について a) サービス基盤の整備 b) ボランティアの確保
---------------	--

<p>地域包括ケアシステムを推進するための体制整備</p>	<p>(1) 介護予防ケアマネジメント  a) ケアマネジャーの資質向上</p> <p>(2) 地域の基盤整備、機能強化  a) 第2層協議体の整備</p> <p>(3) 人員体制の強化、多様な担いで確保  a) 地域包括支援センターの強化  b) 多様な担いで確保</p> <p>(4) 地域のネットワーク  a) 医療介護の連携</p> <p>(5) 持続的なサービス提供、質の向上  a) 生活支援体制の整備</p>
<p>認知症「共生」「予防」の推進</p>	<p>(1) 各種取組の認知向上、市民啓発  a) 認知症関連事業の周知・啓発</p> <p>(2) その他支援体制、ツールの充実  a) インフォーマルサービスに対する支援</p> <p>(3) 認知症サポーター / 認知症カフェ  a) 認知症カフェの拡充  b) 認知症サポーターの活動促進</p> <p>(4) 認知症初期集中支援事業  a) 認知症初期集中支援チームの稼働向上</p>

## 12 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた相談内容を市区町村とともに把握し、行政機関、保健所、医療機関、介護サービス事業所、警察など適切な機関と連携して解決に努め、地域の高齢者や家族を支えます。

### 介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や事業対象者、支援や介護が必要となるおそれの高い人のために、介護予防などの支援をします。

### 権利擁護

高齢者のみなさんのさまざまな権利を守るために、消費者問題の相談や虐待の早期発見、成年後見制度の紹介などを行います。

### 地域の高齢者を支える拠点 地域包括支援センター

主任  
ケアマネジャー



保健師または  
経験豊富な看護師



社会福祉士



地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携をとりながら、高齢者を支えます。

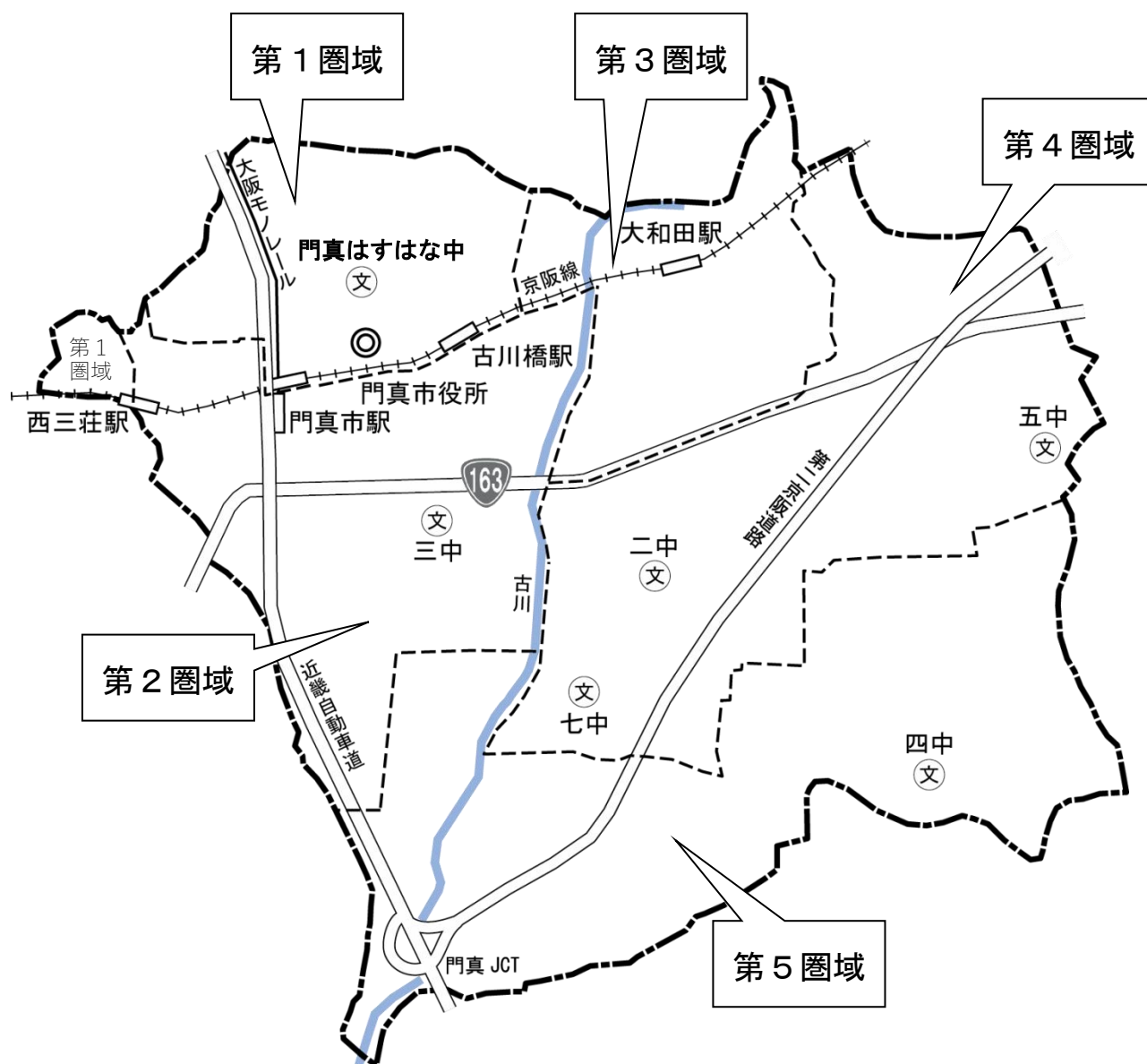
### 総合相談支援

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他なんでもご相談ください。

### 包括的継続的 ケアマネジメント支援

ケアマネジャーへの日常的な指導や相談、困難事例などについての指導や助言を行います。

## ●門真市の日常生活圏域●



日常生活圏域	小学校区	地域包括支援センター
門真 第1	門真みらい	門真第1地域包括支援センター 堂山町 25-20 TEL 06-6780-0808
門真 第2	門真・速見	門真第2地域包括支援センター 柳田町 27-21 TEL 06-6906-7077
門真 第3	大和田・古川橋・上野口	門真第3地域包括支援センター 大橋町 12-8 TEL 072-800-0825
門真 第4	四宮・沖・北巢本・五月田	門真第4地域包括支援センター 北島町 12-3 TEL 072-887-6540
門真 第5	脇田・砂子・二島・東	門真第5地域包括支援センター 桑才町 19-25 TEL 072-883-3334

## 13 主な施設一覧

施設区分	施設名	住所	電話番号
保健福祉	老人福祉センター	御堂町 12-5	06-6903-7771
	高齢者ふれあいセンター	岸和田3丁目 44-11	072-886-0015
	地域高齢者交流サロン	沖町 28-2	06-6903-7771 (老人福祉センター)
	保健福祉センター	御堂町 14-1	06-6904-6400
	保健福祉センター診療所		06-6903-3000
	守口保健所	守口市京阪本通2丁目5-5 (守口市役所8階)	06-6993-3131
	社会福祉協議会	御堂町 14-1 (保健福祉センター1階)	06-6902-6453
市民生活	南部市民センター	島頭4丁目4-1	072-885-1141
	クリーンセンター	深田町 19-5	06-6909-0048
	リサイクルプラザ		06-6902-0045
	消費生活センター	新橋町3-3-217 (京阪門真市駅前門真プラザ2階)	06-6902-7249
	女性サポートステーションWESS	幸福町3-1(コア古川橋内)	06-6900-8550
	市民公益活動支援センター	大字北島 546 (門真市民プラザ3階)	072-800-7431
	中小企業サポートセンター	新橋町3-4-103	06-6995-4068
	シルバー人材センター	中町1-1	06-6905-5911
	ハローワーク門真 (門真公共職業安定所)	殿島町6-4 (守口門真商工会館2階)	06-6906-6831
守口年金事務所	守口市京阪本通2丁目5-5 (守口市役所7階)	06-6992-3031	

施設区分	施設名	住所	電話番号
生涯学習	市立公民館	新橋町 34-24	06-6908-9114
	ルミエールホール (門真市民文化会館)	末広町 29-1	06-6908-5300
	中塚荘(市民交流会館)	月出町 11-1	06-6907-8101
	生涯学習センター	大字北島 546 (門真市民プラザ2階)	072-887-6682
	歴史資料館	柳町 11-1	06-6908-8840
	図書館(本館)	新橋町3-4-101	06-6908-2828
	図書館(門真市民プラザ分館)	大字北島 546 (門真市民プラザ2階)	072-887-6648
生涯スポーツ	総合体育館	中町 11-70	06-6115-5166
	門真市民プラザ体育館・グラウンド	大字北島 546	072-887-6607
	市立テニスコート・青少年運動広場	三ツ島3丁目 12-6	072-881-4343
	旧第六中学校運動広場	中町 1-25	06-6909-3011
	旧北小学校運動場	泉町 4-12	06-6902-7195 (生涯学習課)
	東和薬品RACTABドーム (大阪府立門真スポーツセンター)	三ツ島3丁目 7-16	072-881-3715
公園	弁天池公園	岸和田 1丁目 8-2	072-882-1474
	北打越公園	打越町 30	06-6902-6242 (道路公園課)
	四宮公園	四宮 4丁目 4	



## 14 事業実績（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）

### 健康づくり、介護予防の推進

#### ●重度化防止に向けた介護予防の推進

	区 分	平成 29 (2017)年度	平成 30 年 (2018)年度	令和元 (2019)年度
一般介護予防事業	通いの場(「いきいき百歳体操」等) の設置箇所数	15	20	34
	通いの場の参加人数	238	315	601
介護予防教室	開催回数	48	38	42
	参加人数	951	802	948
自立支援型地域ケア会議	開催回数		8	31
	検討事例数		27	93
介護予防ケアマネジメント 研修会	開催回数		1	1
	参加人数		94	109

※自立支援型地域会議・介護予防ケアマネジメント研修会は平成30（2018）年度から実施

#### ●生涯にわたる健康づくりの推進

	区 分	平成 29 (2017)年度	平成 30 年 (2018)年度	令和元 (2019)年度
肺がん検診	集団検診・受診人数	1,520	1,347	1,472
	個別検診・受診人数	8,210	8,421	8,132
胃がん検診	集団検診・受診人数	451	413	382
	個別検診・受診人数	1,279	1,104	934
大腸がん検診	集団検診・受診人数	530	493	472
	個別検診・受診人数	5,155	5,103	5,087
子宮がん検診	受診人数	1,808	2,555	2,344
乳がん検診	受診人数	1,060	1,410	1,230
成人歯科健康診査	受診人数	407	352	377
一般健康診査(15～39歳以下の 市民、40歳以上生活保護受給者)	受診人数	445	416	428
特定健康診査	受診人数	6,859	6,184	6,276
	受診率(%)	31.6	30.2	32.0
特定保健指導	参加人数	80	32	39
	実施率(%)	10.4	4.5	5.1
高齢者インフルエンザ予防接種	接種人数	14,133	14,795	15,585
高齢者肺炎球菌予防接種	接種人数	3,802	3,739	1,130
健康教育の実施	回数	56	51	51
	延べ参加人数	1,664	1,341	1,678

## 高齢者及びその家族への日常的な支援

## ●各種生活支援サービスの充実

	区 分	平成 29 (2017)年度	平成 30 年 (2018)年度	令和元 (2019)年度	
サロン(居場所づくり)講座	参加人数	19	17	未実施	
街かどデイハウス通所 事業	延べ参加人数	3,050	3,456	3,637	
緊急通報装置貸与	設置台数	373	343	317	
さわやか訪問収集	収集件数	184	201	196	
	延べ登録者数	760	849	924	
ふれあいサポート収集	延べ登録世帯数	21	34	43	
社会福祉協議会 における事業	ねたきり高齢者等紙おむつ 給付事業	人数	64	47	53
	ふとん丸洗いサービス	人数	12	4	4
	ハウスクリーニングサービス	人数	13	8	5
	車いす貸出	人数	357	370	358

## ●地域での見守り等による支援

	区 分	平成 29 (2017)年度	平成 30 年 (2018)年度	令和元 (2019)年度
小地域ネットワーク活動(高齢者) グループ援助活動「いきいきサロン」	参加延べ人数	28,971	28,540	26,441
小地域ネットワーク活動(高齢者) 個別援助活動「いきいきサロン」	参加延べ人数	8,014	8,156	7,752
救急医療情報キット配付事業	延べ申請者実人数	9,796	9,469	8,847
おせち料理配食事業	配食数	552	567	587
生活困窮者自立相談支援事業	新規相談受付件数	339	295	350
生活困窮者住居確保給付金支給事業	相談受付件数	72	55	41
一時生活支援事業	利用人数	9	9	6

## ●認知症対策の充実

	区 分	平成 29 (2017)年度	平成 30 年 (2018)年度	令和元 (2019)年度
認知症初期集中支援チーム (門真オレンジチーム)	相談件数	3	1	5
認知症サポーター養成数	サポーター養成人数	979	827	880
	総サポーター養成人数	4,914	5,741	6,621
徘徊SOSネットワーク	登録人数	10	31	45

※徘徊SOSネットワークの登録者数は平成28(2016)年度からの累積人数

## 高齢者の尊厳の確保

### ●高齢者の人権の尊重と虐待防止

	区 分	平成 29 (2017)年度	平成 30 年 (2018)年度	令和元 (2019)年度
人権講座	開催回数	5	5	4
高齢者の 虐待相談・通報件数	虐待相談件数	52	53	52
	虐待判断件数	5	2	14
養介護施設従事者等による 虐待相談件数	虐待相談件数	8	4	6
	虐待判断件数	0	1	0
養護老人ホーム入所措置事業	延べ措置人数	37	37	29

### ●高齢者の権利擁護の推進

	区 分	平成 29 (2017)年度	平成 30 年 (2018)年度	令和元 (2019)年度
成年後見人制度の 市長申立て件数	市長申立て件数(家庭裁判所申立)	4	5	7
	※市長申立て事務に要した件数	1	3	0
日常生活自立支援事業	利用者数	73	60	57
	内認知症高齢者利用者数	25	17	15

※市長申立ての対象になったが、家庭裁判所までの審判申立てまで至らなかった件数

### ●高齢者の孤立防止

	区 分	平成 29 (2017)年度	平成 30 年 (2018)年度	令和元 (2019)年度
老人クラブの加入状況	クラブ数	128	122	116
	会員数	7,468	6,904	6,257
老人福祉センター・高齢者ふれあい センター・地域高齢者交流サロン	延べ利用者数	68,555	65,991	60,368

## 生きがいづくりと社会参加の促進

### ●生涯学習・生涯スポーツの推進

	区 分		平成 29 (2017)年度	平成 30 年 (2018)年度	令和元 (2019)年度
スポーツ関連事業	スポーツ教室	参加人数	30	32	35
	紅葉ウォーキング	参加人数	46	65	59
スポーツ・レクリエーション事業	参加人数		5,619	6,275	7,566
生涯学習フェスティバル	参加人数		2,265	790	858
「歩こうよ・歩こうね」運動事業	参加人数		908	809	622

## ●社会活動の促進

	区 分	平成 29 (2017)年度	平成 30 年 (2018)年度	令和元 (2019)年度
NPO 法人の設立	設立延べ数	37	38	38
ボランティア養成講座	各種講座参加人数	54	47	58

## ●就労支援の充実

	区 分	平成 29 (2017)年度	平成 30 年 (2018)年度	令和元 (2019)年度
シルバー人材センター事業	会員数	1,651	1,675	1,696

## ●世代間交流等の推進

	区 分	平成 29 (2017)年度	平成 30 年 (2018)年度	令和元 (2019)年度
学校・園における各種世代間交流事業	実施回数	84	80	81

## 住みやすい環境づくり

## ●福祉のまちづくりの推進

	区 分	平成 29 (2017)年度	平成 30 年 (2018)年度	令和元 (2019)年度
交通安全施設整備箇所数	箇所	33	59	40
運転者講習会(春・秋)	参加人数	515	551	475
交通安全教室(防犯キャンペーン内)	実施回数	2	3	3
小学校での福祉教育の推進	体験学習等の実施回数	3	4	14
	参加人数	96	218	785

## ●住宅対策の推進

	区 分	平成 29 (2017)年度	平成 30 年 (2018)年度	令和元 (2019)年度
有料老人ホーム等立入検査数	件数	7	9	7

## ●安全・安心のまちづくりの推進

	区 分	平成 29 (2017)年度	平成 30 年 (2018)年度	令和元 (2019)年度
避難行動要支援者名簿登録者	同意者名簿に登録している 人の割合(%)	37.7	37.7	33.5
防災講話	開催回数	33	44	19
消費者問題くらしの講座(出前講座)	開催回数	30	32	18
	参加人数	1,969	588	645
特殊詐欺等被害防止機器貸与	延べ貸出数	50	93	173
門真市消費者安全確保地域協議会	開催回数		2	2
防犯カメラ設置促進事業	新規設置基数	46	50	32
門真市の刑法犯認知件数	件数	1,622	1,701	1,343

※門真市の刑法犯認知件数は各年の1月～12月の累計件数

※門真市消費者安全確保地域協議会は平成30（2018）年度から実施

## 総合的な推進体制の充実

## ●地域支援体制の充実

	区 分	平成 29 (2017)年度	平成 30 年 (2018)年度	令和元 (2019)年度
行政協力支援事業	自治会加入世帯数	47,188	45,883	44,390
個別地域ケア会議	開催回数	10	11	14
地域会議の設立	延べ設立数	2	2	3

## 情報提供の充実

	区 分	平成 29 (2017)年度	平成 30 年 (2018)年度	令和元 (2019)年度
門真市意思疎通支援事業	手話通訳派遣件数	129	123	219
	要約筆記派遣件数	30	22	22
地域生活支援事業 (点字・声の広報等発行)	福祉のしおり点訳冊数	8	8	8
	福祉のしおり音声訳枚数	8	8	8

## 15 用語解説

※用語に続く（ ）内は初出の掲載頁を示す

### あ行

#### ●悪質商法（100 頁）

一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたものです。

#### ●いきいきサロン（27 頁）

自宅にひきこもりがちな高齢者の集いの場の提供として、地域住民が組織する校区福祉委員会を中心となり、自治会館や公共施設を会場として企画運営するサロン活動です。高齢者が徒歩で参加しやすいように、地域で身近に参加できる茶話会や健康体操などのイベントが各校区で定期的に開催されています。

#### ●インフォーマルサービス（84 頁）

近隣や地域社会、民間やボランティア等が行う非公式な援助活動のことで、フォーマルサービス（公的機関等が行う制度に基づいた社会福祉サービス）の対語です。

#### ●A I（21 頁）

Artificial Intelligence の略で、人工知能と訳されます。コンピューターの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピューターが学ぶことです。

#### ●A C P（67 頁）

Advance Care Planning の略で、国において愛称を「人生会議」としています。もしものときのために、望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のことです。

#### ●A E D（45 頁）

Automated External Defibrillator の略で、自動体外式除細動器と訳されます。心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

#### ●A D L（72 頁）

Activities of Daily Living の略で、日常生活動作と訳されます。食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的な行動のことをいいます。

#### ●N P O（39 頁）

Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略で、民間非営利組織などと訳されます。自主的・自発的な社会活動を行う事を意味します。平成 10（1998）年 3 月に成立し

た「特定非営利活動促進法（NPO法）」は宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

●嚥下（61 頁）

食物などを口から胃まで運ぶ「飲み込み」のことをいいます。

●エンディングノート（26 頁）

自身の終末期や自分の身に何かがあった時に備えて、自分に関するさまざまな情報を書き記すためのノートのことです。

## か行

●介護予防（2 頁）

要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減をめざすものです。高齢者が可能な限り自立した日常生活を送り続けていけるよう、地域づくりの視点が重要となります。

●介護予防・日常生活支援総合事業（20 頁）

総合事業（介護保険法では、「介護予防・日常生活支援総合事業」として定められています。）は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすものです。

介護予防・生活支援サービス

対象者	要支援認定者または65歳以上で基本チェックリストの判定により事業対象に該当した人 ※介護予防ケアマネジメントに基づき、ニーズ及び状態像に応じた適切なサービスを選択		
		サービスの種類	サービスの内容
サービスの種類	訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	従前の訪問介護と同様 訪問介護員による身体介護、生活援助を提供
		訪問型サービスA（緩和型）	掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供 ※身体介護は含まれない
		訪問型サービスB（住民主体型）	家事や見守り等、ボランティアによる生活援助 ※身体介護は含まれない
	通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス	従前の通所介護と同様 中長期的な生活機能向上のための専門職による機能訓練等
		通所型サービスA（緩和型）	通いの場等一般介護予防事業へのつなぎとして体操、レクリエーションを通じ、社会参加を促進
		通所型サービスB（住民主体型）	ボランティア等の運営による交流や介護予防に資する取組
		通所型サービスC（短期集中型）	生活機能を改善するために運動プログラム等を短期集中的に提供
		介護予防ケアマネジメント	自立した生活を送ることができるよう支援計画を作成する等

●門真市人権教育研究協議会（32 頁）

門真市の校長会、教頭会、小・中学校の教員及び教育委員会をもって構成する、人権教育の推進のための各種研究および事業を行うことを目的とする協議会です。

●かみかみ百歳体操（58 頁）

イスに座って口の周りや舌を動かして、食べる力や飲み込む力といった口腔機能の向上を目的としている体操のことです。

●キャラバンメイト（28 頁）

キャラバンメイト養成研修を受講し、登録されている人で、「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人のことです。

●救急医療情報キット（27 頁）

急病や災害時に、迅速に救命活動が行えるよう緊急時の連絡先、病名、かかりつけの病院などの医療情報を記入したシートを専用ケースに保管し、活用するものです。

●くすのき広域連合生活支援サービス協議体（24 頁）

高齢者の日常生活の支援、介護予防に係る体制の整備等を促進するため、地域の実情に応じた高齢者の生活支援体制の整備について協議を行います。

### 生活支援体制の構成

くすのき広域連合 協議体連絡会 (連合単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市域協議体の代表者で構成</li> <li>●市域の取組の意見交換、情報の共有</li> </ul>
第1層生活支援 サービス協議体 (市域単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉や介護などのさまざまな代表で構成</li> <li>●生活支援コーディネーターの配置</li> <li>●課題の共有、資源の把握、開発に向けた取組を実施</li> </ul>
第2層生活支援 サービス協議体 (圏域単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日常生活圏域単位での設置を想定</li> <li>●現在、未設置の状況</li> </ul>

●軽費老人ホーム（ケアハウス）（99 頁）

60 歳以上の高齢者が、さまざまな理由で、自宅で生活することが困難な高齢者が、安心して生活をする施設です。市内に2箇所あり、定員は各々50名となっています。（令和3（2021）年2月末現在）

●ケアマネジャー（介護支援専門員）（20 頁）

要介護者または要支援者の自立した日常生活を援助するために必要な専門的知識及び技術を持ち、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況等に応じた適切な介護保険サービスを利用できるように、市町村、介護保険サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人。



●校区福祉委員会（40 頁）

校区福祉委員会は「校区内の住民の福祉向上をめざし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目的として、自治会・老人クラブ・子ども会などの各種団体、民生委員・児童委員などで構成されている概ね小学校区を単位とした住民主体の組織で、門真市では 15 の校区福祉委員会が組織されています。

●高齢者虐待（32 頁）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律では、養護者による高齢者虐待及び養介護施設等従事者等による高齢者虐待に分けて定義しています。

高齢者虐待としては、次のように分類されます。

i 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。
ii 介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
iii 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
iv 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者に対してわいせつな行為をさせること。
v 経済的虐待	養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

●高齢者徘徊 SOS ネットワーク（28 頁）

高齢者が行方不明になった時に、警察だけでなく、地域の生活関連団体等が捜索に協力して、すみやかに行方不明者を発見保護する仕組みのことです。

●孤立死（27 頁）

明確な定義はありませんが、自宅などで死後、誰にも気づかれることなく、遺体そのままとなる場合のことをいいます。

## さ行

●サービス付き高齢者住宅（18 頁）

高齢者が安心して住める賃貸住宅の供給等を目的とした、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定されている住宅で、居室の広さや設備、バリアフリーといった条件を備えた都道府県等に登録されている住宅です。基本的なサービスとして、安否確認や生活相談などの生活支援サービスが受けられます。

●CSW（55 頁）

Community Social Worker の略で、コミュニティソーシャルワーカーのことです。社会福祉の総合相談窓口として、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担います。

**●自転車安全利用マナー条例（43 頁）**

自転車の安全利用の推進に関し、自転車の安全利用に関する教育、啓発等及び環境の整備等を図るための諸施策を推進し、市民の交通安全の確保に寄与することを目的としたものです。

**●若年性認知症（18 頁）**

65 歳未満で発症する認知症をいいます。原因となる疾患は血管性認知症やアルツハイマー病が多く、男性に多いのが特徴です。

**●消費者被害（45 頁）**

全国的に高齢者の消費者被害は増加を続けています。高齢者の持つ「お金」「健康」「孤独」の 3 つの大きな不安につけ込み、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙います。また、高齢者は自宅にすることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害に遭いやすいのも特徴です。

**●新オレンジプラン（72 頁）**

認知症の人が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するために、厚生労働省が策定したものを新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）といいます。

**●新型コロナウイルス（105 頁）**

新型コロナウイルス感染症は、2019 年 12 月に中華人民共和国の湖北省武漢市で肺炎患者の集団発生が報告されました。この新型コロナウイルス（SARS-CoV2）の感染は世界に拡大し、世界保健機関は公衆衛生上の緊急事態を 2020 年 1 月 30 日に宣言しました。

**●生活支援コーディネーター（20 頁）**

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けた調整役を果たす人のことです。

## た行

**●ダブルケア問題（56 頁）**

介護と育児が同時期に発生する状態で、体力的、経済的、精神的など様々な影響を及ぼしているという問題です。

**●地域ケア会議（20 頁）**

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

自立支援型地域ケア会議は、高齢者の自立（介護が必要な状態の改善または悪化防止）を支援するため、地域の多様な専門職（リハビリテーション専門職、薬剤師、歯科衛生士、栄養士等）の助言を踏まえ、高齢者一人ひとりの支援方法を検討する会議をいいます。

**●地域支援事業（18 頁）**

被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援する事業です。

**●特殊詐欺（45 頁）**

面識のない不特定の人に対し、電話などの通信手段を用いて、預貯金口座への振込みなどの方法により現金などをだまし取る詐欺です。

**●特定健康診査（21 頁）**

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病といわれる糖尿病や高血圧症、脂質異常症のリスクの有無等を検査することを目的とした健診で、40 歳から 74 歳までの方を対象としています。通称「メタボ健診」と呼ばれます。

**●特定保健指導（21 頁）**

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、医師や保健師や管理栄養士等が対象者の身体状況に合わせた生活習慣を見直すサポートをすることです。

**●特別養護老人ホーム（48 頁）**

要介護認定をされ常時介護を必要とする人で、自宅での生活が困難な人に、生活全般の介護（入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話）をする施設です。

**な行****●ニュースポーツ（40 頁）**

グラウンド・ゴルフ、インディアカなど、近年、わが国で行われるようになった比較的新しいスポーツ種目の総称で、「力の限界に挑戦するのではなく、触れ合いと楽しみを追求する」「体力、技術、性別、年齢に左右されず、誰とでもできる」「ルールに弾力性があり、対象、環境、時間による変更が可能である」などの特徴を持っています。市町村で開発したもの、海外から紹介されたものなどを含めると 100 種を超えるニュースポーツがあるとされています。

**●認知症サポーター（27 頁）**

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人（サポーター）のことです。

**●認知症地域支援推進員（28 頁）**

市町村において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担います。

## は行

### ●徘徊高齢者探知システム機器貸与（GPS）（28 頁）

要介護(要支援)認定を受けている方や認知症等で行方不明になるおそれのある高齢者を介護している同居等の家族に対し、高齢者の居場所を早期発見し家族の負担軽減を図るため機器を貸与するものです。

### ●8050 問題（56 頁）

80 代の親が 50 代のひきこもりの子どもの面倒を見続けることを指します。これは、ひきこもりの人の面倒を年老いた親が見続ける世帯が増しているという問題です。

### ●避難行動要支援者（45 頁）

要配慮者（従来、「災害時要援護者」とされていた高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人など、災害時に特に配慮を必要とする人）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいいます。

### ●福祉避難所（45 頁）

通常の避難所での長期の避難生活が困難と判断された人を二次的に受け入れる施設をいいます。市が長期の避難所生活が困難であると判断した場合に、市と協定締結した施設の被災状況などに応じて可能な範囲で福祉避難所を開設するため、災害発生時に直接、福祉避難所へ避難することはできません。

### ●フレイル（54 頁）

加齢とともに、心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態などの危険性が高くなった状態のことです。介護が必要な状態には至っていませんが、十分に健康とも言えない中間的な心身の状態を表します。

## ま行

### ●見守りQRコード（28 頁）

QRコード付きシールを交付し、利用者の衣服や持ち物に接着したコードを、発見者が携帯端末で読み取ると、その人の住所地の市役所電話番号等が表示されるようになっており、早期の身元確認から保護へとつなぐ取組です。

### ●民生委員・児童委員（27 頁）

地域で、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、高齢者や障がい者世帯の見守り、安否確認、適切なサービス等へのつなぎなどを行う、厚生労働大臣から委嘱された非常勤（無報酬）の地方公務員です。委員は市町村ごとに設置される民生委員推薦会による選考等により推薦・委嘱されます。

**●メタボリックシンドローム (21 頁)**

内臓脂肪型の肥満に、高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることで、将来、心臓病や脳卒中などを起こすリスクが高くなっている状態をいいます。単に腹囲が大きいただけでは、メタボリックシンドロームにあてはまりません。

**や行****●ユニバーサルデザイン (95 頁)**

年齢や性別、体型、障がいの有無・レベルや言語にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすい製品、建築、空間などを設計することをいいます。

**●有料老人ホーム (18 頁)**

食事の提供、入浴・排泄などの介護、家事の供与、健康管理のいずれかのサービス（複数も可）を実施しています。「特定施設入所者生活介護」の認可を受け、施設スタッフからの介護を受けられる介護付有料老人ホーム、外部の介護サービスを利用しながら生活する住宅型有料老人ホーム、自立生活ができる方を対象にした健康型有料老人ホームなどがあります。

**●養護老人ホーム (81 頁)**

65 歳以上の方で経済的・環境的な理由により在宅で生活が困難な方に入所措置をする施設です。市内に 1 箇所あり、定員は 30 名となっています。（令和 3（2021）年 2 月末現在）

**ら行****●レスパイトケア (91 頁)**

介護をしている家族などが、要介護状態の人の福祉サービスの利用中、一時的に介護から解放されることで休息をとれるようにすることをいいます。

**●ロコモティブシンドローム (61 頁)**

ロコモティブシンドローム（運動器症候群、通称ロコモ）とは、年齢と共に骨や関節、筋肉など運動器の衰えが原因で、歩行や立ち座りなどの日常生活に支障をきたし介護が必要となる可能性が高い状態のことです。



# いきいきかどま高齢者プラン 2021

—門真市第8期高齢者保健福祉計画—

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度



門真市役所 保健福祉部 高齢福祉課

〒571-8585 門真市中町1-1

電話：06-6902-6176 FAX：06-6780-5201





